令和７年度

決算に係る主要な施策の成果の説明書

相楽広域行政組合

令和７年度決算に係る主要な施策の成果の説明

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第２３３条第５項の規定により、令和７年度相楽広域行政組合の「決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類」を、次のとおり提出する。

令和８年１１月１６日提出

相楽広域行政組合
代表理事　杉浦　正省

１　決算の総括

令和７年度相楽広域行政組合一般会計の決算総括は、第１表のとおりである。

第１表　決算総括の状況　（単位：円、％）

区　　分	令和７年度	令和６年度	増 減 額	増減率
歳 入 決 算 額　A	430,457,772	322,848,749	107,609,023	33.3
歳 出 決 算 額　B	421,434,410	291,140,365	130,294,045	44.8
歳入歳出差引額　C	9,023,362	31,708,384	△22,685,022	△71.5
翌年度へ繰り越すべき財源　D	0	23,792,000	23,792,000	皆減
実 質 収 支 額　E（C－D）	9,023,362	7,916,384	1,106,978	14.0
前年度実質収支額　F	7,916,384	14,357,894	△6,441,510	△44.9
単年度収支額　G　（E－F）	1,106,978	△6,441,510	7,548,488	117.2

一般会計では、歳入総額 430,457,772 円に対し、歳出総額 421,434,410 円となり、歳入歳出差引額は 9,023,362 円、翌年度に繰り越すべき財源が 0 円で、実質収支額は 9,023,362 円で黒字決算となった。

一般会計決算総額の前年度との比較では、歳入が 107,609,023 円 33.3％の増加、歳出が 130,294,045 円 44.8％の増加であり、相楽会館建替えに伴う関係経費が増加したことが主な要因である。

２　一般会計の概要

(1)　歳入の概要

一般会計歳入決算の款別の内訳と前年度との比較は、第２表のとおりであ

る。なお、主要な項目における詳しい内訳などは、５ページに記載している。

第２表　一般会計歳入決算の状況（款別）　（単位：円、％）

区　　分	令和７年度		令和６年度		増 減 額	増減率
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比		
分担金及び負担金	280,827,017	65.2	273,995,190	84.9	6,831,827	2.5
使用料及び手数料	15,920,580	3.7	16,064,520	5.0	△ 143,940	△ 0.9
診 療 報 酬 収 入	10,714,704	2.5	13,850,191	4.3	△ 3,135,487	△ 22.6
国 庫 支 出 金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
府　支　出　金	4,273,000	1.0	3,957,000	1.2	316,000	8.0
繰　　越　　金	31,708,384	7.4	14,357,894	4.4	17,350,490	120.8
諸　　収　　入	214,087	0.0	623,954	0.2	△ 409,867	△ 65.7
組　　合　　債	86,800,000	20.2	0	0.0	86,800,000	皆増
歳　入　合　計	430,457,772	100.0	322,848,749	100.0	107,609,023	33.3

歳入総額は 430,457,772 円で、主要なものは、分担金及び負担金 280,827,017 円(構成比 65.2%）、組合債 86,800,000 円（同 20.2%）、繰越金 31,708,384 円（同 7.4%）、使用料及び手数料 15,920,580 円（同 3.7%）、診療報酬収入 10,714,704 円（同 2.5%）、府支出金 4,273,000 円（同 1.0%）の順である。

これらの前年度との比較における要因は、まず分担金及び負担金は、うち分担金で、相楽会館の建替えに伴う相楽会館建替経費分担金で工事が本格化したことにより 7,146,000 円が増加したこと、また、し尿処理分担金は、令和８年度からの長期包括的運営業務にかかる見積精査業務並びに精密機能検査を実施したことなどから増加したものの、休日応急診療所分担金で減少したことにより、全体では 6,586,853 円の増加となった。

また、し尿の収集運搬にかかる負担金は、し尿処理搬入量は減少したものの、令和７年１０月１日からし尿くみ取り手数料を 10ℓあたり 143 円に改定（改定前：128 円/10ℓ）したことから 244,974 円増加し、分担金及び負担金全体で前年度より 6,831,827 円 2.5%の増加となった。

次に、使用料及び手数料は、浄化槽汚泥投入手数料は搬入量が前年度とほぼ同量であったものの、一般廃棄物処理業許可手数料の減少により、前年度より 143,940 円減少した。なお、一般廃棄物処理業許可の更新は 2 年ごと

（手数料収入も２年ごと）である。

また、診療報酬収入は、相楽休日応急診療所の運営に充当するものであり、受診者数や診療報酬収入単価の減少に伴い、13,850,191 円から 10,714,704 円に 3,135,487 円 22.6％減少した。

府支出金は、相楽消費生活センター運営のうち、平成 30 年度から、消費者教育・啓発の新たな経費等に係る京都府消費者行政活性化事業費補助金であるが、消費者教育・啓発に係る相談員の人件費分の増加に伴い、前年度より 316,000 円 8.0％増加した。

次に、繰越金は、相楽会館建替分として、令和６年度からの繰越明許費繰越額の増加に伴い 17,350,940 円 120.8％の増加となった。

さらに、相楽会館解体工事の施工に伴う組合債を新たに 86,800,000 円借入れた。

これらの要因の結果、歳入総額で前年度より 107,609,023 円 33.3％増加した。

(2)　歳出の概要

一般会計歳出決算の款別の内訳と前年度との比較は、第３表のとおりである。

なお、主要な項目における詳しい内訳などを６ページに記載している。

第３表　一般会計歳出決算の状況（款別）　（単位：円、％）

区　　分	令和７年度		令和６年度		増 減 額	増減率
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比		
議　　会　　費	387,693	0.1	381,365	0.1	6,328	1.7
総　　務　　費	182,823,783	43.4	50,208,003	17.3	132,615,780	264.1
衛　　生　　費	222,406,601	52.8	225,356,374	77.4	△ 2,949,773	△ 1.3
商　　工　　費	15,816,333	3.7	15,194,623	5.2	621,710	4.1
歳　出　合　計	421,434,410	100.0	291,140,365	100.0	130,294,045	44.8

歳出総額は 421,434,410 円で、主要なものは、衛生費 222,406,601 円(構成比 52.8％)、総務費 182,823,783 円（同 43.4％）、商工費 15,816,333 円（同 3.7％）の順である。

これらの前年度との比較における要因は、まず衛生費は、保健衛生費での休日応急診療所運営に関する経費のうち、会計年度任用職員（事務補助）１人分の人件費を総務費で計上したことや、備品購入費の減少などにより、23,203,321 円から 19,930,794 円と前年度より 3,272,527 円 14.1％の減少と

なった。

次に、うち清掃費で、し尿処理搬入量は減少となったものの、令和７年１０月からのし尿くみ取り手数料の改定により、し尿収集運搬委託料は増加し、令和８年度からのそうらく衛生センター長期包括的運営業務の見積精査業務や廃棄物処理法施行規則の規定による３年毎の精密機能検査を実施したことなどによる経費は増加したものの、そうらく衛生センター長期包括運営業務委託料の減少などにより、清掃費では、前年度より 322,754 円増加となった。衛生費全体では、前年度より 2,949,773 円 1.3％の減少となった。

総務費は、総務管理費及び監査委員費で、うち、相楽会館建替事業費で、解体工事や新庁舎の基本・実施設計業務の実施に伴い、前年度より 132,615,780 円 264.1％の大幅な増加となった。

商工費は、京都府消費者行政活性化事業費補助金を活用し、消費者教育の推進に係る相談員の人件費の増加などで、前年度より 621,710 円 4.1％の増加となった。

これらの要因の結果、歳出総額で前年度より 130,294,045 円 44.8％増加した。

なお、歳出予算額に対する執行率は、97.5％である。

令和７年度　相楽広域行政組合一般会計決算の概要

1. 歳　　入

単位：円

区分＼年度	令和7年度 決算額（A）	令和7年度 構成比（%）	令和6年度 決算額（B）	令和6年度 構成比（%）	R7-R6比較 増減額（B）－（C）	R7-R6比較 増減率（%）
分担金及び負担金	280,827,017	65.2	273,995,190	84.9	6,831,827	2.5
分担金	226,079,387	52.5	219,492,534	68.0	6,586,853	3.0
負担金	54,747,630	12.7	54,502,656	16.9	244,974	0.4
使用料及び手数料	15,920,580	3.7	16,064,520	5.0	△ 143,940	△ 0.9
手数料	15,920,580	3.7	16,064,520	5.0	△ 143,940	△ 0.9
衛生手数料	15,920,580	3.7	16,064,520	5.0	△ 143,940	△ 0.9
浄化槽汚泥投入手数料	15,920,580	3.7	15,924,520	5.0	△ 3,940	0.0
浄化槽・一般廃棄物処理業許可手数料	0	0.0	140,000	0.0	△ 140,000	皆減
診療報酬収入	10,714,704	2.5	13,850,191	4.3	△ 3,135,487	△ 22.6
診療報酬収入	10,714,704	2.5	13,850,191	4.3	△ 3,135,487	△ 22.6
国庫支出金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
国庫補助金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
府支出金	4,273,000	1.0	3,957,000	1.2	316,000	8.0
府補助金	4,273,000	1.0	3,957,000	1.2	316,000	8.0
繰越金	31,708,384	7.4	14,357,894	4.4	17,350,490	120.8
繰越金	31,708,384	7.4	14,357,894	4.4	17,350,490	120.8
諸収入	214,087	0.0	623,954	0.2	△ 409,867	△ 65.7
預金利子	201,138	0.0	41,655	0.0	159,483	382.9
雑入	12,949	0.0	582,299	0.2	△ 569,350	△ 97.8
組合債	86,800,000	20.2	0	0.0	86,800,000	皆増
組合債	86,800,000	20.2	0	0.0	86,800,000	皆増
歳　入　合　計	430,457,772	100.0	322,848,749	100.0	107,609,023	33.3

2. 歳　　出

単位：円

区分＼年度	令和７年度 決算額（A）	構成比（%）	令和６年度 決算額（B）	構成比（%）	R7-R6比較 増減額（B）－（C）	増減率（%）
議会費	387,693	0.1	381,365	0.1	6,328	1.7
議会費	387,693	0.1	381,365	0.1	6,328	1.7
総務費	182,823,783	43.4	50,208,003	17.3	132,615,780	264.1
総務管理費	182,799,679	43.4	50,183,443	17.3	132,616,236	264.3
理事会費	273,380	0.0	270,120	0.0	3,260	1.2
一般管理費	38,255,110	9.1	37,732,483	13.0	522,627	1.4
相楽会館費	73,322	0.0	12,148,960	4.2	△ 12,075,638	△ 99.4
公平委員会費	31,920	0.0	31,880	0.0	40	0.1
相楽会館建替事業費	144,165,947	34.3	0	0.0	144,165,947	皆増
監査委員費	24,104	0.0	24,560	0.0	△ 456	△ 1.9
衛生費	222,406,601	52.8	225,356,374	77.4	△ 2,949,773	△ 1.3
保健衛生費	19,930,794	4.7	23,203,321	8.0	△ 3,272,527	△ 14.1
清掃費	202,475,807	48.1	202,153,053	69.4	322,754	0.2
し尿処理費	202,475,807	48.1	202,153,053	69.4	322,754	0.2
需用費	66,000	0.0	0	0.0	66,000	皆増
役務費	222,691	0.1	248,191	0.1	△ 25,500	△ 10.3
委託料	201,864,029	48.0	201,841,135	69.3	22,894	0.0
そうらく衛生センター長期包括的運営	122,000,000	28.9	126,000,000	43.3	△ 4,000,000	△ 3.2
し尿収集運搬	54,747,630	13.0	54,502,656	18.7	244,974	0.4
水質・脱水汚泥分析	635,800	0.2	635,800	0.2	0	0.0
清掃汚泥処分	5,466,120	1.3	4,766,520	1.6	699,600	14.7
長期包括的運営モニタリング	4,367,000	1.0	3,927,000	1.4	440,000	11.2
脱水汚泥等運搬処分	7,277,479	1.7	7,332,984	2.5	△ 55,505	△ 0.8
精密機能検査	2,915,000	0.7	0	0.0	2,915,000	皆増
長期包括的運営業務見積精査業務	4,455,000	1.1	0	0.0	4,455,000	皆増
生活排水処理基本計画	0	0.0	2,673,000	0.9	△ 2,673,000	皆減
受付監視室エアコン更新整備	0	0.0	207,955	0.1	△ 207,955	皆減
凝集沈殿槽引抜配管漏水補修	0	0.0	330,220	0.1	△ 330,220	皆減
流動床制御センサー取付位置変更	0	0.0	1,004,000	0.3	△ 1,004,000	皆減
ＵＰＳバッテリー交換整備	0	0.0	461,000	0.2	△ 461,000	皆減
負担金・補助及び交付金	281,000	0.1	35,000	0.0	246,000	702.9
償還金利子及び割引料	42,087	0.0	28,727	0.0	13,360	46.5
商工費	15,816,333	3.7	15,194,623	5.2	621,710	4.1
商工費	15,816,333	3.7	15,194,623	5.2	621,710	4.1
予備費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
予備費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
歳出合計	421,434,410	100.0	291,140,365	100.0	130,294,045	44.8

令和６・７年度　市町村分担金一覧表（決算額）

単位:千円、％

種別 / 市町村名	連絡調整				相楽会館				相楽会館建替経費			
	令和７年度(A)	令和６年度(B)	増減額(C)	増減率(C)/(B)×100	令和７年度(A)	令和６年度(B)	増減額(C)	増減率(C)/(B)×100	令和７年度(A)	令和６年度(B)	増減額(C)	増減率(C)/(B)×100
木津川市	323	305	18	5.9	452	1,100	△ 648	△ 58.9	19,233	19,242	△ 9	0.0
笠置町	323	305	18	5.9	332	348	△ 16	△ 4.6	2,718	899	1,819	202.3
和束町	322	305	17	5.6	334	370	△ 36	△ 9.7	4,375	1,454	2,921	200.9
精華町	323	305	18	5.9	384	687	△ 303	△ 44.1	9,123	9,155	△ 32	△ 0.3
南山城村	323	305	18	5.9	333	360	△ 27	△ 7.5	3,657	1,210	2,447	202.2
合計	1,614	1,525	89	5.8	1,835	2,865	△ 1,030	△ 36.0	39,106	31,960	7,146	22.4

種別 / 市町村名	し尿処理				し尿処理（特例（収支不足）分）				消費生活			
	令和７年度(A)	令和６年度(B)	増減額(C)	増減率(C)/(B)×100	令和７年度(A)	令和６年度(B)	増減額(C)	増減率(C)/(B)×100	令和７年度(A)	令和６年度(B)	増減額(C)	増減率(C)/(B)×100
木津川市	81,507	81,092	415	0.5	19	37	△ 18	△ 48.6	8,331	7,844	487	6.2
笠置町	14,573	14,897	△ 324	△ 2.2	0	0	0	0.0	1,507	1,499	8	0.5
和束町	20,112	19,888	224	1.1	0	0	0	0.0	1,727	1,657	70	4.2
精華町	12,161	11,640	521	4.5	4	0	4	皆増	4,608	4,295	313	7.3
南山城村	21,362	20,563	799	3.9	0	0	0	0.0	1,646	1,621	25	1.5
合計	149,715	148,080	1,635	1.1	23	37	△ 14	△ 37.8	17,819	16,916	903	5.3

種別 / 市町村名	休日応急診療所				合計			
	令和７年度(A)	令和６年度(B)	増減額(C)	増減率(C)/(B)×100	令和７年度(A)	令和６年度(B)	増減額(C)	増減率(C)/(B)×100
木津川市	7,664	9,763	△ 2,099	△ 21.5	117,529	119,383	△ 1,854	△ 1.6
笠置町	1,493	1,202	291	24.2	20,946	19,150	1,796	9.4
和束町	1,647	1,416	231	16.3	28,517	25,090	3,427	13.7
精華町	3,603	4,442	△ 839	△ 18.9	30,206	30,524	△ 318	△ 1.0
南山城村	1,560	1,287	273	21.2	28,881	25,346	3,535	13.9
合計	15,967	18,110	△ 2,143	△ 11.8	226,079	219,493	6,586	3.0

各事業の概要説明

（※資料に記載の金額は、千円未満を四捨五入して表示しているため、
合計欄において端数が一致しない場合がある。）

款項目	1 議会費	1 議会費	1 議会費
事務区分	規約第3条各号共通事務		

事業名	議会運営費	決算書 説明頁	11～12

事業費 決算額 の概要 〈千円〉	当初予算額	補正予算額	流充用額	予算現額	予算区分	現年
	426	0	0	426		
	決算額	国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源
	388	0	0	0	0	388
	前年度決算額	増減額	臨時的経費	経常的経費		
	381	6	0	388		

主な 特定財源 の内訳	種　別	特　定　財　源　名　称	財源充当金額〈千円〉

事業決算 概要	・地方自治法第292条において準用する同法第89条に基づく組合の議会として、議員及び議会活動を保障するため、法律・条例・規則等に定められた議会運営にかかる経費を執行 ・議員定数:14人(木津川市5人、笠置町2人、和束町2人、精華町3人、南山城村2人) ・選出方法:構成市町村議会で議会議員のうちから選挙により選出 ・任期:構成市町村議会の議員任期 ・報酬(年額):議長36,000円、副議長30,000円、議員24,000円 ・開会:定例会2回(11月27日・2月25日)、臨時会1回(6月5日)、議会運営委員会3回(4月24日・11月19日・2月17日) ※令和6年度開会:定例会2回、全員協議会2回、議会運営委員会2回 (報酬352、旅費31、交際費5)
事業の 成果	・地方自治法第284条に基づく一部事務組合として組合規約に定められた共同処理事務の議決機関として、執行機関から提案された延べ10議案を審議し、全てを議了し、円滑な組合運営を進めた。 ・議会運営委員会において議論を重ね、令和4年第1回定例会から一般質問を復活し、議会活性化の機会となった。
課題・ 問題点	・議員任期が構成市町村議会の議員任期のためまちまちであることから、構成市町村の議員構成変更の度に組合議会構成の調整が必要である。
改善案等	・構成市町村議会議長の申し合わせ(平成21年8月3日)により、一般的な議会構成変更は2年ごと(次回令和9年5月)とされていることから、構成市町村議会の議員構成変更予定を十分に把握し、組合議会構成の諸調整が一定事前に行えるように進める。 ・その他の議会運営に関して、構成市町村の議会運営を参考にしながら、さらなる円滑な運営ができるよう進めていく。

事業費 の推移 〈千円〉		R5(実績)	R6(実績)	R7(実績)	R8(予算)
	事業費	400	381	388	426
	うち一財充当	400	381	388	426

款項目	2 総務費	1 総務管理費	1 理事会費
事務区分	規約第3条各号共通事務		

事業名	理事会運営費	決算書 説明頁	11～12

事業費 決算額 の概要 〈千円〉	当初予算額	補正予算額	流充用額	予算現額	予算区分	現年
	280	0	0	280		
	決算額	国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源
	273	0	0	0	0	273
	前年度決算額	増減額	臨時的経費	経常的経費		
	270	3	0	273		

主な 特定財源 の内訳	種　別	特　定　財　源　名　称	財源充当金額〈千円〉

事業決算 概要	・地方自治法第287条の3第2項に基づく規約第8条に規定の理事会として、組合運営の方針等を審議するための運営にかかる経費を執行 ・理事:5人(木津川市長、笠置町長、和束町長、精華町長、南山城村長) ・代表理事:理事の互選により選出(精華町長)、理事申し合わせにより任期2年(現在令和7年11月1日～令和9年10月31日) ・任期:市町村長の任期 ・開催:定例理事会は年6回(4月22日・8月18日・10月20日・11月27日・1月19日・2月25日)、臨時理事会1回（6月5日）、本圏域における広域的課題解決のため新年度京都府予算編成にかかる京都府知事等への要望活動1回(12月12日) ・報酬(年額):代表理事60,000円、理事48,000円×4人 ※令和6年度開催:定例理事会6回、要望活動1回(令和6年10月17日) (報酬252、旅費21)
事業の 成果	・組合規約第8条に基づく理事会として、本組合の運営方針を決定する機関として年6回の理事会を開催し、諸課題に対する方針を決定し円滑な組合運営を進めた。理事会において意思決定が円滑に進むよう構成市町村の企画主管課長で構成される幹事会において審議している。(平成25年度から) ・本圏域の広域的課題解決のための要望活動を京都府知事、山城広域振興局長に実施した。
課題・ 問題点	・理事会の活動を整理するため開催回数を平成25年度から年6回(以前は年8回)に減じたが、このうち2回は組合議会定例会開会前の開催であることから、十分な協議が必要な案件や緊急を要する場合などは臨時開催の必要がある。
改善案等	・平成25年度で整理した広域圏幹事会の機能と役割に鑑み、構成市町村と十分に連携を図ることで、重要案件や緊急案件などの処理の円滑化を継続していく。 ・その他、理事会における組合の運営方針決定が円滑に進むような工夫の検討を進めていく。

事業費 の推移 〈千円〉		R5(実績)	R6(実績)	R7(実績)	R8(予算)
	事業費	267	270	273	280
	うち一財充当	267	270	273	280

款項目	2 総務費	1 総務管理費	2 一般管理費
事務区分	規約第3条各号共通事務		

事業名	事務局運営共通費	決算書説明頁	11～14

事業費決算額の概要〈千円〉	当初予算額	補正予算額	流充用額	予算現額	予算区分	現年
	36,898	1,848	0	38,746		
	決算額	国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源
	38,255	0	0	0	10	38,245
	前年度決算額	増減額	臨時的経費	経常的経費		
	37,732	523	0	38,255		

主な特定財源の内訳	種　別	特　定　財　源　名　称	財源充当金額〈千円〉
	その他	コピー機使用料	2
	その他	地方公務員災害補償基金確定負担金過納分	8

事業決算概要	・規約第11条に規定の事務局として、組合が共同処理する事務の推進にかかる一般事務経費を執行 ・職員体制:5人(一般職員3人、会計年度任用職員2人(週3日勤務1人、週2日勤務1人)) ・情報公開・個人情報保護審査会(委員5人):開催なし ・組合事務局として各種組合業務を統括管理し推進 ・開催:幹事会は年3回(4月17日・8月7日・10月14日)、幹事会・財政課長合同会議は年1回(1月13日) ・第75回“社会を明るくする運動”相楽地区大会打合会(5月28日)、同推進委員会(6月6日)、同大会(6月21日) (報酬2,046、給料9,036、職員手当等9,731、共済費3,584、旅費18、交際費5、需用費1,371、役務費544、委託料2,098、使用料1,461、負担金8,361)
事業の成果	・理事会での運営方針決定を受けて、組合が共同処理する各種業務を円滑に推進することができた。 ・具体的な業務推進にあたっては、事務局だけでなく幹事会を筆頭に、必要に応じた業務ごとの構成市町村担当課長会議を開催することで共同処理事務の諸調整を図り、円滑な運営に資することができた。
課題・問題点	・共同処理事務のすべてでそれぞれ課題を抱えているため、これの解決に向け、まずは構成市町村の意向などを踏まえながら、整理の方向性を検討していく必要がある。
改善案等	・幹事会を筆頭として必要に応じた構成市町村担当課長会議の開催を効率効果的に行い、各種課題の解決に向けた検討・調整のさらなる円滑化をめざす。

事業費の推移〈千円〉		R5(実績)	R6(実績)	R7(実績)	R8(予算)
	事業費	35,339	37,732	38,255	39,852
	うち一財充当	35,332	37,724	38,245	39,852

款項目	2 総務費	1 総務管理費	3 相楽会館費
事務区分	規約第3条第2号　相楽会館施設事務		

事業名	相楽会館管理運営経費	決算書 説明頁	13～14

事業費 決算額 の概要 〈千円〉	当初予算額	補正予算額	流充用額	予算現額	予算区分	現年
	221	0	0	221		
	決算額	国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源
	73	0	0	0	0	73
	前年度決算額	増減額	臨時的経費	経常的経費		
	12,149	△ 12,076		73		

主な 特定財源 の内訳	種　別	特　定　財　源　名　称	財源充当金額〈千円〉

事業決算 概要	・相楽地区広域市町村圏による広域連携の一環として、住民の福祉の増進と生活の維持向上を図るため、昭和50年に設置した福祉センター相楽会館の運営経費を執行 ・福祉センター相楽会館:鉄筋コンクリート造2階建、延895㎡、昭和50年8月設置開館 ・地方自治法第244条第1項の公の施設として、管理部門を除き貸館(貸室)により運営(行政目的(行政施設)への転用により2階大ホール(収容400人)のみの貸館) ・令和5年度末をもって貸館業務を廃止 (需用費3、委託料70)
事業の 成果	・各事業（消費生活センター・休日応急診療所・事務局）の仮移転後から解体工事実施までの機械警備等を実施した。
課題・ 問題点	・令和8年度中に新庁舎新築工事が完了することに伴い、令和９年度以降の新庁舎での管理運営体制を整備する必要がある。
改善案等	・管理運営については関係機関（者）と十分調整を図り、現時点で仮移転先に分かれている事業（消費生活センター・休日応急診療所・事務局）の集約及び運営が円滑に推進できるよう細心の注意を払って対応していく。

事業費 の推移 〈千円〉		R5(実績)	R6(実績)	R7(実績)	R8(予算)
	事業費	4,108	12,149	73	0
	うち一財充当	3,974	12,149	73	0

款項目	2 総務費	1 総務管理費	4 公平委員会費
事務区分	規約第3条各号共通事務		

事業名	公平委員会運営費	決算書 説明頁	13～14

事業費 決算額 の概要 〈千円〉	当初予算額	補正予算額	流充用額	予算現額	予算区分	現年
	32	0	0	32		
	決算額	国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源
	32	0	0	0	0	32
	前年度決算額	増減額	臨時的経費	経常的経費		
	32	0	0	32		

主な 特定財源 の内訳	種　別	特　定　財　源　名　称	財源充当金額〈千円〉

事業決算 概要	・地方自治法第292条において準用する同法第180条の5第1項第3号に基づく組合の公平委員会として、その運営にかかる経費を執行 ・公平委員会委員:3人 ・選出:地方公務員法第9条の2第2項により組合議会の同意を得て代表理事が選任 ・任期:4年 ・報酬(年額):委員長9,600円、委員7,200円 ・開催:1回(令和8年3月10日) ※令和6年度開催:1回(令和7年3月13日) (報酬24、旅費8)
事業の 成果	・公平委員会の定期的な開催により、職員体制の状況及び職員の勤務条件の改正内容等について、情報把握が図れた。
課題・ 問題点	・職員からの不服申し立てや苦情処理に対する講じるべき措置について、迅速な対応が可能なよう、平素から調査研究を進めることが必要である。 ・具体的な案件が生じた場合に、職員数の現状からは事務局となるべき職員が利害関係人ともなる可能性が高く、公平公正な事務執行に支障を来たす可能性がある。
改善案等	・今後も継続して、委員会の円滑な運営や調査研究を継続していく。 ・現状では事務局体制の改善は非常に困難なため、他の委員会等での体制も含めた共同設置等の抜本的な改善方法を検討していく。

事業費 の推移 〈千円〉		R5(実績)	R6(実績)	R7(実績)	R8(予算)
	事業費	32	32	32	32
	うち一財充当	32	32	32	32

款項目	2 総務費	1 総務管理費	5 相楽会館建替事業費
事務区分	規約第3条第2号　相楽会館施設事務		

事業名	相楽会館建替事業経費	決算書 説明頁	13～16

事業費 決算額 の概要 〈千円〉	当初予算額	補正予算額	流充用額	予算現額	予算区分	現年
	173,892	△ 24,194	0	149,698		
	決算額	国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源
	144,166	0	0	86,800	0	57,366
	前年度決算額	増減額	臨時的経費	経常的経費		
	0	144,166	144,166	0		

主な 特定財源 の内訳	種　別	特　定　財　源　名　称	財源充当金額〈千円〉
	組合債	一般単独事業債	86,800

事業決算 概要	・昭和50年に設置した福祉センター相楽会館の建替えに伴う解体工事を実施する前に、仮移転先への引越しや残置物の処理、浄化槽最終清掃等の諸準備を実施 ・令和7年9月19日より相楽会館解体工事を実施し、令和8年3月末に解体工事が完了 ・新庁舎新築工事にかかる基本設計・実施設計業務が完了し、実施設計図書が完成 ・職員体制:1人(会計年度任用職員1人(週4日勤務1人)) ・解体工事:玉井建設株式会社 ・解体工事監理支援業務委託:一般財団法人京都技術サポートセンター ・新庁舎基本設計・実施設計業務委託:株式会社綜企画設計 (報酬1,708、職員手当等878、共済費428、役務費454、委託料26,553、使用料1,448、工事請負費112,697)
事業の 成果	・各事業（消費生活センター・休日応急診療所・事務局）の仮移転を運営に支障なく、円滑に行うことができた。 ・令和8年度からの相楽広域行政組合の新庁舎新築工事を進めるにあたり、解体工事及び新庁舎の基本設計・実施設計を完了することができた。
課題・ 問題点	・新庁舎新築工事については、現下の中東情勢による建築資材の調達や価格上昇の不安がある。 ・新庁舎完成後に一般社団法人相楽医師会が事務所利用をするため、行政財産使用料を定める必要がある。 ・令和8年度中の新庁舎新築工事の完了後を見据えて、備品購入等の諸準備を遅延なく進める必要がある。
改善案等	・工事請負業者と密に連携を図り、建築資材の調達ができない場合は代替品を検討するなど工夫する。 ・行政財産使用料条例の制定及び一般社団法人相楽医師会と協議を進める。 ・備品購入や新庁舎への引っ越しにかかる入札等の準備を早急に進めていく。

事業費 の推移 〈千円〉		R5(実績)	R6(実績)	R7(実績)	R8(予算)
	事業費	0	0	144,166	391,750
	うち一財充当	0	0	57,366	120,150

款項目	2 総務費	2 監査委員費	1 監査委員費
事務区分	規約第3条各号共通事務		

事業名	監査委員運営費	決算書説明頁	15～16

事業費決算額の概要〈千円〉	当初予算額	補正予算額	流充用額	予算現額	予算区分	現年
	28	0	0	28		
	決算額	国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源
	24	0	0	0	0	24
	前年度決算額	増減額	臨時的経費	経常的経費		
	25	△ 1	0	24		

主な特定財源の内訳	種　別	特　定　財　源　名　称	財源充当金額〈千円〉

事業決算概要	・地方自治法第292条において準用する同法第180条の5第1項第4号に基づく組合の監査委員として、その運営にかかる経費を執行 ・監査委員:2人(識見を有する者1人、議員のうちから1人) ・選出:地方自治法第196条第1項により組合議会の同意を得て代表理事が選任 ・任期:識見を有する者4年(東　達廣氏(令和7年5月26日から))、議員は議員の任期(柴田はすみ議員を選任(令和7年6月5日から)) ・報酬(年額):識見を有する者12,000円、議員9,600円 ・決算審査:地方自治法第233条第2項により令和7年10月15日に実施 ・例月出納検査:地方自治法第235条第1項により毎月実施(書類検査) ※令和6年度監査:決算審査(令和6年10月9日)、例月出納検査(毎月実施) (報酬22、旅費2)
事業の成果	・例月出納検査及び決算審査を適正に実施した。
課題・問題点	・より充実した監査事務の執行のためには、監査委員事務局体制の確立と監査機能の充実を図る必要がある。 ・特に、事務局となるべき職員が監査の対象となる予算執行側の職員を兼ねていることから、適正な監査業務の推進に支障が生じる可能性を内在している。
改善案等	・今後も構成市町村における監査事務の取組等の情報収集及び円滑な監査事務の執行に努めるとともに、他の委員会等と同様に事務局体制の抜本的な改善方法を検討していく。 ・監査委員による職務遂行を通じて、監査委員制度の趣旨である組合業務が法令に準拠して行われ、不当を排除し、効果的・合理的・能率的な事務事業の執行をめざす。

事業費の推移〈千円〉		R5(実績)	R6(実績)	R7(実績)	R8(予算)
	事業費	24	25	24	28
	うち一財充当	24	25	24	28

款項目	3 衛生費	1 保健衛生費	1 休日応急診療費
事務区分	規約第3条第6号　休日応急診療所事務		

事業名	休日応急診療所運営経費	決算書説明頁	15～18

事業費決算額の概要〈千円〉	当初予算額	補正予算額	流充用額	予算現額	予算区分	現年
	21,512	77	0	21,589		
	決算額	国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源
	19,931	0	0	0	10,715	9,216
	前年度決算額	増減額	臨時的経費	経常的経費		
	23,203	△ 3,273	4	19,926		

主な特定財源の内訳	種　別	特　定　財　源　名　称	財源充当金額〈千円〉
	その他	診療報酬収入	10,715

事業決算概要	・医療法第1条の5第2項の診療所として、相楽休日応急診療所の運営にかかる経費を執行 ・相楽休日応急診療所:平成24年6月1日相楽会館内に設置 ・職員体制:1人(会計年度任用職員(週2.5日勤務)1人) ・施設:診察室2室(処置室兼用)、待合室、受付・薬局 ・診療:内科・小児科、日・祝・振替休日・年末年始(12月31日～1月3日)計71日、9時～13時 ・体制:医師1人(一般社団法人相楽医師会出務医師数30人より)、薬剤師1人(相楽薬剤師会出務薬剤師数18人より)、看護師2人(会計年度任用職員16人より)、医療事務1人(年末年始のみ2人)(民間委託)、会館管理事務2人(会計年度任用職員4人より) ・開催:課長会議は年1回(1月13日)、相楽休日応急診療所運営委員会(委員13人)は年2回(9月13日、12月4日) ・二次後送病院:京都山城総合医療センター ・受診者数:992人(内科644人、小児科348人、71日、1日平均14人) ※令和6年度受診者数:1,099人(内科724人、小児科375人、71日、1日平均15.5人) ・ (報酬3,686、職員手当等163、報償費6,446、需用費5,260、役務費298、委託料4,000、備品4、負担金74)
事業の成果	・令和7年度は相楽会館建替えにより、相楽休日応急診療所の仮移転先として、木津川市木津保健センターを借用して運営したが、円滑に業務を実施できた。 ・令和6年度は12月から、令和7年度は11月からインフルエンザが流行し、昨年度より１か月ほど早かったが、従来どおりの医療の提供ができた。
課題・問題点	・診療報酬収入の減少が見込まれることから、診療所利用の促進を図り事業の収支改善をめざすことで構成市町村の負担(分担金)軽減を引き続き図っていく必要がある。 ・新庁舎新築工事の完了に伴う、仮移転元からの引っ越し等を円滑に行い、切れ目のない診療業務を引き続き実施できるようにし、併せて、相楽広域行政組合相楽休日応急診療所設置条例の改正をする必要がある。
改善案等	・休日応急診療所の利用促進のため、組合や構成市町村の広報紙やホームページでの周知を充実させるとともに、啓発資材の配布など工夫を加えながら住民周知を継続していく。 ・新庁舎への移転の準備を関係機関（者）と調整し、備品等の準備を事前にしておき、条例についても速やかに改正できるように準備する。

事業費の推移〈千円〉		R5(実績)	R6(実績)	R7(実績)	R8(予算)
	事業費	27,269	23,203	19,931	19,697
	うち一財充当	1,508	9,353	9,216	12,597

款項目	3 衛生費	2 清掃費	1　し尿処理費
事務区分	規約第3条第3号　し尿処理施設事務、第4号　一般廃棄物処理業許可事務		

事業名	し尿収集処理経費	決算書説明頁	17～18

事業費決算額の概要〈千円〉

当初予算額	補正予算額	流充用額	予算現額	予算区分	現年
57,475	△ 1,964	0	55,511		
決算額	国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源
54,856	0	0	0	54,748	108
前年度決算額	増減額	臨時的経費	経常的経費		
54,531	325	42	54,814		

主な特定財源の内訳

種　別	特　定　財　源　名　称	財源充当金額〈千円〉
その他	し尿処理手数料負担金	54,748

事業決算概要

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物のうちし尿に関し、同法第6条の2第2項に基づく収集及び運搬の委託にかかる経費を執行
・浄化槽清掃業及び一般廃棄物処理業の許可:7者(㈱クリーンサービス山城、㈱相楽清掃、㈲フシミ、相楽商事、大和清掃、城南衛生㈱、平安衛生開発㈱)
・し尿収集運搬の委託:5者(㈱クリーンサービス山城、㈱相楽清掃、㈲フシミ、相楽商事、大和清掃)
・し尿処理手数料:143円/10ℓ(令和7年10月～)
・し尿収集委託料:143円/10ℓ(令和7年10月～)
・対象人口:し尿人口4,442人、浄化槽人口9,445人(令和7年度末現在)
※令和6年度末対象人口:し尿人口4,620人、浄化槽人口9,598人
・収集運搬(搬入)量:し尿4,048.65kℓ、浄化槽汚泥7,960.29kℓ、計12,008.94kℓ
※令和6年度収集量:し尿4,258.02kℓ、浄化槽汚泥7,962.26kℓ、計12,220.28kℓ
・不用し尿くみ取り券の返還(還付):平成23年3月までに売捌いたし尿くみ取り券(組合券)で不用分の返還(還付)の事務を構成市町村に委託、42,087円
・開催:課長会議は年4回(4月17日・7月10日・10月6日・1月8日)

(需用費66、委託料54,748、償還金42)

事業の成果

・圏域内の非水洗家庭におけるし尿を収集し、そうらく衛生センターへ搬入処理することで生活環境の衛生管理に大きく寄与した。
・また、浄化槽設置家庭における浄化槽清掃汚泥も同様に収集処理を図ることで、浄化槽の適正な管理を通じた生活環境の衛生管理に寄与した。
・令和7年10月からのし尿くみ取りにかかる料金の改定を円滑に行うことができた。

課題・問題点

・圏域内での下水道事業の推進で年々水洗化家庭への転換が進み、非水洗人口の減少に伴うし尿収集の減少及び散在化により、収集運搬業務の非効率化が進んでいる。
・令和6年5月10日付けで、京都南部環境事業協同組合からし尿くみ取りにかかる業務委託料改定や浄化槽汚泥投入手数料の撤廃、仮設トイレの基本料金の創設の要望書が提出されたことを受け、近年の物価高騰や直接経費の上昇を踏まえて、まずは令和7年10月から143円/10ℓに改定した。他の要望について、対応策を検討する必要がある。

改善案等

・下水道の整備による収集量の減少に伴うし尿等収集体制の維持や効率化について、検討を進める。
・今後も構成市町村と連携・調整しながら、先立って仮設トイレの基本料金の制定に向けて検討を始めた。

事業費の推移〈千円〉

	R5(実績)	R6(実績)	R7(実績)	R8(予算)
事業費	55,204	54,531	54,856	59,972
うち一財充当	20	28	108	183

款項目	3 衛生費	2 清掃費	1　し尿処理費
事務区分	規約第3条第3号　し尿処理施設事務、第4号　一般廃棄物処理業許可事務		

事業名	そうらく衛生センター（し尿処理施設）運営経費	決算書説明頁	17～18

事業費決算額の概要〈千円〉

当初予算額	補正予算額	流充用額	予算現額	予算区分	現年
149,544	△ 212	0	149,332		
決算額	国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源
147,620	0	0	0	15,921	131,700
前年度決算額	増減額	臨時的経費	経常的経費		
147,622	△ 2	7,651	139,969		

主な特定財源の内訳

種　別	特　定　財　源　名　称	財源充当金額〈千円〉
その他	浄化槽汚泥投入手数料	15,921

事業決算概要	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物のうちし尿に関し、同法第6条の2第1項に基づく処分として、そうらく衛生センターの運営にかかる経費を執行 ・し尿処理施設:そうらく衛生センター(中間処理施設)、処理能力54.1kl/日〔週4.4日〕、施設運転維持管理は長期(3か年)包括的運営委託(委託先:京都南部環境事業協同組合) ・最終処分:脱水汚泥及びし渣は三重中央開発株式会社・大栄環境株式会社(三重県伊賀市)へ運搬処分(脱水汚泥:メタン発酵・肥料化(10台、26.32t)、サーマルリサイクル(77台、203.61t)、し渣:焼却(6台、6.23t))、清掃汚泥は八光海運㈱堆肥化施設(兵庫県養父市)へ運搬処分(82.82ｔ) ・最終処分のため大阪湾広域臨海環境整備センターの大阪湾フェニックス計画に参画し、建設負担金(44千円)を支出 ・施設各種分析検査:水質分析は放流水を年24回(全項目12回、全窒素・全りん12回)、し尿・浄化槽汚泥を年4回実施 ・検査結果:すべて基準値以内で異常なし ・開催:そうらく衛生センター長期包括的運営業務報告会12回（4月21日・5月20日・6月17日・7月15日・8月19日・9月16日・10月21日・11月12日・12月23日・1月20日・2月17日・3月17日） ・長期包括的運営業務モニタリング業務報告書30部、精密機能検査業務報告書20部（概要版50部）、見積精査業務報告書20部：(一財)日本環境衛生センター (役務費223、委託料147,116、負担金281)
事業の成果	・圏域内の非水洗家庭から収集したし尿及び浄化槽設置家庭から収集した浄化槽清掃汚泥を、そうらく衛生センターで搬入処理することで住民の生活環境の衛生管理に大きく寄与した。 ・次期のそうらく衛生センター長期包括的運営にかかる見積精査を実施したことにより、当初提出された見積額を大幅に減額することができた。また、令和8年度からの契約を円滑に進めることができるようになった。
課題・問題点	・基幹的設備改良工事の完成に伴い、令和3年4月1日から供用開始したところではあるが、次代の施設のあり方を早い時期から検討を進める必要がある。
改善案等	・今後の安定的な施設運営のため、運転経費の効率化と施設管理体制の適正化をめざし、令和5年度から長期包括的運営業務委託を導入している。 ・今後の次代の施設のあり方について、各市町村主管課長会議において協議を始めた。

事業費の推移〈千円〉

	R5(実績)	R6(実績)	R7(実績)	R8(予算)
事業費	143,319	147,622	147,620	166,254
うち一財充当	126,973	131,557	131,700	150,460

款項目	4 商工費	1 商工費	1 商工総務費
事務区分	規約第3条第5号　消費生活センター事務		

事業名	消費生活センター運営経費	決算書説明頁	17～20

事業費決算額の概要〈千円〉	当初予算額	補正予算額	流充用額	予算現額	予算区分	現年
	15,516	491	0	16,007		
	決算額	国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源
	15,816	0	4,273	0	0	11,543
	前年度決算額	増減額	臨時的経費	経常的経費		
	15,195	621	0	15,816		

主な特定財源の内訳	種　別	特　定　財　源　名　称	財源充当金額〈千円〉
	府支出金	京都府消費者行政活性化事業費補助金	4,273

事業決算概要	・消費者安全法第10条第2項に基づく相楽消費生活センターの設置運営にかかる経費を執行 ・職員体制:4人(一般職員1人(センター長(事務局長兼務))、会計年度任用職員3人(消費生活相談員、(相談:週4日勤務2人、教育・啓発:週3.5日勤務1人)) ・相談対応:来庁や電話などにより対応、毎週月～金曜日(祝日除く)午前9時～午後4時(正午から午後1時までを除く)、相談件数752件 ・啓発事業:センター主催の消費生活講座の開催(2回、34人参加)、圏域内団体等開催の会合等への消費生活出前講座の実施(21回503人)、学校関係消費者教育(56回、1,831人(小学校7校29クラス870人、中学校4校25クラス920人、教員向け2回41人)) ※令和6年度実施:相談件数572件、消費生活出前講座17回454人、学校関係消費者教育48回、1,606人 ・消費者月間事業「消費生活フェスタ2025」(5月31日) ・見守りネットワーク参画2回(7月8日、3月10日) ・消費者被害の未然防止に係る各市町村広報紙への記事掲載及び本組合ホームページでの情報発信（毎月依頼) ・啓発資材:ボールペン(1,000本)、消しゴム(1,800ヶ)、エコバッグ(400ヶ)、メモ帳(1000冊):出前講座等で配付 ・開催:構成市町村担当課長会議は年2回(7月10日・1月9日) (報酬7,874,、職員手当等4,224、共済費1,911、報償費28、旅費94、需用費1,033、役務費483、使用料145、負担金9、公課費15)
事業の成果	・主体業務である相談対応を中心としながら、相談事案に発展しないための取組として各種の啓発事業(消費生活講座、消費生活出前講座、高齢者見守り(重層的支援体制))などを実施し、圏域住民の消費者被害への対応や未然防止に寄与した。 ・教育・啓発担当相談員による、学校教育における消費者教育の推進を図ることができた。
課題・問題点	・消費生活での問題が複雑多様化しているため、これに対応していけるような関係機関との連携や相談員のスキルアップなどを引き続き進めていく必要がある。 ・消費者教育における中学校等への授業の実施については、オンラインを活用するなど工夫して、管内市町村全校で実施できるよう関係機関と十分調整をしていく必要がある。 ・相楽会館建替えに伴う、仮移転先での円滑な相談業務を推進するとともに、新庁舎への円滑な移転を進める。
改善案等	・京都府をはじめ府内の市町村消費生活行政担当課長(担当者)と連携を強化していくとともに、機会を捉えて関係機関の研修会への参加を継続していく。 ・令和８年度以降も引き続き京都府からの補助金が新しいスキームにより交付されるが、さらなる効率効果的な運営体制の検討を継続していく。

事業費の推移〈千円〉		R5(実績)	R6(実績)	R7(予算)	R8(予算)
	事業費	13,364	15,195	15,816	15,871
	うち一財充当	9,969	11,238	11,543	11,396

款項目	5 予備費	1 予備費	1 予備費
事務区分			

事業名	予備費	決算書 説明頁	19～20

事業費 決算額 の概要 〈千円〉	当初予算額	補正予算額	流充用額	予算現額	予算区分	現年
	968	△ 800	0	168		
	決算額	国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源
	0	0	0	0	0	0
	前年度決算額	増減額	臨時的経費	経常的経費		
	0	0	0	0		

主な 特定財源 の内訳	種　別	特　定　財　源　名　称	財源充当金額〈千円〉

事業決算 概要	・地方自治法第217条の予算外の支出又は予算超過の支出に充てるための予備費を執行(充用) ・予備費として必要とした経費に充用
事業の 成果	・比較的軽易な内容や緊急を要する対応において適時適切に充用することとしていたが、充用することはなかった。
課題・ 問題点	・予備費としての適正な計上額に明確な基準がないため、さらなる精査が必要である。
改善案等	・充用の実績や類似団体等を参考としながら検討を進める。

事業費 の推移 〈千円〉		R5(実績)	R6(実績)	R7(実績)	R8(予算)
	事業費	0	0	0	838
	うち一財充当	0	0	0	838

資　料　編

相楽広域行政組合そうらく衛生センター搬入量の推移について

そうらく衛生センターへのし尿及び浄化槽汚泥の市町村別搬入量の推移は表－１に示すとおりである。

表－１　市町村別搬入量の推移　　(kl)

市町村名		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	差引	増減率
							(R7-R6)	(差引÷R6×100) %
木津川市	し尿	2,374.96	2,253.11	2,153.09	2,159.92	2,030.14	△ 129.78	△ 6.01
	浄化	4,849.36	4,596.73	4,556.51	4,393.72	4,428.84	35.12	0.80
	計	7,224.32	6,849.84	6,709.60	6,553.64	6,458.98	△ 94.66	△ 1.44
笠置町	し尿	717.74	727.86	646.66	599.20	586.68	△ 12.52	△ 2.09
	浄化	650.47	639.72	598.11	578.29	576.84	△ 1.45	△ 0.25
	計	1,368.21	1,367.58	1,244.77	1,177.49	1,163.52	△ 13.97	△ 1.18
和束町	し尿	684.73	688.66	633.18	608.66	591.41	△ 17.25	△ 2.83
	浄化	1,069.07	1,107.22	1,057.84	1,045.60	1,042.75	△ 2.85	△ 0.27
	計	1,753.80	1,795.88	1,691.02	1,654.26	1,634.16	△ 20.10	△ 1.22
精華町	し尿	496.11	487.14	465.74	477.68	474.62	△ 3.06	△ 0.64
	浄化	618.54	566.36	521.87	541.77	486.68	△ 55.09	△ 10.17
	計	1,114.65	1,053.50	987.61	1,019.45	961.30	△ 58.15	△ 5.70
南山城村	し尿	465.66	448.77	412.61	412.56	365.80	△ 46.76	△ 11.33
	浄化	1,364.64	1,331.20	1,438.63	1,402.88	1,425.18	22.30	1.59
	計	1,830.30	1,779.97	1,851.24	1,815.44	1,790.98	△ 24.46	△ 1.35
合計	し尿	4,739.20	4,605.54	4,311.28	4,258.02	4,048.65	△ 209.37	△ 4.92
	浄化	8,552.08	8,241.23	8,172.96	7,962.26	7,960.29	△ 1.97	△ 0.02
	計	13,291.28	12,846.77	12,484.24	12,220.28	12,008.94	△ 211.34	△ 1.73

表－２　業者別搬入量の推移　　(kl)

業者名		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	差　引	増　減　率
							(R7-R6)	(差引÷R6×100) %
㈱クリーンサービス山城	し尿	1,421.02	1,330.32	1,267.14	1,305.18	1,233.14	△ 72.04	△ 5.52
	浄化	2,644.40	2,553.80	2,482.80	2,427.10	2,404.00	△ 23.10	△ 0.95
	計	4,065.42	3,884.12	3,749.94	3,732.28	3,637.14	△ 95.14	△ 2.55
㈱　相　楽　清　掃	し尿	1,369.45	1,340.10	1,262.66	1,229.85	1,161.57	△ 68.28	△ 5.55
	浄化	2,766.78	2,636.77	2,737.78	2,707.54	2,758.54	51.00	1.88
	計	4,136.23	3,976.87	4,000.44	3,937.39	3,920.11	△ 17.28	△ 0.44
(有)　フ　シ　ミ	し尿	356.8	332.81	312.26	301.10	289.88	△ 11.22	△ 3.73
	浄化	195.18	195.41	190.74	191.40	206.08	14.68	7.67
	計	551.98	528.22	503.00	492.50	495.96	3.46	0.70
相　楽　商　事	し尿	701.91	709	664.50	670.65	640.10	△ 30.55	△ 4.56
	浄化	557.1	534.4	549.20	524.30	507.40	△ 16.90	△ 3.22
	計	1,259.01	1,243.40	1,213.70	1,194.95	1,147.50	△ 47.45	△ 3.97
大　和　清　掃	し尿	890.02	893.31	804.72	751.24	723.96	△ 27.28	△ 3.63
	浄化	1,520.82	1,459.70	1,380.40	1,312.20	1,318.00	5.80	0.44
	計	2,410.84	2,353.01	2,185.12	2,063.44	2,041.96	△ 21.48	△ 1.04
城　南　衛　生　(株)	し尿	－	－	－	－	－	－	－
	浄化	536.6	532.8	515.60	513.40	492.80	△ 20.60	△ 4.01
	計	536.6	532.8	515.60	513.40	492.80	△ 20.60	△ 4.01
平安衛生開発(株)	し尿	－	－	－	－	－	－	－
	浄化	331.2	328.35	316.44	286.32	273.47	△ 12.85	△ 4.49
	計	331.2	328.35	316.44	286.32	273.47	△ 12.85	△ 4.49
合　　計	し尿	4,739.20	4,605.54	4,311.28	4,258.02	4,048.65	△ 209.37	△ 4.92
	浄化	8,552.08	8,241.23	8,172.96	7,962.26	7,960.29	△ 1.97	△ 0.02
	計	13,291.28	12,846.77	12,484.24	12,220.28	12,008.94	△ 211.34	△ 1.73

全体の搬入量は下水道による水洗化率の向上により年々減少傾向にある。

また、各業者の増減要因については、下水道接続に伴う最終くみ取り、清掃が適正に行われていない（清掃期間が１年超)、浄化槽本体の整備による全量の引き抜きなどがあげられる。

一方、処理形態別人口は表－３に示すとおり、し尿収集人口が減少している。

表－３　処理形態別人口の推移　　（人）

年　度	行政区域内人　口	下 水 道人 口	し尿収集人　口	浄化槽人口			自家処理人　口
					みなし浄化槽（単独処理）	合併処理浄 化 槽	
平成13	102,948	52,500	28,753	20,286	12,014	8,272	1,409
平成14	104,926	57,848	26,057	19,870	11,183	8,687	1,151
平成15	107,216	65,490	22,135	18,583	10,456	8,127	1,008
平成16	109,186	70,558	20,133	17,802	9,594	8,208	693
平成17	111,136	74,299	19,020	17,216	8,729	8,487	601
平成18	112,689	78,371	16,691	17,191	8,376	8,815	436
平成19	113,839	82,250	14,840	16,521	7,500	9,021	228
平成20	114,955	85,225	13,974	15,603	6,609	8,994	153
平成21	116,010	87,814	13,334	14,733	5,705	9,028	129
平成22	117,200	91,297	11,869	13,930	4,879	9,051	104
平成23	117,886	93,092	11,093	13,613	4,503	9,110	88
平成24	118,376	94,845	10,142	13,316	4,308	9,008	73
平成25	118,603	97,496	8,032	13,020	4,154	8,866	55
平成26	119,579	99,269	7,538	12,721	3,925	8,796	51
平成27	120,649	100,945	7,078	12,577	3,708	8,869	49
平成28	121,565	102,836	6,692	11,994	3,440	8,554	43
平成29	122,098	103,973	6,548	11,539	3,167	8,372	38
平成30	122,933	105,411	6,551	10,943	3,134	7,809	28
令和元	123,391	106,654	5,890	10,819	3,062	7,757	28
令和2	123,859	107,664	5,478	10,689	2,971	7,718	28
令和3	123,894	108,161	5,394	10,311	2,783	7,528	28
令和4	123,874	108,500	5,292	10,056	2,654	7,402	26
令和5	122,936	107,943	5,076	9,894	2,522	7,372	23
令和6	121,872	107,654	4,620	9,598	2,449	7,149	0
令和7	120,859	106,972	4,442	9,445	2,367	7,078	0

※各市町村の実績人口調査結果

今後の推移として考えられるのは以下のとおりである。

①下水道での水洗化率の向上による搬入量の減少

②下水道の普及が見込めない地域の水環境保全を目的とした合併浄化槽整備事業の推進などによる浄化槽汚泥量の増加

③浄化槽を下水道へ切替える際の清掃汚泥の一時的な増加

そうらく衛生センター市町村別搬入量実績比較表（令和６・７年度）

単位：ｋℓ、％

区分 / 市町村名	し尿				浄化槽汚泥				合計			
	R7年度	R6年度	差引	増減率	R7年度	R6年度	差引	増減率	R7年度	R6年度	差引	増減率
木津川市	2,030.14	2,159.92	△ 129.78	△ 6.0	4,428.84	4,393.72	35.12	0.8	6,458.98	6,553.64	△ 94.66	△ 1.4
笠置町	586.68	599.20	△ 12.52	△ 2.1	576.84	578.29	△ 1.45	△ 0.3	1,163.52	1,177.49	△ 13.97	△ 1.2
和束町	591.41	608.66	△ 17.25	△ 2.8	1,042.75	1,045.60	△ 2.85	△ 0.3	1,634.16	1,654.26	△ 20.10	△ 1.2
精華町	474.62	477.68	△ 3.06	△ 0.6	486.68	541.77	△ 55.09	△ 10.2	961.30	1,019.45	△ 58.15	△ 5.7
南山城村	365.80	412.56	△ 46.76	△ 11.3	1,425.18	1,402.88	22.30	1.6	1,790.98	1,815.44	△ 24.46	△ 1.3
合計	4,048.65	4,258.02	△ 209.37	△ 4.9	7,960.29	7,962.26	△ 1.97	0.0	12,008.94	12,220.28	△ 211.34	△ 1.7

そうらく衛生センター月別搬入量実績（令和６年度・令和７年度）

区分 / 月別	し尿			浄化槽汚泥			合計		
	令和６年度 kℓ	令和７年度 kℓ	比率 %	令和６年度 kℓ	令和７年度 kℓ	比率 %	令和６年度 kℓ	令和７年度 kℓ	比率 %
４月	394.48	392.02	99.38	683.62	649.34	94.99	1,078.10	1,041.36	96.59
５月	362.54	342.76	94.54	678.15	672.23	99.13	1,040.69	1,014.99	97.53
６月	375.46	370.50	98.68	738.69	763.02	103.29	1,114.15	1,133.52	101.74
７月	347.95	321.10	92.28	664.93	720.19	108.31	1,012.88	1,041.29	102.80
８月	360.90	323.87	89.74	577.93	607.68	105.15	938.83	931.55	99.22
９月	305.28	348.46	114.14	595.45	522.01	87.67	900.73	870.47	96.64
１０月	373.12	335.57	89.94	613.83	613.70	99.98	986.95	949.27	96.18
１１月	346.74	314.15	90.60	617.80	628.22	101.69	964.54	942.37	97.70
１２月	394.48	368.04	93.30	627.71	637.53	101.56	1,022.19	1,005.57	98.37
１月	329.39	300.53	91.24	547.54	591.12	107.96	876.93	891.65	101.68
２月	345.64	316.00	91.42	794.11	687.53	86.58	1,139.75	1,003.53	88.05
３月	322.04	315.65	98.02	822.50	867.72	105.50	1,144.54	1,183.37	103.39
合計	4,258.02	4,048.65	95.08	7,962.26	7,960.29	99.98	12,220.28	12,008.94	98.27
平均	354.84	337.39	95.08	663.52	663.36	99.98	1,018.36	1,000.75	98.27

※比率：令和６年度を１００％とした場合の令和７年度の割合。

令和７年度一般廃棄物処理事業（し尿処理）の状況

項目／市町村名				単位	木津川市	笠置町	和束町	精華町	南山城村	合　計
計画収集人口等	計画収集区域内面積			ｋｍ^2	85.13	23.52	64.93	25.68	64.11	263.37
	計画収集区域内人口			人	78,734	1,015	3,246	35,554	2,310	120,859
	水洗化人口	公共下水道人口		人	70,640	0	1,995	34,337	0	106,972
		コミニティ・プラント人口		人	0	0	0	0	0	0
		浄化槽人口		人	5,565	635	782	650	1,813	9,445
		内訳	みなし浄化槽人口	人	1,344	191	124	506	202	2,367
			合併浄化槽人口	人	4,221	444	658	144	1,611	7,078
		水洗化人口　　計		人	76,205	635	2,777	34,987	1,813	116,417
	非水洗化人口	計画収集人口		人	2,529	380	469	567	497	4,442
		自家処理人口		人	0	0	0	0	0	0
		非水洗化人口　計		人	2,529	380	469	567	497	4,442
収集形態	相楽広域行政組合によるもの（し尿）		直　営	kℓ／年	0	0	0	0	0	0
			委　託	kℓ／年	2,030.14	586.68	591.41	474.62	365.80	4,048.65
			小　計	kℓ／年	2,030.14	586.68	591.41	474.62	365.80	4,048.65
	許可業者によるもの（浄化槽汚泥）			kℓ／年	4,428.84	576.84	1,042.75	486.68	1,425.18	7,960.29
	計			kℓ／年	6,458.98	1,163.52	1,634.16	961.30	1,790.98	12,008.94
処理内訳	収集し尿	し尿処理施設（そうらく衛生センター）		kℓ／年	6,458.98	1,163.52	1,634.16	961.30	1,790.98	12,008.94
		下水道投入		kℓ／年	0	0	0	0	0	0
		農地還元		kℓ／年	0	0	0	0	0	0
		そ の 他		kℓ／年	0	0	0	0	0	0
		小　計		kℓ／年	6,458.98	1,163.52	1,634.16	961.30	1,790.98	12,008.94
	自家処理量（自家処理人口×し尿原単位×365日/1000）			kℓ／年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	総排出量			kℓ／年	6,458.98	1,163.52	1,634.16	961.30	1,790.98	12,008.94
し尿原単位				ℓ／人／日	2.20	4.23	3.45	2.29	2.02	2.50
浄化槽原単位				ℓ／人／日	2.18	2.49	3.65	2.05	2.15	2.31

令和７年度 し尿くみ取り券（組合発行券・110円券）残高確認表

単位：枚数（110円券＝10ℓ/枚）

市町村別 ＼ 年別		R6年度残高 ※2	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	令和7年度残高（枚）	令和7年度残高（円）
木津川市	住民保有枚数① ※1	18,890	9,223	9,223	9,223	9,223	9,223	9,223	9,223	9,223	9,223	9,223	9,223	9,223	18,890	
	還付金②	9,667	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	9,697	
	現時点残枚数①－②	9,223	9,223	9,223	9,223	9,223	9,223	9,223	9,223	9,223	9,223	9,223	9,223	9,193	9,193	1,011,230
笠置町	住民保有枚数①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	還付金②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	現時点残枚数①－②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和束町	住民保有枚数①	3,907	2,858	2,858	2,858	2,858	2,858	2,858	2,858	2,858	2,858	2,858	2,858	2,858	3,907	
	還付金②	1,049	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,049	
	現時点残枚数①－②	2,858	2,858	2,858	2,858	2,858	2,858	2,858	2,858	2,858	2,858	2,858	2,858	2,858	2,858	314,380
精華町	住民保有枚数①	6,065	3,156	3,156	3,156	3,156	3,156	3,118	3,118	3,118	3,118	3,118	3,118	3,118	6,065	
	還付金②	2,909	0	0	0	0	38	0	0	0	0	0	0	0	2,947	
	現時点残枚数①－②	3,156	3,156	3,156	3,156	3,156	3,118	3,118	3,118	3,118	3,118	3,118	3,118	3,118	3,118	342,980
南山城村	住民保有枚数①	2,016	1,225	1,225	1,225	1,175	1,175	1,175	1,175	1,055	1,055	1,055	1,055	1,055	2,016	
	還付金②	791	0	0	50	0	0	0	120	0	0	0	0	0	961	
	現時点残枚数①－②	1,225	1,225	1,225	1,175	1,175	1,175	1,175	1,055	1,055	1,055	1,055	1,055	1,055	1,055	116,050
合　計	住民保有枚数①	30,878	16,462	16,462	16,462	16,412	16,412	16,374	16,374	16,254	16,254	16,254	16,254	16,254	30,878	
	還付金②	14,416	0	0	50	0	38	0	120	0	0	0	0	30	14,654	
	現時点残枚数①－②	16,462	16,462	16,462	16,412	16,412	16,374	16,374	16,254	16,254	16,254	16,254	16,254	16,224	16,224	1,784,640

※1　住民保有枚数は、平成24年度末で住民が110円券を保有している（はずの）枚数。（住民の未使用分）

※2　令和6年度残高は、H20.10に110円券を発行してからH24.3.31までの累計残高枚数である。

令和７年度し尿くみ取り手数料残高確認表

単位：円

市町村名 / 年月	木津川市		笠置町		和束町		精華町		南山城村		合　計	
	還付金	残　高	還付金	残　高	還付金	残　高	還付金	残　高	還付金	残　高	還付金	残　高
R6 残高		0		0		0		0		129,769		129,769
4月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	129,769	0	129,769
5月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	129,769	0	129,769
6月	0	0	0	0	0	0	0	0	5,500	124,269	5,500	124,269
7月	7,807	△ 7,807	0	0	0	0	0	0	0	124,269	7,807	116,462
8月	0	△ 7,807	0	0	0	0	0	0	0	124,269	0	116,462
9月	0	△ 7,807	0	0	0	0	4,180	△ 4,180	0	124,269	4,180	112,282
10月	5,160	△ 12,967	0	0	0	0	0	△ 4,180	13,200	111,069	18,360	93,922
11月	2,940	△ 15,907	0	0	0	0	0	△ 4,180	0	111,069	2,940	90,982
12月	0	△ 15,907	0	0	0	0	0	△ 4,180	0	111,069	0	90,982
R8 1月	0	△ 15,907	0	0	0	0	0	△ 4,180	0	111,069	0	90,982
2月	0	△ 15,907	0	0	0	0	0	△ 4,180	0	111,069	0	90,982
3月	3,300	△ 19,207	0	0	0	0	0	△ 4,180	0	111,069	3,300	87,682
R7 残高	19,207	△ 19,207	0	0	0	0	4,180	△ 4,180	18,700	111,069	42,087	87,682

令和７年度　業者別し尿搬入量及び委託料一覧表

単位：ℓ，円

業者名 / 年月	㈱クリーンサービス山城		㈱相楽清掃		(有)フシミ		相楽商事		大和清掃		合計	
	搬入量	委託料	搬入量	委託料	搬入量	委託料	搬入量	委託料	搬入量	委託料	搬入量	委託料
R7.4	122,710	1,570,688	102,790	1,315,712	26,560	339,968	54,000	691,200	85,960	1,100,288	392,020	5,017,856
R7.5	94,080	1,204,224	106,930	1,368,704	24,700	316,160	55,800	714,240	61,250	784,000	342,760	4,387,328
R7.6	120,480	1,542,144	104,240	1,334,272	26,200	335,360	55,300	707,840	64,280	822,784	370,500	4,742,400
R7.7	93,000	1,190,400	96,480	1,234,944	23,300	298,240	62,900	805,120	45,420	581,376	321,100	4,110,080
R7.8	102,740	1,315,072	87,710	1,122,688	22,100	282,880	54,000	691,200	57,320	733,696	323,870	4,145,536
R7.9	103,650	1,326,720	107,730	1,378,944	25,420	325,376	61,200	783,360	50,460	645,888	348,460	4,460,288
R7.10	107,180	1,532,674	94,460	1,350,778	22,100	316,030	45,000	643,500	66,830	955,669	335,570	4,798,651
R7.11	87,980	1,258,114	91,900	1,314,170	24,300	347,490	48,600	694,980	61,370	877,591	314,150	4,492,345
R7.12	115,280	1,648,504	103,830	1,484,769	26,400	377,520	54,000	772,200	68,530	979,979	368,040	5,262,972
R8.1	88,620	1,267,266	82,610	1,181,323	24,700	353,210	50,400	720,720	54,200	775,060	300,530	4,297,579
R8.2	100,380	1,435,434	88,650	1,267,695	23,800	340,340	48,600	694,980	54,570	780,351	316,000	4,518,800
R8.3	97,040	1,387,672	94,240	1,347,632	20,300	290,290	50,300	719,290	53,770	768,911	315,650	4,513,795
合　計	1,233,140	16,678,912	1,161,570	15,701,631	289,880	3,922,864	640,100	8,638,630	723,960	9,805,593	4,048,650	54,747,630

令和７年度　業者別浄化槽汚泥搬入量及び投入手数料一覧表

単位：ℓ，円

業者名 / 年月	㈱クリーンサービス山城		㈱相楽清掃		(有)フシミ		相楽商事		大和清掃		城南衛生㈱		平安衛生開発㈱		合計	
	搬入量	手数料	搬入量	手数料	搬入量	手数料	搬入量	手数料	搬入量	手数料	搬入量	手数料	搬入量	手数料	搬入量	手数料
R7.4	173,800	347,600	241,170	482,340	18,490	36,980	53,100	106,200	83,800	167,600	56,400	112,800	22,580	45,160	649,340	1,298,680
R7.5	251,600	503,200	192,520	385,040	17,640	35,280	39,800	79,600	109,500	219,000	42,500	85,000	18,670	37,340	672,230	1,344,460
R7.6	220,600	441,200	248,780	497,560	17,700	35,400	47,900	95,800	153,600	307,200	43,200	86,400	31,240	62,480	763,020	1,526,040
R7.7	249,500	499,000	205,330	410,660	25,650	51,300	54,500	109,000	133,600	267,200	37,100	74,200	14,510	29,020	720,190	1,440,380
R7.8	209,400	418,800	224,130	448,260	11,570	23,140	38,800	77,600	80,200	160,400	28,400	56,800	15,180	30,360	607,680	1,215,360
R7.9	149,400	298,800	198,220	396,440	7,550	15,100	36,200	72,400	69,100	138,200	54,000	108,000	7,540	15,080	522,010	1,044,020
R7.10	172,500	345,000	222,130	444,260	17,260	34,520	35,500	71,000	104,700	209,400	41,700	83,400	19,910	39,820	613,700	1,227,400
R7.11	201,300	402,600	226,880	453,760	18,860	37,720	26,800	53,600	80,600	161,200	32,800	65,600	40,980	81,960	628,220	1,256,440
R7.12	151,200	302,400	196,790	393,580	16,510	33,020	55,700	111,400	141,900	283,800	39,000	78,000	36,430	72,860	637,530	1,275,060
R8.1	167,000	334,000	235,740	471,480	6,440	12,880	43,900	87,800	102,500	205,000	18,800	37,600	16,740	33,480	591,120	1,182,240
R8.2	236,700	473,400	247,800	495,600	11,730	23,460	28,600	57,200	106,600	213,200	35,700	71,400	20,400	40,800	687,530	1,375,060
R8.3	221,000	442,000	319,050	638,100	36,680	73,360	46,600	93,200	151,900	303,800	63,200	126,400	29,290	58,580	867,720	1,735,440
合　計	2,404,000	4,808,000	2,758,540	5,517,080	206,080	412,160	507,400	1,014,800	1,318,000	2,636,000	492,800	985,600	273,470	546,940	7,960,290	15,920,580

相楽広域行政組合そうらく衛生センター長期包括的運営業務モニタリング業務報告書（令和７年度）より抜粋

６．まとめ、総合所見

６．１　施設の運転状況

１）し尿及び浄化槽汚泥の処理状況

項　目				計画条件	令和７年度実績値	所　見
年間日数			（日/年）	365	365	搬入率：96.7%(月別に見ると 100%を超える場合あり) 浄化槽汚泥混入率：66.2%
搬入状況	受入日数		（日/年）	－	243	
	搬入量	年間搬入量（kL/年）	し尿	4,015	4,048.65	
			浄化槽汚泥	8,395	7,960.29	
			合計	12,410	12,008.94	
		年間日平均（kL/日）	し尿	11.0	11.1	
			浄化槽汚泥	23.0	21.8	
			合計	34.0	32.9	
		搬入量（週4.4日）（kL/日）	し尿	17.5	17.7	
			浄化槽汚泥	36.6	34.6	
			合計	54.1	52.3	
	搬入率		（%）	100.0	96.7	
	浄化槽汚泥混入率		（%）	67.7	66.2	
投入状況	年間稼働日数		（日/年）	232.0	235.7	投入率：91.3%
	年間投入量		（m^3/年）	12,852.80	11,934.28	
	稼働日当たり施設投入量（週4.4日＋月2.6日）		（m^3/日）	55.4	50.6	
	投入率		（%）	100.0	91.3	
汚泥処理	年間脱水機運転時間		（日/年）	－	219.2	供給汚泥SS量は計画条件よりも多くなっているが、脱水汚泥含水率は計画条件どおりとなっている。
	汚泥処理量(瞬間値)		（m^3/時）	4.9	4.3	
	脱水機供給汚泥濃度		（mg/L）	2,830	3,960	
	脱水機供給汚泥SS量(kgSS/時)			13.9	17.0	
	脱水汚泥含水率		（%）	75	75.0	
放流	年間放流水量		（m^3/年）	16,659.7	12,855.6	支障なし
	稼働日当たり放流水量（週4.4日＋月2.6日）		（m^3/日）	71.8	54.5	
	放流水量/投入量		（倍）	1.30	1.08	
場外搬出	脱水し渣		（台/年）	－	6	支障なし
	脱水汚泥		（台/年）	－	87	

まとめ （課題、今後の対応等）	搬入率は 96.7%で月別に見ると計画条件を超える場合があるが、投入率は91.3%で各月とも計画条件内となっている。汚泥処理は、供給汚泥濃度及び SS 量が計画条件よりも高くなっているが、脱水汚泥の平均含水率は75.0%で計画条件どおりとなっている。

２）ユーティリティ実績（電力、主要薬品）

項　目			計画条件 ( )参考値	令和７年度 実績値	所　見
電力使用量		(kWh/年)	－	529,583.6	－
	搬入量 1kL 当たり	(kWh/kL)	(50)	44	支障なし
主要薬品使用量	メタノール	(kg/年)	－	15,978.6	月毎の変動が大きい
	搬入量 1kL 当たり	(g/kL)	(824)	665	支障なし
	調質剤(脱水用ポリマ)	(kg/年)	1,909.0	1,935.1	－
	搬入量 1kL 当たり	(g/kL)	154	161	計画条件よりも多い
	脱水助剤(ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ)	(kg-dry/年)	2,763.6	1,758.3	－
	搬入量 1kL 当たり	(g-dry/kL)	247	146	支障なし
	消泡剤	(kg/年)	310.3	873.0	－
	搬入量 1kL 当たり	(g/kL)	25	73	計画条件よりも多い
	硫酸バンド	(kg/年)	106,908.5	53,644.8	－
	搬入量 1kL 当たり	(g/kL)	689	357	支障なし
	苛性ソーダ	(kg/年)	57,378.0	39,941.5	－
	搬入量 1kL 当たり	(g/kL)	1,110	798	支障なし
	次亜塩素酸ソーダ	(kg/年)	74,934.5	25,541.3	－
	搬入量 1kL 当たり	(g/kL)	725	255	支障なし
	高分子凝集剤(水処理用)	(kg/年)	62.1	80.0	－
	搬入量 1kL 当たり	(g/kL)	5.0	6.7	計画条件よりも多い
	硫酸	(kg/年)	2,810.5	3,840.0	－
	搬入量 1kL 当たり	(g/kL)	170	224	計画条件よりも多い

まとめ （課題・今後の対応等）	電力使用量（搬入量 1kL 当たり：以下同様）は参考値以下となっている。維持管理努力により電力使用量の削減が図られていることも一因と考えられる。 主要薬品使用量は、調質剤と高分子凝集剤の使用量がやや多くなっている。これは、脱水機供給汚泥の SS 量が多くなっていることや、凝集分離処理の安定性を優先しているためである。また、運転立ち上げ時に使用される消泡剤や、脱臭の他に中和に使用されている硫酸の使用量が多くなっているが、本施設の特性上やむを得ないと考えられる。そのほかの薬品使用量は計画条件や参考値以下となっている。なお、メタノールは、年末年始の施設停止後の運転立上げ時に水質が変動したことにより、注入量が大きく変動している。

※参考値：第 44 回全国都市清掃研究･事例発表会論文集「Ⅲ-101 精密機能検査結果から見たし尿処理施設、汚泥再生処理センターの維持管理の実態について」 （一財）日本環境衛生センター
電力は高負荷脱窒素処理方式の平均値、メタノールは全施設の平均値

６．２　施設の維持管理状況

１）分析・測定

<table>
<tr><th colspan="3">内容・項目</th><th colspan="6">所　見</th></tr>
<tr><td rowspan="11">水質分析</td><td colspan="2">投入し尿</td><td colspan="6" rowspan="5">分析・測定は計画どおりに実施されている（1 回/週、4～5 回/月）。なお、年末年始の施設停止後の運転立上げ時に凝集原水の水質が一時的に大きく変動したが、予備貯留槽の活用と運転調整により、放流水質は排水基準値及び施設保証値を満足している。また、排出負荷量も排水基準値を満足している。</td></tr>
<tr><td colspan="2">投入浄化槽汚泥</td></tr>
<tr><td colspan="2">凝集原水</td></tr>
<tr><td colspan="2">凝集沈殿処理水</td></tr>
<tr><td colspan="2">放流水</td></tr>
<tr><td colspan="2">放流水分析結果(R7 年)</td><td>最小値</td><td>平均値</td><td>最大値</td><td>施設保証値</td><td>排水基準値</td></tr>
<tr><td colspan="2">ｐＨ</td><td>6.7</td><td>7.3</td><td>8.2</td><td>5.8～8.6</td><td>5.8～8.6</td></tr>
<tr><td colspan="2">ＳＳ　(mg/L)</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>10 以下</td><td>70(90)以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">ＢＯＤ　(mg/L)</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>10 以下</td><td>20(25)以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">ＣＯＤ　(mg/L)</td><td>0.4</td><td>1.1</td><td>3.0</td><td>20 以下</td><td>20(25)以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ｔ－Ｎ　(mg/L)</td><td>1.0</td><td>2.2</td><td>4.0</td><td>10 以下</td><td>60(120)以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ｔ－Ｐ　(mg/L)</td><td>0.01</td><td>0.03</td><td>0.34</td><td>1 以下</td><td>8(16)以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">色度　(度)</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>30 以下</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">大腸菌数　(CFU/mL)</td><td>1 未満</td><td>1 未満</td><td>1 未満</td><td>－</td><td>800 以下</td></tr>
<tr><td rowspan="3">排出負荷量</td><td>ＣＯＤ　(kg/日)</td><td>0.02</td><td>0.06</td><td>0.15</td><td>－</td><td>2.8 以下</td></tr>
<tr><td>Ｔ－Ｎ　(kg/日)</td><td>0.05</td><td>0.12</td><td>0.25</td><td>－</td><td>1.4 以下</td></tr>
<tr><td>Ｔ－Ｐ　(kg/日)</td><td>0.001</td><td>0.002</td><td>0.018</td><td>－</td><td>0.14 以下</td></tr>
<tr><td rowspan="5">騒音・振動測定</td><td colspan="2">簡易計による定点測定</td><td colspan="6">計画どおりに実施されている（1 回/月）。
騒音・振動は、いずれの地点においても基準値を満足している。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">測定結果(R7 年)</td><td colspan="2">騒音</td><td colspan="2">振動</td><td></td></tr>
<tr><td>年間平均値</td><td>基準値</td><td>年間平均値</td><td>基準値</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">施設玄関　(dB)</td><td>47.2</td><td rowspan="3">昼間
60 以下</td><td>21.7</td><td rowspan="3">昼間
65 以下</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">し渣ホッパ室前 (dB)</td><td>52.8</td><td>25.0</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">搬入路出口　(dB)</td><td>53.4</td><td>24.3</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">悪臭測定</td><td colspan="2">検知管による脱臭塔出入口の臭気測定
出口臭気の官能検査</td><td colspan="6">計画どおりに実施されている（1 回/月）。
悪臭は、検知管の測定下限値以下となっており、官能検査（臭いの有無の確認）も異常無しとなっている。</td></tr>
<tr><td colspan="2">測定結果(R7 年)</td><td>脱臭塔入口</td><td>脱臭塔出口</td><td>基準値</td><td>検知管測定範囲</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">アンモニア　(ppm)</td><td>0.5 以下</td><td>0.5 以下</td><td>1 以下</td><td>0.5～78</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">硫化水素　(ppm)</td><td>0.25 以下</td><td>0.25 以下</td><td>0.02 以下</td><td>0.1～4</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">官能検査</td><td>－</td><td>異常無し</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr>
<tr><td>まとめ（課題・今後の対応等）</td><td colspan="7">施設における水質分析、騒音・振動測定、悪臭測定は、計画どおりに実施されており、分析・測定結果についても支障は認められない。</td></tr>
</table>

２）運転維持管理の定期作業

内容・項目		所　見
槽内清掃	沈砂槽（し尿・浄化）	計画どおりに実施されている（4～5 回/月）。
	受入槽（し尿・浄化）	計画どおりに実施されている（1 回/年）。
	中継槽（１・２）	
	貯留槽（し尿・浄化）	
活性炭交換	水処理	計画どおりに実施されている（1 回/2 か月）。
	脱臭	計画より前倒しして実施されている（1 回/年）。
脱水し渣搬出		計画どおりに実施されている（1 回/2 か月）。
脱水汚泥搬出		2 回/週、8～10 台/月の計画に対し、1～2 回/週、5～9 台/月の搬出となっているが、脱水汚泥量に応じて実施していることから、支障は認められない。
まとめ（課題・今後の対応等）	施設の運転維持管理にかかる定期作業は、いずれも計画どおりに実施されており、支障は認められない。	

３）保守点検・法定点検

内容・項目		所　見
電気設備点検		計画どおりに実施されている（6 回/年）。
消防用設備点検	総合点検	計画どおりに実施されている（1 回/年）。
	機器点検	計画どおりに実施されている（2 回/年）。
昇降機点検	月次点検	計画どおりに実施されている（3 回/年）。
	法定点検	計画どおりに実施されている（1 回/年）。
自動ドア点検		計画どおりに実施されている（2 回/年）。
空調機点検		計画どおりに実施されている（2 回/年）。
地下タンク点検	月次点検	計画どおりに実施されている（4 回/年）。
まとめ（課題・今後の対応等）	定期的に実施する保守点検・法定点検は、いずれも計画どおりに実施されており、支障は認められない。	

４）設備・装置の補修・整備

区分	設備・装置	内容	所　見
令和７年度計画分	中継槽ポンプ（NO.1）	定期整備	計画された時期に実施
	汚泥供給ポンプ（NO.1）	定期整備	
	調質剤注入ポンプ（NO.1）	定期整備	
	汚泥脱水機（NO.2）	定期整備	
	凝集原水ポンプ（NO.2）	定期整備	
	凝集沈殿汚泥引抜ﾎﾟﾝﾌﾟ（NO.2）	定期整備	
	雑排水移送ポンプ（NO.1）	定期整備	
	脱臭用酸・アルカリ洗浄塔	担体洗浄	
	破砕機（NO.1、NO.2）	定期整備	交換部品の調達の延期により１ヶ月遅れで実施
	現場予備品納入	予備品納入	
	し尿投入ポンプ（NO.1） 浄化槽汚泥投入ﾎﾟﾝﾌﾟ（NO.1）	定期整備	PLC の緊急更新整備により、本機器は次年度の整備(更新)に振替
	原水ポンプ（NO.2）	定期整備	
計画外	中央監視室 PLC 故障	更新	緊急に更新
	運搬車等の洗浄装置	新設	運搬車等の洗浄のため
ﾌﾟﾗﾝﾄﾒｰｶ実施分	今年度は行われていない。		
トラブル（警報等）発生状況	・脱水汚泥搬送装置(1)の異音の発生 ・受入室自動扉（出口側）の作動不良（ガイドレール、戸車の損耗） ・玄関ホールの結露 ・コンプレッサの異音の発生 ・地盤沈下（搬入路外側）及びこれに伴う給水配管の露出 ・し尿投入ポンプ（NO.1）の主要部品の破損 ・多量の油脂分を含む浄化槽汚泥の搬入 ・次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ、チェーンブロックの故障　　など		
まとめ（課題、今後の対応等）	設備・装置の定期整備は、中央監視室 PLC が故障し緊急整備を行ったため、原水ポンプ、し尿投入ポンプ、浄化槽汚泥投入ポンプの整備（更新）を次年度に先送りしている。それ以外は、部品の調達の都合により実施が１か月先送りになった機器もあるが、概ね計画どおりに実施されている。 なお、11 月にし尿投入ポンプ（NO.1）の主要部品が破損し使用不能となっているが、し尿投入ポンプは次期包括的運営業務で更新予定のため、それまではし尿投入ポンプ（NO.2）による連続運転を計画している。 また、多量の油脂分を含む浄化槽汚泥が搬入される場合には搬入時に申告するように周知しているが、油脂分を含む汚泥が発生しないよう、浄化槽使用者に対して油脂類の排水防止や、排水トラップ内のスカム等固形物の掃除についても周知する必要がある。 そのほか、脱水汚泥搬送装置(1)の異音の発生、受入室自動扉（出口側）の作動不良、玄関ホールの結露、コンプレッサの異音の発生などについても対策が必要である。		

５）その他の運営業務

内　容	所　見
建築設備の保全管理	適切に実施されている。
清掃業務、植栽等の外構管理	適切に実施されている。
水源地の管理	適切に実施されている。

６．３　委託費の精算に係る比較数値の調査

内　容	所　見
搬入し尿量	燃料費、活性炭費、消耗品費（いずれも支出増）が見直し変動幅の範囲を超えている。 それ以外の項目は見直し変動幅の範囲内となっている。
水道料金	
電気料金	
燃料費	
活性炭費	
薬品費	
消耗品費	
運転管理人件費、測定分析費、補修工事・点検整備費	

６．４　総合所見

本施設の運転状況及び維持管理状況について支障は認められない。なお、年末年始の施設停止後の運転立上げ時に凝集原水の水質が一時的に大きく変動したが、予備貯留槽の活用と運転調整により、放流水質は排水基準値及び施設保証値を満足している。このため、この経験を参考として、長期施設停止後の運転立上げ方法についてマニュアル化するとよい。また、稼動が長期化している機器も多くなっているため、これらの対応についても検討する必要がある。

委託費の精算協議に際しての比較数値を調査した結果、燃料費、活性炭費、消耗品費（いずれも支出増）が見直し変動幅の範囲を超えているが、それ以外の項目は見直し変動幅の範囲内となっている。

令和７年度　放流水量・水質分析表

（相楽広域行政組合そうらく衛生センター）

項目 ＼ 年／月／日		単位	令和7年 4月16日	5月21日	6月18日	7月16日	8月20日	9月10日	10月22日	11月19日	12月17日	令和8年 1月21日	2月18日	3月18日	自主基準値
水量	放流水量 月平均値	㎥/日	33.6	33.5	40.1	42.7	33.0	33.7	33.7	30.4	38.4	28.5	43.2	38.5	71.8
水質	水素イオン濃度（pH）		7.8	7.4	7.4	7.6	7.7	7.6	7.9	7.1	7.8	8.0	7.7	7.7	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/ℓ	＜0.5	＜0.5	＜0.5	＜0.5	＜0.5	＜0.5	＜0.5	＜0.5	＜0.5	＜0.5	＜0.5	＜0.5	10
	化学的酸素要求量(COD)	mg/ℓ	1.2	1.9	1.0	1.3	2.5	2.2	0.9	0.9	3.4	1.2	1.7	1.5	20
	浮遊物質量(SS)	mg/ℓ	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	10
	全窒素	mg/ℓ	2.5	1.6	1.5	2.7	1.1	2.2	1.6	1.6	2.1	1.4	1.4	1.2	10
	全りん	mg/ℓ	0.023	0.025	0.038	0.039	0.030	0.037	0.030	0.018	0.064	0.044	0.010	0.054	1
	大腸菌数	CFU/mℓ	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	800
	色度	度	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	30

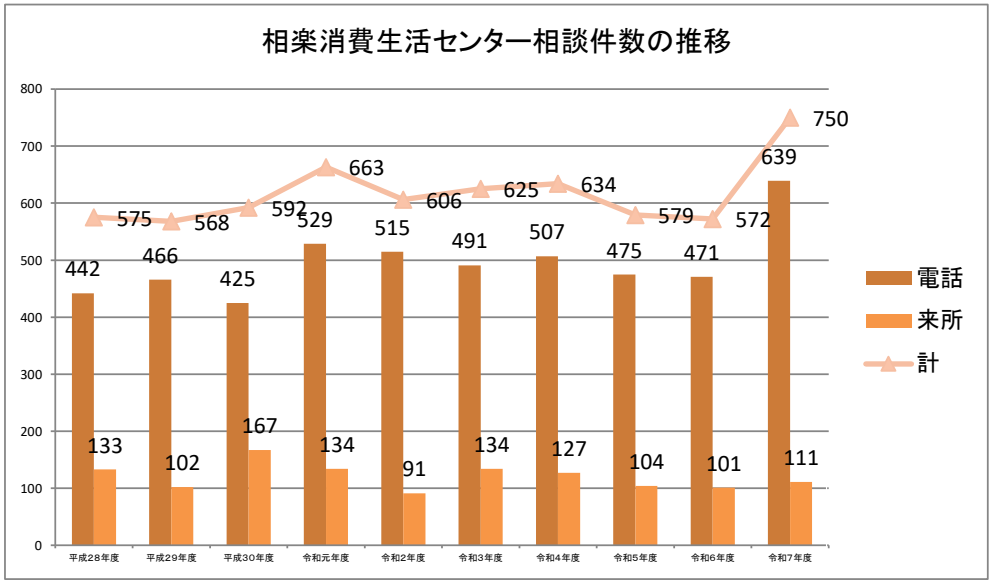
※水量:運転管理月報(2)による

※水質分析機関:舞鶴厚生株式会社

相楽消費生活センター相談件数の推移

（単位：件、％）

年度 / 市町村名		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合　計	割　合
木津川市		375	340	366	410	386	431	421	376	368	487	3,960	64.2
笠置町		1	3	5	4	6	9	6	2	6	1	43	0.7
和束町		11	17	15	10	11	16	15	11	16	14	136	2.2
精華町		169	182	176	215	179	141	157	166	165	224	1,774	28.8
南山城村		9	13	12	7	6	6	17	13	9	13	105	1.7
小　計		565	555	574	646	588	603	616	568	564	739	6,018	97.6
その他		10	13	18	17	18	22	18	11	8	13	148	2.4
合　計		575	568	592	663	606	625	634	579	572	752	6,166	100.0
電話	比率	442	466	425	529	515	491	507	475	471	640	4,961	80.5
来所	比率	133	102	167	134	91	134	127	104	101	112	1,205	19.5



相楽消費生活センター相談件数比較表（令和6・7年度）

単位：件、％

区分 / 市町村名	電話				来所				合計			
	R7年度	R6年度	差引	増減率	R7年度	R6年度	差引	増減率	R7年度	R6年度	差引	増減率
木津川市	416	296	120	40.5	71	72	△ 1	△ 1.4	487	368	119	32.3
笠置町	1	5	△ 4	△ 80.0	0	1	△ 1	皆減	1	6	△ 5	△ 83.3
和束町	10	10	0	0.0	4	6	△ 2	△ 33.3	14	16	△ 2	△ 12.5
精華町	193	146	47	32.2	31	19	12	63.2	224	165	59	35.8
南山城村	9	7	2	28.6	4	2	2	100.0	13	9	4	44.4
小計	629	464	165	35.6	110	100	10	10.0	739	564	175	31.0
その他	12	7	5	71.4	1	1	0	0.0	13	8	5	62.5
合計	641	471	170	36.1	111	101	10	9.9	752	572	180	31.5

令和7年度 相楽消費生活センター相談受付表

単位：件、％

市町村名	年 / 種別	R7 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8 1月	2月	3月	合計	割合
木津川市	電話	31	36	33	43	27	26	59	28	40	26	28	39	416	
	来所	9	7	5	2	4	4	4	9	9	6	4	8	71	
	計	40	43	38	45	31	30	63	37	49	32	32	47	487	64.8
笠置町	電話	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	来所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.1
和束町	電話	0	0	3	1	0	0	1	3	2	0	0	0	10	
	来所	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	4	
	計	0	0	4	1	0	1	1	4	2	0	1	0	14	2.0
精華町	電話	17	6	22	23	18	18	11	15	20	16	13	14	193	
	来所	3	2	4	4	2	3	4	2	1	3	0	3	31	
	計	20	8	26	27	20	21	15	17	21	19	13	17	224	29.8
南山城村	電話	0	1	0	3	0	1	1	0	1	0	1	1	9	
	来所	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	4	
	計	0	3	0	3	0	1	1	1	1	0	1	2	13	1.7
小計	電話	48	43	58	71	45	45	72	46	63	42	42	54	629	
	来所	12	11	10	6	6	8	8	13	10	9	5	12	110	
	計	60	54	68	77	51	53	80	59	73	51	47	66	739	98.3
その他	電話	2	0	2	1	0	0	2	0	1	2	1	0	11	
	来所	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	
	計	2	0	2	1	2	0	2	0	1	2	1	0	13	1.7
合計	電話	50	43	60	72	45	45	74	46	64	44	43	54	640	85.1
	来所	12	11	10	6	8	8	8	13	10	9	5	12	112	14.9
	計	62	54	70	78	53	53	82	59	74	53	48	66	752	100.0
相談日数		21	20	21	22	20	20	22	18	20	19	18	21	242	
１日当たりの件数		3.0	2.7	3.3	3.5	2.7	2.7	3.7	3.3	3.7	2.8	2.7	3.1	3.1	

令和７年度 消費生活相談（商品別分類） 統計データ

相楽消費生活センター

	ｺｰﾄﾞ	No	内　容	件数	ｺｰﾄﾞ	No	内　容	件数	
①	A	00	商品一般	56	I	10	土地・建物・設備一般	0	
	B	10	食料品一般	1		20	土地	2	
		21	穀類	7		31	建物一般	0	
		22	魚介類	5		32	集合住宅	19	
		23	肉類	0		33	戸建住宅	16	
		24	乳卵類	1		34	他の建物	1	
		25	野菜・海草	0		40	住宅構成材	2	
		26	油脂・調味料	1		51	空調・冷暖房・給湯設備	5	
		31	果物	1		52	衛生設備	9	
		32	菓子類	2		53	屋外装備品	3	
		33	飲料	7		54	他の住宅設備	9	
		34	酒類	1	J	00	他の商品	7	
		40	調理食品	2	P	00	役務一般	2	
		51	健康食品	37	Q	10	金融・保険一般	0	
		52	食料品その他	0		20	生命保険	3	
	C	10	住居品一般	0		30	損害保険	3	
		21	食生活機器	7		35	その他の保険	0	
		22	食器・台所用品	2		70	預貯金・証券等	4	
		23	洗濯・裁縫道具	1		75	デリバティブ取引	2	
		24	掃除用具	2		76	ファンド型投資商品	4	
		25	洗浄剤等	0		80	融資サービス	9	
		31	空調・冷暖房機器	9		90	他の金融関連サービス	18	
		32	家具・寝具	4	R	70	運輸・輸送サービス一般	0	
		33	室内装備品	1		71	旅客運送サービス	0	
		34	照明器具	4		72	郵便・貨物運送サービス	1	
		40	他の住居品	8		80	放送・通信サービス一般	0	
	D	10	光熱水品一般	0		81	電報・固定電話	27	
		20	電気	1		82	移動通信サービス	20	
		30	ガス	1		84	インターネット通信サービス	17	
		40	石油	0		85	放送	4	
		50	水道	0	S	10	教育一般	0	
		60	他の光熱水品	0		20	学校教育	0	
	E	10	被服品一般	0		30	補習教育	0	
		20	和服	0		40	他の教育	0	
		31	洋服一般	0	T	10	教養・娯楽一般	0	
		34	子供洋服	0		20	旅行代理業	4	
		35	洋装下着	2		30	宿泊施設	3	
		36	紳士・婦人洋服	16		40	教育・講座	9	
		41	履物	8		50	観覧・観賞	0	
		42	かばん	4		55	娯楽配信サービス	9	
		43	アクセサリー	3		57	ソフトウェアライセンス	3	
		44	他の身の回り品	1		60	各種会員権	0	
		50	生地・糸類	2		70	他の教養・娯楽	16	
		60	他の被服品	0	U	10	保健・福祉一般	0	
	F	10	保健衛生品一般	0		21	医療	11	
		20	医薬品	6		22	理美容	16	
		30	医療用具	7		23	浴場	0	
②		40	化粧品	50		24	衛生サービス	11	
		50	理美容器具・用品	5		25	健康関連サービス	0	
		60	他の保健衛生品	3		31	保育	0	
	G	10	教養娯楽品一般	0		32	老人福祉・サービス	2	
		20	文具・事務用品	0		40	他の保健・福祉	1	
		21	ﾊﾟｿｺﾝ・ﾊﾟｿｺﾝ関連用品	9	V	10	外食・食事宅配	0	
		25	電話機・電話機用品	24		20	冠婚葬祭	1	
		30	学習教材	0		30	家事サービス	1	
		40	書籍・印刷物	4		40	役務その他	48	
		50	音響・映像製品	4	W	15	内職・副業一般	0	
		60	スポーツ用品	2		30	自動販売機	0	
		71	カメラ類	2		40	内職・副業	5	
		72	時計	3		50	無限連鎖講	0	
		73	他の光学機器	0	X	00	他の行政サービス	4	
		80	玩具・遊具	7	Z	10	消費者運動（消費者問題一般）	0	
		91	楽器	3		20	家庭管理	3	
		92	他の教養娯楽品	10		30	健康管理	0	
	H	10	車両・乗り物一般	0		40	相隣関係	3	
		20	自動車	22		50	慣習・しきたり	0	
		30	自動車用品	0		60	婚姻	1	
		40	自転車・用品	1		70	相続	2	
		50	運搬用具	1		80	相談その他	50	②
		60	他の乗り物	2			合　計	752	

※PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）により集計

相楽消費生活センター・京都府消費生活安全センター
・京都府山城広域振興局相談件数実績（令和７年度）

単位：件、％

種別 / 市町村等	R8.3.31人口		相楽消費生活センター		京都府消費生活安全センター		京都府山城広域振興局		合計	
	人	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
木津川市	78,734	65.2	487	64.7	180	64.3	3	50.0	670	64.6
笠置町	1,015	0.8	1	0.2	0	0.0	0	0.0	1	0.1
和束町	3,246	2.7	14	1.9	5	1.8	0	0.0	19	1.8
精華町	35,554	29.4	224	29.8	86	30.7	3	50.0	313	30.2
南山城村	2,310	1.9	13	1.7	6	2.1	0	0.0	19	1.8
相楽郡（町村不明）			13	1.7	3	1.1	0	0.0	16	1.5
その他※			0	0.0					0	0.0
合計	120,859	100.0	752	100.0	280	100.0	6	100.0	1,038	100.0

※その他：相楽地域以外・地域不明

令和７年度消費生活出前講座実績

①消費生活出前講座＜一般・高齢者＞

令和８年３月３１日

回	月日・参加者数	時間	団体名	市町村名	テ　ー　マ	場　所	相談員	職　員	申請日	報告日
1	４月１６日（水） **参加者：４２人**	13:15～ 15:15	下川原地域ふれあいサロン	木津川市	詐欺と悪質商法について	泉川団地集会所	渡邊相談員		12/5	4/16
2	４月１６日（水） **参加者：３４人**	10:20～ 11:20	木津川市食生活改善推進員協議会	木津川市	食品ロスについて	木津保健センター	渡邊相談員		2/21	4/18
3	６月２４日（火） **参加者：３５人**	9:45～ 10:45	木津川市東部民生児童委員協議会	木津川市	悪質商法の事例や対策について	木津川市役所	渡邊相談員		3/31	6/24
4	６月２７日（金） **参加者：１４人**	14:00～ 15:10	ふれあいサロン・ウエルカム	木津川市	最近問題になっているサギについて	東部交流会館	渡邊相談員		6/19	6/27
5	７月２９日（火） **参加者：１７人**	14:10～ 15:00	精華町老人クラブ連合会（女性部長会議）	精華町	悪質商法などの消費者被害	精華町役場	渡邊相談員		7/1	7/29
6	７月３１日（木） **参加者：２６人**	13:30～ 15:00	精華女性の会	精華町	悪質商法の事例や対策について	かしのき苑	渡邊相談員		4/30	8/1
7	８月６日（水） **参加者：９人**	10:30～ 11:00	笠置町民生児童委員協議会	笠置町	訪問販売の注意点・国際電話の特殊詐欺	つむぎテラス	渡邊相談員		7/9	8/12
8	９月５日（金） **参加者：４９人**	13:45～ 15:00	東畑長寿会	精華町	高齢者を取り巻く消費生活諸問題	東畑集会所	渡邊相談員		7/25	10/30
9	９月２６日（金） **参加者：２１人**	13:30～ 15:00	木津川市社会福祉協議会相楽台支部	木津川市	①昨今の特殊詐欺被害と防止の対策②高齢者・若年層を狙ったトラブル	相楽台８・９丁目集会所	渡邊相談員		7/9	9/26
10	１０月２１日（火） **参加者：１５人**	13:45～ 15:00	グループホーム山城ぬくもりの里	木津川市	高齢者の消費者被害	山城保健センター	渡邊相談員		9/15	10/21
11	１０月２３日（木） **参加者：10人**	13:30～ 15:00	ふれあいサロン・ウエルカム	木津川市	サギの予防、防止	東部交流会館	渡邊相談員		10/7	3/27
12	１０月２７日（月） **参加者：１１人**	14:00～ 15:45	愛雀サークル	木津川市	悪質商法について	南加茂台９丁目集会所	渡邊相談員		8/1	10/27
13	１１月１４日（金） **参加者：１７人**	10:00～ 11:00	精華町社会福祉協議会	精華町	最近の消費生活トラブル（特殊詐欺、悪質商法など）について	かしのき苑	渡邊相談員		9/18	11/14
14	１１月２０日（木） **参加者：２２人**	10:30～ 12:00	老人クラブ　松寿会	木津川市	悪質商法防止対策について	木津駅前団地集会所	渡邊相談員		9/30	11/20
15	１１月２１日（金） **参加者：１７人**	11:00～ 12:00	精華町社会福祉協議会(曽根山ふれあい広場)	木津川市	悪質商法防止対策について	曽根山会館	渡邊相談員		10/17	11/21
16	１１月２８日（金） **参加者：１１人**	10:00～ 11:30	精華町　教育部生涯学習課	精華町	入門編「今からできる投資の基礎知識とライフプラン」	かしのき苑	渡邊相談員		5/20	12/2
17	２月２０日（金） **参加者：３３人**	13:30～ 14:30	JAやましろ	その他（相楽）	高齢者の消費者被害（特殊詐欺、悪質商法など）	JA京都やましろ本店	渡邊相談員		12/19	2/25
18	３月４日（水） **参加者：７０人**	13:30～ 15:30	南加茂台シルバークラブ	木津川市	消費者トラブル防止：悪質商法・クーリングオフ、契約他	南加茂台公民館	渡邊相談員		1/15	3/6

19	３月１３日（金） **参加者：１７人**	15:00～16:00	南山城村民生児童委員協議会	南山城村	最近の高齢者を取り巻く消費者トラブル（お試し購入）	やまなみホール	渡邊相談員		10/2	3/13
20	３月１６日（水） **参加者：１３人**	13:00～13:50	和束シニアライフサポート学級	和束	消費生活に関する注意事項	和束町健康福祉交流センター	渡邊相談員		3/10	3/16
21	３月１８日（水） **参加者:２０人**	13:00～14:00	加茂ふれあいカフェ	木津川市	詐欺・悪質商法について	南加茂台公民館	渡邊相談員		3/5	3/31

21回、参加者数:503人

②消費生活出前授業＜学校・教育委員会＞

回	月日・参加者数	時間	団体名	市町村名	テ　ー　マ	場　所	相談員	職　員	申請日	報告日
1	６月２０日(金) **参加者:３８人**	10:30～12:05	木津川市立棚倉小学校（６年１クラス）	木津川市	SDGｓの取組の趣旨や内容について	棚倉小学校(音楽室)	渡邊相談員		5/29	
2～3	６月２５日(水) **参加者:７２人**	8:45～12:15	木津川市立木津中学校（３年２クラス）	木津川市	SDGｓの取組の趣旨や内容について	木津中学校	渡邊相談員		6/5	
4～6	６月２６日(木) **参加者:１０５人**	8:45～15:25	木津川市立木津中学校（３年３クラス）	木津川市	SDGｓの取組の趣旨や内容について	木津中学校	渡邊相談員		6/5	
7～8	６月２７日(金) **参加者:７１人**	8:45～12:15	木津川市立木津中学校（３年２クラス）	木津川市	SDGｓの取組の趣旨や内容について	木津中学校	渡邊相談員		6/5	
9～10	６月３０日(月) **参加者:７８人**	8:45～12:15	木津川市立木津中学校（２年２クラス）	木津川市	エシカル消費の取組の趣旨や内容について	木津中学校	渡邊相談員		6/5	
11～12	７月２日（水） **参加者:７８人**	8:45～12:15	木津川市立木津中学校（２年２クラス）	木津川市	エシカル消費の取組の趣旨や内容について	木津中学校	渡邊相談員		6/5	
13～14	７月３日(木) **参加者:７７人**	8:45～12:15	木津川市立木津中学校（２年２クラス）	木津川市	エシカル消費の取組の趣旨や内容について	木津中学校	渡邊相談員		6/5	
15	７月２８日(月) **参加者:２０人**	13:30～14:30	木津川市立棚倉小学校	その他	小学生を対象にしたSDGｓの基礎知識についての指導（教師対象）	棚倉小学校(音楽室)	渡邊相談員		6/24	
16～18	９月９日(火) **参加者:８０人**	9:30～12:05	木津川市立州見台小学校（５年３クラス）	木津川市	ハンバーガーの向こう側	州見台小学校	渡邊相談員		8/7	
19～20	９月１２日(金) **参加者:５９人**	8:50～12:20	木津川市立高の原小学校（５年２クラス）	木津川市	社会科「これからの食料生産」フードマイレージ	高の原小学校	渡邊相談員		7/22	
21～22	９月２５日(木) **参加者:６７人**	9:30～11:15	木津川市立木津小学校（５年２クラス）	木津川市	エシカル消費について	木津小学校	渡邊相談員		7/29	
23～24	１０月９日(木) **参加者:５９人**	8:45～12:20	木津川市立高の原小学校（５年２クラス）	木津川市	「だし」について	高の原小学校	渡邊相談員		9/16	
25～27	１０月２８日(火) **参加者:１００人**	9:45～12:40	木津川市立木津第二中学校（３年３クラス）	木津川市	金融教育	木津第二中学校	渡邊相談員		9/9	
28	１２月１日(月) **参加者:２１人**	13:45～15:15	相楽地方小学校長会	その他	子どもを取り巻く危機的状況とその対策について～金銭教育に関わって～	精華台小学校	渡邊相談員		9/17	
29～30	１２月３日(水) **参加者:７７人**	8:45～12:15	木津川市立木津南中学校（２年２クラス）	木津川市	環境についてフードマイレージ（SDGsについて）	木津南中学校(第2美術室)	渡邊相談員		9/11	
31～33	１２月４日(木) **参加者:１２０人**	8:45～15:25	木津川市立木津南中学校（２年３クラス）	木津川市	環境についてフードマイレージ（SDGsについて）	木津南中学校(第2美術室)	渡邊相談員		9/11	

34～36	１２月５日(金) **参加者:１２０人**	8:45～15:25	木津川市立木津南中学校（２年３クラス）	木津川市	環境についてフードマイレージ（SDGsについて）	木津南中学校(第2美術室)	渡邊相談員		9/11	
37～39	１２月１５日(月) **参加者:８１人**	9:40～12:15	精華町立精華台小学校（５年３クラス）	精華町	消費者の役割を考え、モノや金銭の大切さを考えよう	精華台小学校	渡邊相談員		3/26	
40～42	１２月１７日（水） **参加者:９３人**	9:30～12:10	木津川市立城山台小学校（５年３クラス）	木津川市	ハンバーガーの向こう側（エシカル）	木津川市立城山台小学校	渡邊相談員		3/26	
43～45	１２月１８日（木） **参加者:９４人**	9:30～12:10	木津川市立城山台小学校（５年３クラス）	木津川市	ハンバーガーの向こう側（エシカル）	木津川市立城山台小学校	渡邊相談員		3/26	
46～48	１２月１９日(金) **参加者:９４人**	9:30～12:10	木津川市立城山台小学校（５年３クラス）	木津川市	ハンバーガーの向こう側（エシカル）	木津川市立城山台小学校	渡邊相談員		3/26	
49	１月２１日(水) **参加者:２２人**	11:25～12:10	和束中学校（２年）	和束町	消費者の権利と責任	和束中学校	渡邊相談員		12/17	
50～52	１月２２日(木) **参加者:８０人**	8:40～15:05	木津川市立州見台小学校（５年３クラス）	木津川市	SDGsをゲームで遊ぼう	木津川市立州見台小学校	渡邊相談員		8/7	
53	２月４日(水) **参加者:３４人**	8:40～10:15	木津川市立相楽小学校（６年１クラス）	木津川市	SDGsをゲームで遊ぼう	木津川市立相楽小学	渡邊相談員		8/7	
54	２月１６日(月) **参加者:３３人**	10:20～12:00	木津川市立相楽小学校（６年１クラス）	木津川市	SDGsをゲームで遊ぼう	木津川市立相楽小学	渡邊相談員		8/7	
55～56	３月３日(火) **参加者:５８人**	8:40～12:05	木津川市立相楽小学校（４年２クラス）	木津川市	SDGsをゲームで遊ぼう	木津川市立相楽小学	渡邊相談員		8/7	

56回、参加者数 :1831人(小学校 7校/ 29クラス/ 870人・中学校4校/ 25クラス/920人) その他41人:棚倉小教職員20人・相楽地方小学校長会 21人

③<見守りネットワーク>

回	月日・参加者数	時間	団　体　名	市町村名	テ　ー　マ	場　所	相談員	職　員	申請日	報告日
1	７月　８日(火) **参加者：　25　人**	14:00～14:40	和束町民生児童委員協議会	和束町	悪質商法の事例や対策について	和束町健康福祉交流センター	渡邊相談員		5/1	7/14
2	３月１０日(火) **参加者：　25　人**	13:45～14:30	和束町民生児童委員協議会	和束町	最近の高齢者を取り巻く消費者トラブル（お試し購入）	和束町健康福祉交流センター	渡邊相談員		9/24	3/10

2回、参加者数:50人

●市町村毎の申込み状況

市町村	申込件数	実績(見込)件数	割　合
木津川市	62	62	78.5%
笠 置 町	1	1	1.3%
和 束 町	4	4	5.1%
精 華 町	8	8	10.1%
南山城村	1	1	1.3%
その他	3	3	3.8%
計	79	79	100.0%

(　):土日祝・時間外

「消費生活フェスタ２０２５」開催結果報告

▸日　　時：令和７年５月３１日（土）１１：００～１５：３０

▸場　　所：MEGA ドン・キホーテ UNY 精華台店西館　（エスカレーター前）

▸参加団体：京都府山城広域振興局・京都府木津警察署・精華町消防本部

　　相楽広域行政組合（相楽消費生活センター）

▸参加者数：約７０人









消費者月間事業



参加費無料

消費生活フェスタ2025

明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費 ～
どのグリーンにする？～





今年は何ができるかな



出展ブース

いろんな体験ができるよ

（京都府山城広域振興局）　だまされやすさ心理チェック

（京都府木津警察署）　かるたで学ぼうサイバー知識、
タブレットで「サポート詐欺」体験

（精華町消防本部）　悪質な消火器・住宅用火災警報器の訪問販売についての注意喚起

（相楽消費生活センター）　食品ロスクイズ＆ぶんぶんごま作り

本屋さん前

開催日　令和７年５月３１日（土）
時　間　11:00～15:30
場　所　MEGAドン・キホーテUNY精華台店西館

共　催：京都府山城広域振興局・京都府木津警察署・精華町消防本部
相楽広域行政組合（相楽消費生活センター）

お問い合わせ　相楽広域行政組合（相楽消費生活センター）
0774-72-0421

全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」
188

令和７年度 消費生活講座開催状況

＜第１回＞

○日　　時：令和７年１０月１７日（金）９：００～１５：１０

○テ ー マ：「環境の森センター・きづがわ＆三重リサイクルセンター見学と
和束の茶畑観光、南山城村道の駅での地産地消の昼食やお買い物体験」

○参加人数：２０人（申込人数：２９人）



環境の森センター・きづがわ



和束の茶畑観光



三重リサイクルセンター

＜第２回＞

○日　　時：令和７年１０月３０日（木）
１３：３０～１５：２５

○講　　演：「身近なお茶の話」

講　師：中山 美雪 氏

○茶香服体験

煎じ手：杉本 すみ子 氏

司会進行：中山 美雪 氏

○参加人数：１４人（申込人数：１６人）



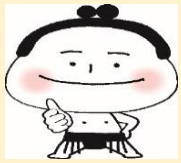
講演



茶香服体験

令和7年度

消費生活講座



『明日の地球を救うためにできることは？』

地球環境に配慮したグリーン志向の消費行動をみんなで考えてみませんか。
今年度は全2回の消費生活講座を開講します。ご興味をお持ちの講座がありましたら、是非ご参加ください。





木津総合庁舎
9:00 集合

10月17日（金）

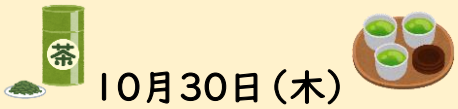
9:00～15:30
バスツアー(20 人募集)

テーマ:『明日の地球を救うためにできることは？』

我が家のごみのゆくえ、消費者にできることグリーン志向
消費を考えてみよう！

～環境の森センター・きづがわ＆三重リサイクルセンター見学と
和束の茶畑観光、南山城村道の駅での地産地消の昼食やお買い物体験～

注意事項:木津総合庁舎集合時間厳守（9:00集合）
（バスは 9:15 に出発します）



東部交流会館
13:30集合

10月30日（木）

13:30～15:30
体験学習(25 人募集)

テーマ:「身近なお茶の話」
講 師:中山 美雪 氏
日本茶インストラクター・リーダー、茶育指導士

テーマ:「茶香服体験」
講 師: 杉本 すみ子 氏
日本茶インストラクター、テーブルスタイル茶道認定講師
中山 美雪 氏



令和７年度

消費生活講座〈募集要項・申込書〉

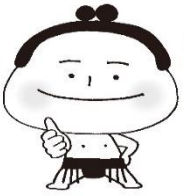
◆募集定員　第1回(20人)、第2回(25人)
◆参加資格　木津川市及び相楽郡に在住・在勤・在学の方
◆参 加 費　第１回は参加費 1,000 円(昼食代として)、第２回は無料
◆主　　催　相楽広域行政組合（相楽消費生活センター）
◆申込方法　電話・FAXのいずれかの方法で「消費生活講座参加希望」の旨と、氏名、住所、電話番号、参加予定日をお伝えください。
◆申込受付　**9月8日（月）**から申込みを受付けます。申込み多数の場合は抽選、申し込まれた方全員に受講の可否の連絡をします。
◆申込締切　**第1回　10月2日（木）、第2回　10月16日（木）**
◎定員に満たない場合は締切日以降も受付します。相楽広域行政組合までお問い合わせください。

◆問い合わせ先

市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号
相楽広域行政組合	事務局	(0774)72-0421	和 束 町	建設農政課	(0774)78-3008
木津川市	観光商工課	(0774)75-1216	精 華 町	商工推進室	(0774)34-0234
笠 置 町	希望のまち推進課	(0743)95-2327	南山城村	産業観光課	(0743)93-0105

◆申し込み先◆
相楽広域行政組合
（相楽消費生活センター）
(http://www.souraku-kyoto.or.jp)
TEL(0774)72-0421 FAX(0774)72-0470

相楽消費生活センター
(0774)72-9955
fax.(0774)72-9933



相談すれば楽になる

●相談日／月曜日～金曜日（祝、休日、年末年始を除く）
●相談時間／午前9時～正午、午後1時～4時
●所在地／（仮移転）木津川市木津上戸18番地1京都府木津総合庁舎

＜ 令和7年度 消費生活講座 申込書 ＞

相楽広域行政組合（相楽消費生活センター）宛

（FAX:0774-72-0470）

(フリガナ)		住所又は勤務地の市町村	TEL	（日中に連絡がとれる番号）
氏　名			FAX	
参加予定日 （〇で囲んでください。）	第1回（10/17） 昼食代 1,000 円負担あり		第２回（10/30）	

※いただいた個人情報につきましては、本講座の運営以外の目的には使用いたしません。

相楽広域行政組合新庁舎新築工事

設　計　図

令和８年３月

株式会社　綜企画設計

山城南保健所
軒先
保健所駐車場
外灯
LPガス庫
縞鋼板
側溝
鉄
隣地境界線
電柱（既設）
カーブミラー
車いす使用者用駐車場
25人槽合併浄化槽
機能ポール（インターホン）
車止めポール+チェーン@2000
駐輪場
物置
駐車場5台
自転車置場
自立型施設名称サイン
合併浄化槽用送風機
農小屋
勝手口（西）
勝手口（南）
▼土部庇
▲上部庇
▲軒先
▲軒樋先
スロープ1/15
TD φ75
TD-SUS φ89
SUSタラップ（カード・フェンス付き）
ステップU型側溝 240×2ヶ所
床見切り
掲示板W3000×H1000
天井裏収納用タラップ降下空間
消火器ボックス
ピロティ
受付カウンター
相楽休日応急診療所
受付・事務
待合室
医師会事務室
会議・相談室兼 控室
相楽聴覚言語障害センター
倉庫1
倉庫2兼発熱外来②
倉庫3
倉庫4
玄関ホール兼発熱外来①
事務室 相楽消費生活センター
2診
1診
薬局
多目的WC
男性WC
女性WC
更衣スペース
PS
ミニキッチン
流し台
受付
廊下
1階平面図
2階平面図
玄関庇
天井裏収納 +2960
天井裏収納用タラップ
展開方向

凡例

** / **	建具符号を示す		ピット範囲を示す
		As	アスファルト舗装を示す
	建物出入口を示す	Co	コンクリート舗装を示す
**	FLからの高さを示す	TL	300角磁器質タイル張りを示す
	ステンレス製点字鋲ノンスリップタイプ300角用または　点字ブロック（アスファルト舗装部のみ）		床下点検口600角を示す
○	コーナーガードを示す		

記事					
業務名称	相楽広域行政組合新庁舎基本・実施設計業務	工事名称	相楽広域行政組合新庁舎新築工事	設計年月	令和８年３月
株式会社 綠企画設計 京都支店	一級建築士事務所　京都府知事登録（07A）　第00523号 管理建築士　一級建築士（大臣）　第331194号　三浦　光寛	印	・　・	図面名称	平面図
				縮尺	A２　1/100 A３　1/140
				図面番号	A－13

建築工事特記仕様書

【1】 工 事 概 要

1．工 事 場 所　京都府木津川市木津上戸15番地1、京都府木津川市木津宮ノ堀207番地1

2．敷 地 面 積　818.89 ㎡

3．建築物概要

	棟名	構造	階数	建築面積(㎡)	延べ面積(㎡)	備考
	相楽広域行政組合新庁舎	軽量鉄骨造	2	400.73	392.85	その他建築物
	自転車置場	ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金造	1	6.16	6.16	その他建築物

4．そ の 他

【2】 適 用 範 囲

現場説明書（質疑回答書を含む）、本特記仕様書、図面、標準仕様書に示す範囲とする。
すべての設計図書は相互に補完するものとし、相違がある場合は、上記の順番を優先順位とする。
上記の標準仕様書とは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和 7年版）をいう。（以下、これを「標仕」という。）
本書に特に記載のない事項にあっても、すべて、「標仕」の適用を受けるものとする。

【3】 工 事 区 分

設計図書による。
別契約の施工上密接に関連する工事との取合い部分が発生する場合は、別紙工事区分表による。

【4】 工 事 仕 様

1. 設計図書による。設計図書に記載されていない事項は、「標仕」のほか別記の適用基準による。
2. 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
3. 特記事項は、●印の付いたものを適用する。●印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
※印と●印の付いた場合は、共に適用する。※印が抹消された場合は、●印のみ適用する。
4. 項目及び特記事項に記載の（ ）内表示番号は「標仕」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項目	特記事項
① 一般共通事項	① 適用基準等	● 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和 7 年版 （監修：国土交通省） ● 建築工事標準詳細図 令和 4 年改定 （監修：国土交通省） ● 敷地調査共通仕様書 令和 4 年改定 （監修：国土交通省） ● 建築構造設計基準、同資料 令和 3 年改定 （監修：国土交通省） ● 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和 7 年版 （監修：国土交通省） ○ 公共建築木造工事標準仕様書 令和 4 年版 （監修：国土交通省） ● 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和 7 年版 （監修：国土交通省） ● 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和 7 年版 （監修：国土交通省） （注：監修欄「国土交通省」は国土交通省大臣官房官庁営繕部を示す）
	② 建築材料等	本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は監督職員の承諾を受ける。 下記材料品目は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿（最新版）」 にある材料とする。 また、同評価事業の評価を受けたものを使用する場合は、評価書の写しを監督職員に提出し、その確認をもって、品質・性能の確認があったものとすることができる。 （評価名簿によるもの） 床型枠用鋼製デッキプレート（ﾌﾗｯﾄﾃﾞｯｷ）、鉄骨柱下無収縮モルタル、 無収縮グラウト材（ﾌﾟﾚﾐｯｸｽ形、現場調合形）、押出成形セメント板、 成形伸縮目地材、乾式保護材(防水立上部)、陶磁器質タイル、既製調合モルタル（ﾀｲﾙ工事用）、既製調合目地材、ルーフドレン、吸水調整材（ﾓﾙﾀﾙ用）、 アルミニウム製建具、鋼製建具、鋼製軽量建具、ステンレス製建具、 錠前類（ｼﾘﾝﾀﾞ箱錠、ﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ、ｼﾘﾝﾀﾞ本締り錠）、クローザー類(ﾄﾞｱｸﾛｰｻﾞｰ、ﾋﾝｼﾞｸﾛｰｻﾞｰ、ﾌﾛｱﾋﾝｼﾞ)、自動扉機構（制御装置・駆動装置、検出装置、制御装置・駆動装置・検出装置）、自閉式上吊り引戸機構(手動開き式)、 重量シャッター、軽量シャッター、ｵｰﾊﾞｰﾍｯﾄﾞﾄﾞｱ、ガラス(ﾌﾛｰﾄ板ｶﾞﾗｽ、型板ｶﾞﾗｽ、網入板ｶﾞﾗｽ・線入板ｶﾞﾗｽ、熱線吸収板ｶﾞﾗｽ、倍強度ｶﾞﾗｽ、熱線反射ｶﾞﾗｽ）、 ガラスブロック(中空)、防水剤、現場発泡断熱材、ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ（3000N、5000N）、 可動間仕切、移動間仕切(ｽﾗｲﾃﾞｨﾝｸﾞﾄﾞｱ)、トイレブース、煙突用成形ライニング材、 天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上緑化システム（屋上緑化システム、屋上緑化軽量システム）、トップライト、エポキシ樹脂、 タイル部分張替え用接着剤、ポリマーセメントモルタル、 鋳鉄製ふた（マンホールふた・弁栓ふた）

章	項目	特記事項
① 一般共通事項	③ 特別な材料の工法	設計図書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。
	④ 風圧力及び積雪に対する性能 (8.4.3、8.5.3) (10.5.3) (13.2.3～13.4.3)	建築基準法に基づき定められた風速及び地表面粗度区分等 風速（Vo） ● ３２ ○ （平成12年5月31日建設省告示第1454号） 地表面粗度区分 ○ Ⅰ ○ Ⅱ ● Ⅲ ○ Ⅳ 多雪地域の指定 ● なし ○ あり
	⑤ 現場代理人	本工事の施工にあたっては、工事請負契約書第１０条に基づく現場代理人は、主任技術者又は監理技術者と同様、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者を選任しなければならない。
	⑥ 工事工程報告	月報は毎月末日に〆め、翌月5日までに提出する。 日報は監督職員の指示による。 週報は毎週（ ）曜日に提出する。
	⑦ 工事実績情報の登録 (1.1.4)	適用する （適用事項は、現場説明書による）
	⑧ 設備工事との取合い	施工範囲 ● 図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の型枠及びそれらの補強 ● 図示した壁、天井の仕上材、下地材の切込み及び下地材の補強 ● 駆動装置が電動による建具類の二次配線及び操作スイッチ ○ 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 施工図 設備機器の位置、取合等の検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。
	⑨ 施工図等の取扱い (1.2.3)	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲される。
	⑩ 工事写真 (1.2.4)	工事写真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編（最新版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）よるほかは監督職員の指示による。 下記のものを監督職員に提出する。

		部数(ネガ１枚につき)	分類・規格	原版の大きさ（mm）
着工前		● 1 ○	● カラーサービス版	● 24×36以上
工事中		● 1 ○	● カラーサービス版	● 24×36以上
完成時	屋内（ 15 ）箇所	● 2 ○	● カラーサービス版 ○ カラーキャビネ版	● 24×36以上 ○ 60×70以上
完成時	外観（ 5 ）箇所	● 2 ○	● カラーキャビネ版 ○ カラーパネル半切	● 24×36以上 ○ 60×70以上

デジタル写真の撮影にあたり、完成写真については有効画素数300万画素程度、工事写真は有効画素数130万画素程度とし、黒板の文字等の内容が判読できる精度を確保するものとする。
完成写真撮影場所は、監督職員の指示による。
● 完成写真撮影業者は、監督職員の承諾する撮影業者（建築写真専門業者）とする。

	11 電気保安技術者 (1.3.3)	適用する
	⑫ 施工条件 (1.3.5)	現場説明書による
	⑬ 発生材の処理等 (1.3.11)	○ 引渡しを要するもの （ ） ○ 工事現場において再利用を図るもの、再生資源化を図るもの （ ） ● 指定副産物の搬出（詳細は現場説明書による） ○ アスファルトコンクリート塊 ○ セメントコンクリート塊 ○ 建設発生木材 ○ 指定副産物の処分地（詳細は現場説明書による） ○ 指定地処分 （ ） ○ 自由処分 （最寄りの再資源化施設へ搬出すること ） ○ 指定副産物以外の搬出 ※ 構外搬出適切処理 ○ 特別管理産業廃棄物の処理 （ ） 再生資源利用［促進］計画書、実施書の提出 詳細は現場説明書による。 ● 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度により、適正な処理を行うこと。 ● 産業廃棄物の処理を委託する場合は、運搬と処分についてそれぞれの許可業者と処理委託料を記載した「処理委託契約書」により委託契約すること。

章	項目	特記事項
① 一般共通事項	14 発生材の処理等（ｱｽﾍﾞｽﾄ成形板）	処理を行う範囲 ○ 図示（仕上げ表による 床・壁・天井毎に種別を確認） ○ 全ての室 ○ ＿＿＿＿ 施工調査 アスベスト成形板の撤去に当たり、あらかじめ事前の施工調査を次の事項について行う。調査結果は図面により記録し監督職員に提出する。 (1) アスベスト成形板使用部位の確認 記載上の成形板及びその使用範囲以外についても監督職員と協議の上確認を行うこと。 (2) アスベスト成形板の種別、厚さ等の確認 (3) アスベスト成形板使用数量の確認 (4) 施工範囲等の確認 確認方法 ○ 成形板の製造年等の確認 ○ Ｘ線解析法 処理方法 「非飛散性ｱｽﾍﾞｽﾄ廃棄物の取扱いに関する技術指針」に従い、あらかじめ処理計画書を作成し、適切に解体処分等を行うこと。
	⑮ 技能士 (1.5.2)	(1.5.2) 適用する技能士の技能検定における選択作業

工事種別	適用する技能士の技能検定における選択作業
仮設工事	● とび作業
鉄筋工事	● 鉄筋組立作業
コンクリート工事	● 左官作業 ● 型枠工事作業 ● ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送工事作業
鉄骨工事	● 構造物鉄工作業 ● とび作業
ﾌﾞﾛｯｸ及びALCﾊﾟﾈﾙ工事	○ ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工事作業 ○ ALCﾊﾟﾈﾙ工事作業
ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事	○ 金属製ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ施工作業 ○ ﾋﾞﾙ用ｻｯｼ施工作業 ○ ｶﾞﾗｽ工事作業
防水工事	○ ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業 ● ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業 ○ ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 ○ ｾﾒﾝﾄ系防水工事作業 ○ ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 ○ FRP防水工事作業 ○ 合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業 ● 塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業 ○ 改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄｰﾁ工法防水工事作業
石工事	○ 石張り作業
タイル工事	● タイル張り作業
木工事	● 大工工事作業 ● 家具手加工作業
屋根及びとい工事	● 内外装板金作業 ○ かわらぶき作業 ○ スレート工事作業
金属工事	● 鋼製下地工事作業 ● 内外装板金作業
左官工事	○ 左官作業
塗装工事	● 建築塗装作業
建具工事	● ﾋﾞﾙ用ｻｯｼ施工作業 ● ガラス工事作業 ● 自動ドア施工作業
内装工事	● ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上工事作業 ● ﾎﾞｰﾄﾞ仕上工事作業 ● ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上工事作業 ● 壁装作業
排水工事	● 建築配管作業
舗装工事	● 溶融ﾍﾟｲﾝﾄﾏｰｶｰ工事作業 ○ 加熱ﾍﾟｲﾝﾄﾏｼﾝﾏｰｶｰ工事作業
植栽工事	○ 造園工事作業

ただし技能士に代わる者による施工の場合は監督職員の承諾を得ること。

	16 化学物質の濃度測定 (1.5.10)	適用する （適用事項は、現場説明書による） ●図示による
	⑰ 完成図 (1.7.2)	作成する （提出部数 ● 2部 ○＿部） 詳細は監督職員の指示による。 完成図等の電子データによる提出については、現場説明書による。
	⑱ 保全に関する資料 (1.7.3)	作成する （提出部数 ● 2部 ○＿部） ● 敷地、建物の構造規模、主要な設備構成等の建物概要 ● 建物の主要な構造部及び外構についての説明 ● 建物を使用する上での注意事項 ● 建物に設置されている家具、機器等及び部位毎の仕上げの概要説明 ● 建物、工作物、植栽等を管理する上での保全業務の要点 ● 建物等の清掃の要点 ● 主要材料の製造所名、所在地、連絡先、非常時の連絡体制一覧表 建設大臣官房官庁営繕部監修「管理者のための建築物保全の手引き」建築保全「業務共通仕様書」を参考として作成すること。
② 仮設工事	①足場等 (2.2.4)	足場は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省 基発第0424001号）」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づき「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中桟及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の２の（２）手すり据置方式又は（３）手すり先行専用足場方式を採用すること。 屋根工事及び小屋組の建方工事における墜落事故防止対策は、JIS A 8971（屋根工事用足場及び施工方法）の施工標準に基づく足場及び装備機材を設置すること。

章	項目	特記事項
② 仮設工事	②監督職員事務所 (2.3.1)	規模 ● 10㎡程度 ○ 20㎡程度 ○ 35㎡程度 ○ 65㎡程度 ○ 100㎡程度 仕上 床 ● 合板張り素地 ○ ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ敷き ○ ﾊﾟﾝﾁｶｰﾍﾟｯﾄ敷き 内壁、天井 ● 合板又はせっこうﾎﾞｰﾄﾞ張り、合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り 屋根 ○ 塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り ● 鉄板張り調合ﾍﾟｲﾝﾄ塗り 休憩室 ● 設けない ○ 設ける（畳敷き） ○＿＿＿＿ 備品 ● 机 ● いす ○ 保護帽 ● ゴム長靴 ● 雨がっぱ ● 衣類ﾛｯｶｰ（上記６品、 2 人分程度） ● 書棚 ○ 黒板 ○ 製図板 ○ 掛時計 ○ 温度計 ○ 消火器 ○ 掃除具 ○ 懐中電灯 ○ 湯沸器 ○ 加入電話機 ○ 冷暖房機器 ○ コピー機 ○ ネット回線 ○ 流し台 ○＿＿＿＿ ○ 標仕（令和４年版） ○ 建築工事監理指針（令和4年版） ○ 建築工事施工チェックシート ○ 建築工事標準詳細図（令和4年改定） ○ 工事写真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編(最新版)
	③工事用水	構内既存の施設 ● 利用できない ○ 利用できる （○ 有償 ○ 無償）
	④工事用電力	構内既存の施設 ● 利用できない ○ 利用できる （○ 有償 ○ 無償）
	⑤仮囲い等	● 図示による ○＿＿＿＿
	⑥設計ＧＬ	● 図示による ○ 設計ＧＬ＝現状ＧＬ
③ 土工事	①埋め戻し及び盛土 (3.2.3)	● Ａ種 砂質土（山砂の類）を水締め又は機器による締固め （表3.2.1） ○ Ｂ種 根切り土の中の良質土を機器による締固め ○ Ｃ種 他現場の建設発生土の中の良質土を機器による締固め ○ Ｄ種 再生コンクリート砂を水締め又は機器による締固め ○ その他（材料＿＿＿＿＿＿工法＿＿＿＿＿＿） ○ 建設発生土（盛土材）の外部からの受入土量（ ㎥） 発生場所 （ ）
	②建設発生土の処理 (3.2.5)	下記に定めるほかは、現場説明書による ● 構外指示の受入場所に処分 受入場所 ● (一財)城陽山砂利採取地整備公社 ○＿＿＿＿ 土壌調査 ● 行う（受入場所指定の検査） ○＿＿＿＿ ○ 京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第７条第３項１３号及び第４項に規定する方法 仮置場所 ○＿＿＿＿ ○ 構内指示の場所に散き均し ○ 構内指示の場所にたい積
	③山留めの撤去 (3.3.3)	鋼矢板等の抜き跡の処理 ○ 図示による ● 撤去する ○ 存置する
④ 地業工事	1 基礎種別 (4.2.2) ～(4.5.8)	○ 杭基礎 杭の種別、本数等 構造図による 工法 構造図による 試験杭 ○ 行う（構造図による） 支持層の位置及び土質 構造図による 杭の支持地盤への掘削深さ 構造図による 杭継手 ○＿＿＿ ○ ｱｰｸ溶接 ○ 無溶接継手（工法＿＿＿） 杭の水平方向位置ずれ精度 構造図による 杭の載荷試験 ○ 行う（構造図による） 継杭溶接部試験 ○ 行う（浸透探傷試験 ＿＿＿本） ○ 直接基礎 載荷試験 ○ 行う（下記以外は構造図による）
	2 地盤の載荷試験 (4.2.4)	平板載荷試験 試験箇所数 ＿＿＿箇所 （試験位置図示） 設計地耐力 ＿＿＿t/㎡
	3 既製ｺﾝｸﾘｰﾄ杭地業 (4.3.1) (4.3.4) (4.3.5)	○セメントミルク工法 根固め液及び杭周固定液の管理試験 ※標仕 4.3.4 (6)(コ)(a)から(g)による ○＿＿＿＿ ○特定埋込杭工法
	4 鋼杭地業 (4.4.3)	鋼杭の材料 ○ 図示による ○＿＿＿＿
	5 場所打ちｺﾝｸﾘｰﾄ杭地業 (4.5.1) (4.5.5) (4.5.6)	工法 ○アースドリル工法 ○リバース工法 ○オールケーシング工法 超音波測定器による孔壁の確認 ○行う ○行わない ○場所打ち鋼管ｺﾝｸﾘｰﾄ杭工法 ○拡底杭

記事

業務名称	相楽広域行政組合新庁舎基本・実施設計業務	工事名称	相楽広域行政組合新庁舎新築工事
			設計年月 令和８年３月
株式会社 緑企画設計 京都支店	一級建築士事務所 京都府知事登録（07A） 第00523号 管理建築士 一級建築士（大臣） 第331194号 三浦 光寛	印	・ ・
図面名称	建築工事 特記仕様書（1）	縮尺	A２ － A３ －
図面番号	A－01		

④ 地業工事

⑥砂利及び砂地業 (4.6.2) (4.6.3)

厚さ（㎜） ●図示による ※６０

材料 砂利 ●再生クラッシャラン ○切込砂利 ○ 切込砕石

砂 ○山砂 ○川砂 ○砕砂

⑦捨てｺﾝｸﾘｰﾄ地業 (4.6.4)

厚さ（㎜） ● 図示による ※５０

⑧床下防湿層 (4.6.5)

ポリエチレンフィルム 厚さ0.15㎜ 重ね幅緩及び基礎梁際のみ込み 250㎜以上

施工範囲 ● 図示による

○ 建物内の土間スラブ（土間ｺﾝｸﾘｰﾄ含む）の直下（ピット下を除く）

○ 捨ｺﾝｸﾘｰﾄの直下

⑨土間断熱材

● 押出法ポリスチレンフォーム３種ｂ ○＿＿＿＿＿＿

厚さ ○ ２５㎜ ● 30 ㎜

⑩ 地盤改良

○ 現場発生土を再利用する。 ○＿＿＿＿＿＿

改良方法 柱状地盤改良：ウルトラコラム工法

セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を使用する場合、六価クロム溶出試験を実施し、土壌環境基準を勘案して必要に応じ適切な措置を講じること。また、再利用しようとする場合は、基準以下であることを確認すること。

「建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針」（(一財)日本建築ｾﾝﾀｰ）を参考とすること。

⑤ 鉄筋工事 ※構造図による

1 鉄筋の種類等 (5.2.1)

（表5.2.1）

	種類の記号	径（㎜）	備考
異形鉄筋	※ＳＤ２９５	Ｄ１６以下	
	※ＳＤ３４５	Ｄ１９以上	一般建築物の柱・梁の主筋に適用する
	○		

※ SD295 はＦｃ:21以上の場合、壁筋及びスラブ筋に適用する

2 溶接金網 (5.2.2)

網目の形状、寸法 ＿＿＿＿＿＿ 鉄線の径 ＿＿＿＿＿＿ ㎜

3 鉄筋の継手及び定着 (5.3.4) (5.5.3) (5.6.3)

部位	接合方法	径（㎜）	重ね継手の長さ
※柱・梁の主筋 ○	○ 重ね継手 ○ ｶﾞｽ圧接継手 ○ 機械式継手 ○ 溶接継手	Ｄ１９以上	○ 標仕表5.3.2による
※その他	○ 重ね継手 ○ ｶﾞｽ圧接継手 ○ 機械式継手 ○ 溶接継手	Ｄ１６以下	※ 構造図による

○ 機械式継手 種類 ＿＿＿＿＿＿ 工法 ＿＿＿＿＿＿

品質確認方法、修正方法等 ＿＿＿＿＿＿

○ 溶接継手 種類 ＿＿＿＿＿＿ 工法 ＿＿＿＿＿＿

品質確認方法、修正方法等 ＿＿＿＿＿＿

○ 鉄筋継手位置 ※ 構造図による ○ 表5.3.3による

○ 鉄筋の定着長さ ※ 構造図による ○ 表5.3.4による

○ 機械式定着工法 種類 ＿＿＿＿＿＿ 工法 ＿＿＿＿＿＿

品質確認方法、修正方法等 ＿＿＿＿＿＿

4 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 (5.3.5)

鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ

※ 構造図による ○ 表5.3.6による（次の２項目のかぶり厚さを除く）

○ 軽量コンクリートで土に接する部分の鉄筋のかぶり厚さは下表による。

○ 塩害の受けるおそれのある部分等、耐久上不利な箇所の鉄筋のかぶり厚さは下表による。

施工箇所等	最小かぶり厚さ（㎜）

機械式継手及び溶接継手のあき ○ ＿＿＿

5 ガス圧接継手 (5.4.10)

試験方法 ※ 超音波探傷試験 ○ 引張試験

試験方法等 ※ 標仕 5.4.10(ｲ)(ｂ)①～⑥による

○＿＿＿＿＿＿

⑥ コンクリート工事 ※構造図による

1 コンクリートの種類 (6.2.1)

種類 ※ 普通コンクリート ○＿＿＿＿＿＿

類別 ※ Ⅰ類 ○ Ⅱ類 （表6.2.1）

2 コンクリートの強度 (6.2.2) (6.2.4) (6.10.2) (6.14.1)

設計基準強度（Fc）

打設部位		Fc（N/mm2）	スランプ（cm）	備考
構造体	基礎	○２４ ○	○１５ ○１８	
	上部	○２４ ○	○１５ ※１８	土間スラブを含む
土間コンクリート		○１８ ○	○１５ ○１８	側溝・犬走り
捨コンクリート		○１８ ○	○１５ ○１８	
軽量コンクリート		○２１ ○	※２１ ○１８	
無筋コンクリート		※１８ ○	○１５ ○１８	標仕6.14.1による

※ 構造体コンクリートの発注強度は以下のとおりとする。

［Ｆｃ ＋構造体強度補正値（Ｓ）］N/mm2

（6.14.1によるもの及び土間ｺﾝｸﾘｰﾄは構造体強度補正は行わない）

3 セメントの類別 (6.3.1)

※ 普通ポルトランドセメント又は混合セメントのＡ種

○ 高炉セメントのＢ種 （適用箇所 ＿＿＿＿＿＿）

○ シリカセメント

○ フライアッシュセメントのＢ種（適用箇所 ＿＿＿＿＿＿）

4 骨材 (6.3.1)

粗骨材 ※砂利(JIS A5308)，砕石(JIS A5005) ○ 高炉ｽﾗｸﾞ ○ 電気炉酸化ｽﾗｸﾞ ○ 再生骨材H

細骨材 ※砂(JIS A5308)，砕砂(JIS A5005) ○ 高炉ｽﾗｸﾞ ○ 電気炉酸化ｽﾗｸﾞ ○ 銅ｽﾗｸﾞ ○ ﾌｪﾛﾆｯｹﾙｽﾗｸﾞ ○ 再生骨材H

アルカリシリカ反応性による区分 ※ Ａ（無害） ○＿＿＿＿＿＿

5 混和材料 (6.3.1)

○混和剤 ※ AE剤、AE減水剤又は高性能AE減水剤の Ⅰ種(JIS A 6204)

防錆剤 ※ 鉄筋コンクリート用防錆剤(JIS A 6025)

○混和材 ※ フライアッシュ(JIS A 6201) Ⅰ種、Ⅱ種若しくはⅣ種

○ コンクリート用高炉スラグ微粉末(JIS A 6206)

○ コンクリート用シリカフューム(JIS A 6207)

○ コンクリート用膨張材(JIS A 6202)

⑥構造体強度補正値 (6.3.2)

※ 気温による構造体強度補正値（Ｓ） （表6.3.2）

予想平均気温 (℃)		補正値	期間（打設日）		
普通	早強	（Ｓ）	南部地域	中部地域	北部地域
8以上	5以上	3 N/mm2	3/6 ～ 6/30	3/11～ 7/20	3/11～ 7/10
			9/11～ 11/15	9/1 ～ 11/5	9/1 ～ 10/31
0以上 8未満	0以上 5未満	6 N/mm2	11/16～ 3/5	11/ 6～ 3/10	11/ 1～ 3/10

南部地域（京都市（一部を除く）、旧八木町、旧園部町以南の市町村）

北部地域（宮津市、旧加悦町以北の市町）

中部地域（上記以外の市町、旧美山町及び旧京北町含む）

7 打継ぎ (6.6.4)

位置 ※構造図による ○標仕 6.6.4(1) による

目地の寸法 ※図示による ○＿＿＿＿＿＿

8 型枠（せき板） (6.2.5) (6.8.1) (6.8.2)

合板の規格 ※「合板の日本農林規格」の「ｺﾝｸﾘｰﾄ型枠用合板の規格」による合板

合板の材種 ※ 広葉樹合板、針葉樹合板又はこれらの複合合板

厚さ（㎜） ※１２ ○＿＿＿＿＿＿

打放し仕上げのせき板

※ 合板せき板を用いる場合 （表6.2.4）

種別	板面の品質	施工箇所
○ Ａ種	※6.8.2(2)(ｱ) ○	
○ Ｂ種	※6.8.2(2)(ｲ) ○	
○ Ｃ種	※6.8.2(2)(ｲ) ○	

○ 合板せき板を用いない場合

せき板の材料 ＿＿＿＿＿＿

コンクリートの仕上がりの平たんさ

種別	適用箇所
○ ａ種	
○ ｂ種	
○ ｃ種	

外部に面する打放し仕上げの打増し厚さ ※ 図示による ○２０㎜

ひび割れ誘発目地の位置、形状及び寸法 ※ 図示による ○＿＿＿＿＿＿

9 スリーブ (6.8.2)

スリーブの材種 （表6.8.1）

適用箇所	材種（規格その他）
水密を要する地中部分等	※ つば付き鋼管 （JIS G3452 の黒管に厚さ6㎜以上、つば幅50㎜以上の鋼板を溶接したもの）
水密を要しない地中部分等	※ 硬質ポリ塩化ビニル管（JIS K6741 のＶＵ）
上記以外の円形スリーブ	※ 溶融亜鉛めっき鋼板 （径200㎜以下は厚2.4㎜以上、径200㎜を超え350㎜以下は厚2.6㎜以上） ○

⑥ コンクリート工事 ※構造図による

10 コンクリートの試験 (6.9.2) ～(6.9.5)

※ フレッシュコンクリートの試験

○ 省略する

11 軽量コンクリート (6.10.1) ～(6.10.3)

常時土又は水に直接接する部分の使用 ○ 可 ○ 不可

種類 ○ １種 ○ ２種

施工箇所 ＿＿＿＿＿＿

気乾単位容積質量 ＿＿＿＿ t/m3

12 寒中コンクリート (6.11.1)

予想平均気温が表6.3.2に示す予想平均気温未満の場合には標仕第６章第１１節（寒中コンクリート）による。

⑬ 暑中コンクリート (6.12.2)

※ 暑中における構造体強度補正値（Ｓ）

地域	日平均気温が25度を超える期間（打設日）	補正値
北部地域	７月１１日～８月３１日	※ 6N/mm2 ○ 3N/mm2
中部地域	７月２１日～８月３１日	
南部地域	７月 １ 日～９月１０日	

14 マスコンクリート (6.13.1) (6.13.2)

施工箇所 ＿＿＿＿＿＿

セメントの種類 ○ 中庸熱ポルトランドセメント ○ シリカセメント

○ 低熱ポルトランドセメント

○ 高炉セメントＢ種

○ フライアッシュセメントＢ種

○ 普通ポルトランドセメント

混和材料 ○混和剤 ※ AE減水剤又は高性能AE減水剤(JIS A 6204)

○ ＿＿＿＿＿＿

○混和材 ○ フライアッシュのⅡ種(JIS A 6201)

○ 高炉スラグ微粉末の3000若しくは4000(JIS A 6206)

○ ＿＿＿＿＿＿

スランプ ※ 15cm ○＿＿＿＿＿＿

15 無筋コンクリート (6.14.1)

コンクリートの種類 ※ 普通コンクリート ○＿＿＿＿＿＿

⑯ ｺﾝｸﾘｰﾄﾐｷｻｰ車の過積載防止対策等

受注者は、出荷伝票等を整理・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提出するとともに、検査時に提示しなければならない。また、ミキサー車１台毎の積載量が把握できる運搬管理表を検査時に提出しなければならない。

⑦ 鉄骨工事 ※構造図による

1 鉄骨の製作工場 (7.1.3)

※ 建築基準法第６８条の２５に基づき国土交通大臣から 構造方法等の認定を取得している鉄骨製作工場 又は同等以上の能力のある工場

（（ ○S ○H ○M ○R ○J ）グレード以上 ）

○ 監督職員の承諾する工場（標準仕様書7.1.1以外の適用範囲に限る）

2 施工管理技術者 (7.1.4)

適用する

3 鋼材 (7.2.1)

種類 形状及び寸法 ※ 図示による ○＿＿＿＿＿＿

4 高力ボルト (7.2.2) (7.4.2)

ボルトの区分 ○ トルシア形高力ボルト ○ 溶融亜鉛めっき高力ボルト

○ ＪＩＳ形高力ボルト ○＿＿＿＿＿＿

ねじの呼び ○＿＿＿＿

すべり係数試験 ○ 行わない

○ 行う 試験方法等 ○ 図示による ○＿＿＿＿

5 溶融亜鉛めっき高力ボルト (7.2.2) (7.4.2) (7.12.5)

セットの種類 ○ １種（F8T）相当

摩擦面の処理

○ ブラスト処理（表面粗度５０μmRz以上）

○ リン酸塩処理

すべり耐力等の確認方法 ※ すべり耐力試験

試験方法等 ○ 図示による ○＿＿＿＿

6 普通ボルト (7.2.3) (7.3.8)

ねじの呼び ○＿＿＿＿

母屋又は胴縁の取付けに使用する普通ボルトの孔径

○＿＿＿＿ ※呼び径＋1.0mm

7 溶接材料 (7.2.5)

溶接材料

※ 標準仕様書7.2.5(1)(2)による

○ 図示による

○＿＿＿＿

8 ターンバックル (7.2.6)

胴の種類 ※ 割枠式 ○ パイプ式

ボルトの種類 ※ 羽子板ボルト ○ 両ねじボルト ○ アイボルト

ねじの呼び ○＿＿＿＿

9 デッキプレート (7.2.7)(7.7.8)

材質、形状及び寸法 ※ 図示による ○＿＿＿＿

デッキプレートと鉄骨部材の溶接方法 図示による

⑦ 鉄骨工事 ※構造図による

10 工作図 (7.3.2)

高力ﾎﾞﾙﾄ、普通ﾎﾞﾙﾄのｹﾞｰｼﾞ、ﾋﾟｯﾁ、ﾍﾘあき等

※ 図示による （図に無い場合は鉄骨設計基準による）

11 仮組 (7.3.10)

○ 実施する 部位（ ）

○ 実施しない

12 溶接作業者における技能資格者 (7.6.3)

溶接作業者の技量付加試験

※ 行わない

○ 行う 試験の要領 ○ 図示による（ ） ○＿＿＿＿

13 溶接接合 (7.6.4) (7.6.7)

開先の形状

○ 図示による

○＿＿＿＿

鋼製エンドタブの切断 ○ 有 ○ 無

適用箇所 ※ 図示による ○＿＿＿＿

切断面の仕上げ ※ｸﾞﾗｲﾝﾀﾞｰにより、粗さ100μmRz程度以下及びﾉｯﾁ深さ1mm程度以下

○＿＿＿＿

スカラップの形状

○ 図示による

14 溶接部の試験 (7.6.12)

完全溶込溶接部の超音波探傷試験

※ 行う ○ 行わない

○ 工場溶接

AQQL ○ 4.0% ○ 2.5%

検査水準 ○ 第６水準（節全て）

○ 工事現場溶接

H12建設省告示第1464号第二号に関する外観試験方法等

○「突合わせ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強ﾏﾆｭｱﾙ(独立行政法人建築研究所)」3.5.2による受入検査

○ 抜き取り検査① ※ 抜き取り検査②

JASS 6 付則 6［鉄骨精度検査基準］の付則3「溶接」に関する試験方法等

○ JASS 10.4［受入検査］e. 溶接部の外観検査(1)から(5)までによる。ただし、完全溶込み溶接部の外観検査の抜取り箇所は、超音波探傷試験の試験箇所と同一とする。外観試験の不合格箇所は、すべて標準仕様書7.6.13による補修を行い、再試験する。

15 耐火被覆 (7.9.2) ～(7.9.7)

種別

種別	材料・工法	適用箇所（部位・部分）
○ 耐火材吹付け	○ 乾式吹付ロックウール ○ 半乾式吹付ロックウール ○ 湿式ロックウール ○	
○ 耐火板張り	○ 繊維混入ケイ酸カルシウム板 ○	
○ 耐火材巻付け	○ 高断熱ロックウール ○	
○ ﾗｽ張りﾓﾙﾀﾙ塗り	－	
○ 耐火塗料		

材料及び工法は、建築基準法に基づき指定又は認定を受けたものとする

性能

性能	適用箇所（部位・部分）
○ ３０分耐火	
○ １時間耐火	
○ ２時間耐火	
○ ３時間耐火	

16 アンカーボルト (7.2.4) (7.3.2) (7.10.3)

適用

○ 構造用アンカーボルト

種類 ○ SNR400B ○ ＿＿＿＿

アンカーフレームの形状及び寸法

○ 図示による ○ ＿＿＿＿

○ 建方用アンカーボルト

種類 ○ SS400

アンカーボルトの保持及び埋め込み工法 （表7.10.1）

種別 ○ Ａ種 ○ Ｂ種

柱底均しモルタルの厚さ ○ ５０㎜ ○ ３０㎜

17 柱底均しモルタル (7.2.9) (7.10.3)

モルタルの種別 ※ 無収縮モルタル ○＿＿＿＿

材料・調合等 ※標示 7.2.9 (2)(ｱ)から(ｴ)による ○＿＿＿＿

厚さ ※ 図示による ○＿＿＿＿

工法 ※ Ａ種 ○ Ｂ種

記事

業務名称	相楽広域行政組合新庁舎基本・実施設計業務	工事名称	相楽広域行政組合新庁舎新築工事
			設計年月 令和８年３月
株式会社 綜企画設計 京都支店	一級建築士事務所 京都府知事登録（07A） 第00523号 管理建築士 一級建築士（大臣） 第331194号 三浦 光寛	印 ・ ・	
図面名称	建築工事 特記仕様書（2）	縮尺 A２ － A３ －	図面番号 A－02

⑦ 鉄骨工事 ※構造図による

18 錆止め塗料 (7.8.4) (18.3.2)

塗料の種別
- ○ 鉄鋼面の錆止め塗料
  - ○ 表18.3.1による　※ Ａ種　○ Ｂ種
  - ○ ＿＿＿＿
- ○ 亜鉛めっき鋼面の錆止め塗料
  - ○ 表18.3.2による　※ Ａ種　○ Ｂ種　○ Ｃ種
  - ○ ＿＿＿＿

鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブの内面（鉄骨に溶接されたものに限る）
- ○ 表18.3.1による　※ Ａ種　○ Ｂ種
- ○ ＿＿＿＿

耐火被覆材の接着する面への塗装
- ○ 行わない　○ 行う （ 範囲　○ 図示による　○＿＿＿＿ ）

耐火被覆材の接着する面以外への塗装
- ○ 行わない　○ 行う （ 範囲　○ 図示による　○＿＿＿＿ ）

⑧ コンクリートブロック・ＡＬＣパネル・押出成形セメント板・サイディング工事

1 補強コンクリートブロック造 (8.2.2)～(8.2.8)

ブロックの種類　○ 16（Ｃ種）普通ブロック　○ 16-Ｗ（Ｃ種）防水ブロック
モデュール呼び寸法及び正味厚さ　○ 図示による　○＿＿＿＿
コンクリートの設計基準強度 Fo (N/mm2)
- 充填用及びまぐさ　※ 21 以上　○＿＿＿＿
- 上記以外　※ 21 以上　○＿＿＿＿

各部の配筋　※ 図示による
目地仕上げ　○押し目地仕上げ　○化粧目地仕上げ
モルタル又はコンクリートで充填するブロックの範囲 ○ 図示による　○＿＿＿＿

2 ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ帳壁及び塀 (8.3.2)～(8.3.4)

ブロックの種類　(表8.3.1)

適用箇所	種類の記号
間仕切壁、地下二重壁、外壁、塀	※ 空洞ブロック 16　○＿＿＿＿
外壁の化粧積み	○ 空洞ブロック 16-Ｗ ○＿＿＿＿

モデュール呼び寸法及び正味厚さ　○ 図示による　○＿＿＿＿
塀の厚さ　○ 図示による　○＿＿＿＿
壁鉄筋の継手、定着及び末端部の折り曲げ形状　※ 図示による
各部の配筋　※ 図示による
塀化粧ブロック　○ 有（　　）
ブロック塀の基礎及び控壁のコンクリートの設計基準強度 Fo (N/mm2)
- ○ 18　※ 21　○＿＿＿＿

3 ＡＬＣパネル (8.4.2)～(8.4.5)

パネルの種類　(表8.4.2)(表8.4.3)(表8.4.4)

区分	単位荷重 (N/㎡)	厚さ (mm)	構法	耐火性能
○ 外壁ﾊﾟﾈﾙ	※ 1180　○ 1960	※ 100 ○	○ Ａ種 ○ Ｂ種	※ 有り（　時間） ○ 無し
○ 間仕切ﾊﾟﾈﾙ	※ 640　○	※ 100 ○	○ Ｃ種　○ Ｅ種 ○ Ｄ種	※ 有り（　時間） ○ 無し
○ 屋根ﾊﾟﾈﾙ	※ 980　○	※ 100 ○	※ Ｆ種	※ 有り（　時間） ○ 無し
○ 床ﾊﾟﾈﾙ	○ 2350　○ 3530	○ 100 ○ 150	※ Ｆ種	※ 有り（　時間） ○ 無し

パネル相互の接合部に挿入する耐火目地材　○ 図示による　○＿＿＿＿
外壁ﾊﾟﾈﾙの工法
※ 本特記仕様書「１章 一般共通事項 4 風圧力及び積雪に対する性能」を満足させること。
※ 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を品質計画により定める。
パネル幅の最小限度　※ 300 ㎜　○＿＿＿㎜
ﾊﾟﾈﾙの出隅及び入隅のﾊﾟﾈﾙ接合部並びにﾊﾟﾈﾙと他部材との取り合い部の目地幅＿＿＿㎜
伸縮目地への耐火目地材の充填　○ 適用する　○ 適用しない
外壁パネル構法及び間仕切壁パネル構法における耐震性能　○＿＿＿＿

⑤ 窯業系サイディング張り

材料	:	● 種類、形状（ フラットデザインパネル ）
		● 厚さ（ 16㎜ ）
塗装	:	● 工場塗装（ 光触媒コート ）
		○ 現地塗装（　　）
固定方法	:	● 金具（●15㎜、 ○5㎜） ○ 釘
層間変形	:	○ 1/100 ● 1/120
防耐火認定	:	○ 耐火 （ ○ 1時間 ○ 30分 ） 認定番号（　　）
	:	○ 準耐火 （ ○ 1時間 ○ 45分 ） 認定番号（　　）
	:	○ 防火 認定番号（　　）
	:	○ その他 認定番号（　　）
	:	● なし
下張材	:	○ 強化せっこうボード 防水・防かびタイプ
		○ けい酸カルシウム板
	:	○ （　　）
	:	● なし
シーリング	:	● 変成シリコーン ○ その他（　　）
防水紙	:	● 透湿防水シート ○ その他（　　）
耐風圧性能	:	● （ -1200Pa ）

耐風圧性能に伴う各工法は次による。（単位：Pa）

	建物高さ (H)	標準工法	耐風補強工法 ロング通気金具工法
鉄骨下地	H≦16m	○ : -1,402	○ : -3,188
	16m<H≦31m	○ : -1,121	● : -2,550

※本設計耐風性能値は、ケイミュー（株）の窯業系サイディングを使用した場合の値

ケイミュー(株)　FLAT DEGIGN PANEL光触媒コート品　同等品以上

⑨ 防水工事

③合成高分子系ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ防水 (9.4.2)～(9.4.4)

種別　(表9.4.1)(表9.4.2)

種別	防水層	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量
○ S-F1 PC部材入隅増張(※有り○無し)	表9.4.1	玄関庇	○ カラー ○ シルバー	
● S-F2			○＿＿＿＿	
○ S-M1 ○ S-M2			(露出の場合)	
○ SI-F1 PC部材入隅増張(※有り○無し)	表9.4.2			
○ SI-F2				
○ SI-M1 ○ SI-M2				
○ S-C1	表9.4.3		ﾓﾙﾀﾙ塗り厚さ＿＿＿㎜	

S-F1, S-M1, S-F2, S-M2　※ 非歩行仕様　○ 軽歩行仕様

平場を保護コンクリート仕上げとする場合の厚さ　○＿＿＿㎜

○ 断熱材（機械的固定工法）
厚さ ＿＿＿㎜
種類 ＿＿＿＿＿＿＿＿

○ 断熱材（接着工法）
厚さ ＿＿＿㎜
種類 ＿＿＿＿＿＿＿＿

○ 防湿用フィルムを設置する(断熱工法)

可塑剤移行防止用 シート　※ 発泡ポリエチレンシート　○＿＿＿＿
脱気装置(接着工法)　○ 設ける　材種（　　）設置数量　（ 1箇所／＿＿㎡ ）
固定金具の材質及び寸法形状
※ 防錆処理した鋼板、ｽﾃﾝﾚｽ鋼板及びそれらの片面又は両面に樹脂を積層加工した鋼板で、厚さ0.4㎜以上のもの
○＿＿＿＿＿＿＿＿

接着工法の場合で ＰＣｺﾝｸﾘｰﾄ部材下地の場合の処理
目地処理　※ 図示による　○＿＿＿＿
入隅部の増張り（Ｓ－Ｆ１、ＳＩ－Ｆ１の場合）　※図示による　○＿＿＿＿
※ 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を品質計画により定める。

4 塗膜防水 (9.5.3)

種別　(表9.5.1)(表9.5.2)

種別	防水層	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量
○ X-1	表9.5.1			
○ X-2				
○ Y-1	表9.5.2	地下外壁防水		
○ Y-2		屋内防水		

脱気装置 (X-1)　○ 設ける　材種（　　）設置数量　（ 1箇所 ＿＿㎡ ）
保護層 (Y-2)　○ 設ける

5 ｹｲ酸質系塗布防水 (9.6.3)

施工箇所　○ 図示による　○＿＿＿＿
標仕9.6.4（2）(イ)、(ウ) 以外の下地処理　○ 図示による　○＿＿＿＿

6 漏水試験

※ 水張り試験を行う　（ ○ 屋内　○ 屋外 ）

7 保証書

※ 受注者、防水施工業者、防水材料メーカーの連名による保証書を提出すること。
（保証年限は工事目的物引渡しより１０年間以上とする。）

8 施工標識

工事完了後に監督職員の指示する位置へ取り付ける。
材質　※ 真鍮製エッチング仕上 150×100　○＿＿＿＿
設置数量　＿＿＿＿ 箇所

⑨シーリング (9.7.2)(9.7.3)(9.7.5)

ｼｰﾘﾝｸﾞ材の種類　※ 表9.7.1による
施工箇所　※ 図示による
仕上げを行わない施工箇所（ ○図示による　○＿＿＿＿ ）
目地寸法　コンクリートの打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地
※ 幅20㎜以上、深さ10㎜以上　○＿＿＿＿
ガラス回りの目地
※ 幅5㎜以上、深さ5㎜以上　○＿＿＿＿
その他の目地
※ 幅10㎜以上、深さ10㎜以上　○＿＿＿＿

シーリングの試験　※ 簡易接着性試験　（部位 ｺﾝｸﾘｰﾄ、ｱﾙﾐ製建具、ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ）
○ 引張接着性試験　（部位＿＿＿＿）

10止水板

材質＿＿＿＿　形状　○ 差込式　○ 据置式　○ 壁張り式
適用範囲＿＿＿＿＿＿＿＿

⑪ タイル工事

①伸縮調整目地等 (11.1.3)

外壁　※ 表11.1.1による　○ 図示による
屋内壁面　※ 図示による　○＿＿＿＿
床面　(※)表11.1.1による　○＿＿＿＿

②施工後の確認及び試験 (11.1.7)

浮きの確認　※ 全面打診による確認を行う
引張接着試験　○ 油圧式接着力試験機による引張接着強度の測定を行う　○ 行わない

③タイル張り (11.2.2)(11.2.6)(11.3.2)(11.3.5)

タイルの種類

施工箇所・ﾀｲﾙの種類	形状・寸法(mm)	生地	釉薬	耐凍害性	耐滑り性	役物	色	工法 その他
玄関ﾎｰﾙ兼発熱外来(1)、ポーチ	300角	● 磁器 ○ 陶器 ○ せっ器	● 無釉 ○ 施釉	○ 有り ● 無し		● 有り ○ 無し	※ 標準 ○ 特注	
		○ 磁器 ○ 陶器 ○ せっ器	○ 無釉 ○ 施釉	○ 有り ○ 無し		○ 有り ○ 無し	※ 標準 ○ 特注	
		○ 磁器 ○ 陶器 ○ せっ器	○ 無釉 ○ 施釉	○ 有り ○ 無し		○ 有り ○ 無し	※ 標準 ○ 特注	

タイルの試験張り　※ 行わない　○ 行う
タイルの見本焼き　※ 行わない　○ 行う
既調合モルタル　＿＿＿＿＿＿＿＿

④下地及びタイルごしらえ (11.2.6)

下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の下地処理
○ MCR工法　○ 目荒し工法　○図示による　●セメントペースト張り工法

5 張付け用材料 (11.3.3)

接着剤のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　○
外壁タイルの目地詰め　○行う　○行わない

⑫ 木工事

①揮発性有機化合物対策 (12.2.1)(12.2.2)(12.2.3)

材料(集成材、合板等)のホルムアルデヒド放散量
表示がある場合　※ F☆☆☆☆　○＿＿＿＿
表示がない場合
※ 非ホルムアルデヒド系接着剤使用（塗装していないもの）
※ 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用（塗装したもの）
※ 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用（化粧加工したもの）
○＿＿＿＿

接着剤のホルムアルデヒド放散量　※ F☆☆☆☆　○＿＿＿＿
接着剤のホルムアルデヒド放散量　※ F☆☆☆☆　○＿＿＿＿

②含水率 (12.2.1)

下地材　※ Ａ種(15%以下)　○ Ｂ種(20%以下)　(表12.2.1)
造作材　※ Ａ種(15%以下)　○ Ｂ種(18%以下)
以下に規定されているものは、その規定による。

③製材 (12.2.1)

「JAS1083（製材）」による製材
○ 下地用製材

使用箇所	樹種	寸法	等級	含水率	保存処理
			○１級 ※２級		

● 造作用製材

使用箇所	樹種	寸法	等級	含水率	保存処理
額縁	米栂	図示	○無節※上小節 ○小節 ○並	15%以下	

○ 広葉樹製材

使用箇所	樹種	寸法	等級	含水率	保存処理
			○特等 ※１等 ○２等	※10%以下 ○	

「JAS1083（製材）」以外の製材　(表12.2.2)

使用箇所	樹種	寸法	材面の品質	防虫処理	含水率
			※Ａ種 ○Ｂ種		

4 樹種 (12.2.1)

使用木材のうち杉、ひのきについては京都府産木材とする。
○ 工事完成までに、ｳｯﾄﾞﾏｲﾚｰｼﾞCO2京都の木認証書（京都府産木材証明書及びｳｯﾄﾞﾏｲﾚｰｼﾞ CO2計算書）（注１）を提出することを原則とする。当該認証を受けた木材の使用が困難な場合には、京都の木証明書（京都府産木材証明書）（注２）を提出すること。

⑫ 木工事

⑤集成材 (12.2.1)

証明書及び計算書の発行に係る手続きについては次の機関による。
一般社団法人京都府木材組合連合会
TEL：075-802-2991
注１）認証書は製材所、流通業者の全てが取扱い事業体でなければ発行されない。
注２）証明書は製材所、流通業者の全てが取扱事業体又は認証機関登録事業体でなければ発行されない。

詳細は上記法人のホームページを参照すること。

○ 工事完成までに、京都府内産木材の産地証明書を提出すること。

※ 京都木材規格(KTS)材を使用する場合は、京都木材規格(KTS)材証明書（発行機関：（一社）京都府木材組合連合会）を提出すること。

「集成材の日本農林規格」による造作用集成材
● 造作用集成材

使用箇所	品名	樹種	見付材面数	寸法	見付材面の品質
ｶｰﾃﾝﾎﾞｯｸｽ ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞﾎﾞｯｸｽ ｽｸﾘｰﾝﾎﾞｯｸｽ		タモ		図示	※１等 ○２等

○ 化粧ばり造作用集成材

使用箇所	品名	樹種		寸法	化粧板厚	見付材面数	見付材面の品質
		化粧材	芯材				
							※１等 ○２等

「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材
○ 造作用集成材

使用箇所	樹種	寸法	見付材面の品質	含水率
				※15%以下 ○

○ 化粧ばり造作用集成材

使用箇所	化粧樹種名	芯材樹種名	寸法	化粧板厚	見付材面の品質	含水率
						※15%以下 ○

「JAS0701（単板積層材）」による造作用単板積層材
○ 造作用単板積層材

使用箇所	品名	寸法	表面の品質	防虫処理
			○表面化粧加工なし ○１等 ○２等 ○３等 ○表面化粧加工あり ○天然木化粧加工 ○塗装加工	○適用する ○適用しない

「JAS0701（単板積層材）」以外の造作用単板積層材
○ 造作用単板積層材

使用箇所	寸法	表面の品質	含水率	防虫処理
		○表面化粧加工なし ○＿＿＿＿ ○表面化粧加工あり ○天然木化粧加工 ○塗装加工	※14%以下 ○	○適用する ○適用しない

JAS3079（直交集成板）

使用箇所	品名	曲げ強度	種別	接着性能	樹種	寸法

⑥合板等 (12.2.1)

「合板の日本農林規格」による 普通合板

使用箇所	品名	厚さ	樹種名	接着程度	板面の品質	その他処理
		※5.5㎜ ○＿＿		※１類 ○２類	広葉樹 ○２等以上 ○＿＿＿＿ 針葉樹 ※C-D以上 ○＿＿＿＿	○防虫処理

「合板の日本農林規格」による 構造用合板

使用箇所	品名	等級	厚さ	樹種名	接着程度	板面の品質	保存処理	その他処理
配管パック		※２級以上 ○＿＿＿＿	※12㎜ ○＿＿		※１類 ○特類	※C-D以上 ○＿＿＿＿		●防虫処理 ○強度等級 ＿＿＿＿

「合板の日本農林規格」による 化粧ばり構造用合板

使用箇所	品名	厚さ	樹種名	接着程度	その他処理
				○ １類 ○ 特類	○防虫処理

「合板の日本農林規格」による 天然木化粧合板

使用箇所	厚さ	樹種名	接着程度	その他処理
			○１類 ○２類	○防虫処理

記事

業務名：相楽広域行政組合新庁舎基本・実施設計業務
工事名：相楽広域行政組合新庁舎新築工事
設計年月：令和８年３月
株式会社 綜企画設計　京都支店　一級建築士事務所 京都府知事登録（07A） 第00523号　管理建築士 一級建築士（大臣） 第331194号 三浦 光寛
印
図面名称：建築工事 特記仕様書 (3)
縮尺：Ａ２ －　Ａ３ －
図面番号：Ａ－03

⑫ 木工事

「合板の日本農林規格」による 特殊加工化粧合板

使用箇所	品目	厚さ	樹種名	接着程度	化粧加工の方法	その他処理
				○１類 ○２類	○オーバーレイ ○プリント ○塗装 ○＿＿＿＿	○防虫処理

パーティクルボード

使用箇所	厚さ	各種区分
	※15㎜ ○＿＿	※１３Ｐタイプ又は１３Ｍタイプ ○＿＿＿＿＿

JAS0360に基づく構造用パネル

使用箇所	等　級	厚　さ

ＭＤＦ

使用箇所	厚　さ	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分

⑦接合具等 (12.2.2)

造作材の化粧面の釘打ち
※ 隠し釘打ち　○ 釘頭埋め木　○ つぶし頭丁釘　○ 釘頭現し

諸金物の形状、寸法及び材質
※ かすがい、座金、箱金物及び短冊金物は、表12.2.3から表12.2.5までに示す程度の市販品で、木材の寸法に応じた適切なものとし、コンクリート埋込部を除き、表14.2.2[鉄鋼の亜鉛めっきの付着量]のＦ種程度の亜鉛めっきを施したもの
○＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

8 防腐、防蟻及び防虫処理 (12.3.1)〜(12.3.2)

防腐・防蟻処理
○薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理

適用部材	保存処理性能区分
	○Ｋ２　○Ｋ３　○Ｋ４
	○Ｋ２　○Ｋ３　○Ｋ４

○薬剤の塗布による防腐・防蟻処理

適用部材	処理の方法	薬剤の種類
	※薬剤の製造所の仕様による ○	※ JIS K 1571に適合又は同等品 ○
	○	

○薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理　適用部位＿＿＿＿＿＿
○合板等の加圧注入処理等の適用　適用部位＿＿＿＿＿＿
防虫処理　※ 行う（範囲：ラワン材等）　※「製材の日本農林規格」による保存処理の性能区分K1）
○ 行わない

⑬ 屋根及びとい工事

①性能

※ 本特記仕様書「１章 一般共通事項　4 風圧力及び積雪に対する性能」を満足させること。

②長尺金属板葺 (13.2.2) (13.2.3)　(表13.2.1)

屋根葺形式	材 料 の 種 類 等	厚さ(㎜)	下　葺　材　料
○ 心木なし瓦棒葺 ● 立平葺 ○ 嬬掛葺 ○ 横葺	※ JIS G 3322の屋根用（着色○有） ● カラーガルバリウム鋼板	● 0.40	○ ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ 940 ● 改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ下葺材 ○ 一般タイプ ○ 複層基材タイプ ○ 粘着層付タイプ

専門工事業者　※ 製造所の指定業者とする　○＿＿＿＿＿＿
※ 建築基準法に基づき定まる風圧力・積雪荷重に対応した工法を品質計画により定める。
横葺きの場合のけらば納め　○つつみ込み納め　○けらば納め
雪止め　○設置する　●設置しない
元旦ビューティ工業(株)　TRX3型　同等品以上

3 折板葺 (13.3.2) (13.3.3)

形式による区分	※ 重ね形　○ はぜ締め形　○ 嵌合形		
山　高　(㎜)		耐　力	
山ピッチ　(㎜)		板厚　(㎜)	※ 0.6　○ 0.8
材料による区分	※JIS G3322の屋根用　(着色　○有)　○		(表13.2.1)
軒先面戸板	※ 有り(軒先面戸・換気面戸)　○ 無し		
けらば変形防止材	○ 鉄鋼製（上塗り ※折板色　○　　）　○ ｽﾃﾝﾚｽ鋼製		
断熱材張り　○行う	種別（　　）　厚さ（　）　防火性能（　３０分　）		

※ 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を品質計画により定める。
耐雪性能に対応した工法の適用　○適用する　○適用しない
雪どめ　○適用する　○適用しない

4 粘土瓦葺 (13.4.2) (13.4.3)

種類、大きさ、産地等　※ Ｊ型　５３Ａ　○＿＿＿＿
役物瓦の種類　＿＿＿＿＿＿
雪止め瓦の使用　○ 有　○ 無
凍害試験　○ 行う　○ 行わない
棟補強用心材の材質、寸法　※杉幅40㎜×高さ30㎜以上(防腐処理を施したもの)
○＿＿＿＿＿＿

⑤とい（雨水） (13.5.2) (13.5.3)

棟補強等に使用する金物等

材種	材質	形状	寸法	留 付 け 方 法
○ ステンレス製 ○ 鋼製(溶融亜鉛めっき処理)				

桟木の留付け工法　＿＿＿＿＿＿
棟の工法　○ ７寸丸伏せ棟　○ Ｆ形用冠瓦伏せ棟　○ のし積み棟
※ 建築基準法に基づき定まる風圧力・地震力に対応した工法を品質計画により定める。
面戸,雀口,葺土の露出する瓦接合部に仕上げを施す場合○モルタル　○瓦葺き用しっくい

といの材種 (表13.5.1)　○ 配管用鋼管　● 硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管　● ステンレス
○ 表面処理鋼板（表面及び裏面の塗膜の種類　○＿＿＿＿）
（屋内といにＶＰ管は使用しない）　○＿＿＿＿

とい受け金物及び足金物
材種　○＿＿＿＿　※ 表13.5.2(溶融亜鉛めっきを行ったもの)
形状　○＿＿＿＿　※ 表13.5.2
取付け間隔　○＿＿＿＿　※ 表13.5.2　○ 0.5m以下（多雪地域の場合）
鋼管製といの防露　※ 行う　（ 施工箇所　※表13.5.3 による ○＿＿＿＿ ）
防露材のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　○＿＿＿＿
掃除口　㊒設ける　（開放性のある自転車置場のといを除く）

⑥保証書

※ 受注者、屋根施工業者、屋根材料メーカーの連名による保証書を提出すること。
（保証年限：工事目的物引渡しより　10 年間以上とする。）

⑭ 金属工事

①一般事項 (14.1.3)

あと施工アンカーの引張試験　※ 行う（＿箇所以上、＿＿N/箇所）　○ 行わない

②ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びｱﾙﾐﾆｳﾑ合金の表面処理 (14.2.2)　(表14.2.1)

種　別	施　工　箇　所（手すり、成形板、笠木、建具以外）
アルミニウム	玄関庇(幕板)、軒先(幕板)

陽極酸化皮膜の着色方法
※ 二次電解着色　○ 三次電解着色　○＿＿＿＿
色合等＿監督職員の指示による＿＿＿＿

③鉄鋼の亜鉛めっき (14.2.2)　(表14.2.2)

表面処理方法	種　別	試　験	施　工　箇　所
● 溶融亜鉛めっき	● Ａ種 ○ Ｂ種 ○ Ｃ種	○ 行う	壁付け手摺
○ 電気亜鉛めっき	○ Ｄ種 ○ Ｅ種 ○ Ｆ種	○ 行う	

④軽量鉄骨天井下地 (14.4.2)〜(14.4.4)　(表14.4.1)

野縁等の種類　屋内　※ 19型　○ 25型
屋外　○ 19型　※ 25型
屋外の野縁受け・吊りボルト・インサートの間隔　900 ㎜
屋外の周辺部の端からの寸法　150 ㎜
屋外の野縁の間隔　303 ㎜
屋外のはずれ留め補強　※ 有り　○ 無し
開口補強
吊りボルト間隔が900㎜を超える場合の補強方法　※ 図示による　○＿＿＿＿
天井のふところの補強（1.5m以上3m以下）　※ 行う
（3m超える）　※ 行う（ 図示による ）
天井下地材における耐震性を考慮した補強　● 行う　○ 行わない
※ビス式クリップ・ビス固定式ハンガーの使用、
もしくは同等以上の落下防止に配慮した下地とする。
屋外の軒天井、ピロティ天井等における耐風圧性を考慮した補強　○ 行う　● 行わない

⑤軽量鉄骨壁下地 (14.5.3)

スタッド、ランナー等の種類　(表14.5.1)
※ 表14.5.1におけるｽﾀｯﾄﾞの高さによる区分に応じた種類　○＿＿＿＿
スタッドの高さが5mを超える場合
※ 図示による　○＿＿＿＿

⑥金属成形板張り (14.6.2) (14.6.3)　(表14.2.1)

形　状	製　法	材　種	寸　法（mm）	表面処理(種別)
● スパンドレル形	● 押出し ○ ロール	※ ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ○	板厚　0.5㎜ 板幅	● 木目調
○ パネル形	※ プレス			

伸縮調整継手　○ 設けない　○ 設ける　（施工箇所は図示）

⑦アルミニウム製笠木 (14.7.2) (14.7.3)　(表14.7.1)

種　類	板厚(㎜)	表面処理(種別)	備　考
○ 250 形	1.6	○＿＿＿＿	ｺｰﾅｰ部及び突当たり部等の役物は本体製造所の仕様による。
○ 300 形	1.8		
○ 350 形	2.0		
○			

建築基準法に基づく風圧力に対応した工法
※ 図示による　○＿＿＿＿＿＿

⑭ 金属工事

⑧天井点検口
● アルミニウム製既製品（450 ×450 ）　図示　箇所
○ アルミニウム製既製品（600 ×600 ）　＿＿　箇所

⑨床点検口
○ アルミニウム製既製品（600 ×600 ）　＿＿　箇所
● ステンレス製既製品　（600 ×600 ）　図示　箇所
○ 鋳鉄製マンホール蓋　＿＿型　＿＿φ　＿＿箇所

10 屋上点検口
寸法（㎜）　○ φ600　○ 500角
断熱材　○ 有り　○ 無し

⑯ 建具工事

①性能

※ 本特記仕様書「１章 一般共通事項　4 風圧力及び積雪に対する性能」を満足させること。

2 防火戸 (16.1.3)

※ 図示による　○＿＿＿＿＿＿

3 見本の製作等 (16.1.4)

建具見本の製作　○ 行う（建具番号＿＿＿＿＿＿）
特殊な建具の仮組　○ 行う（建具番号＿＿＿＿＿＿）

4 防犯建物部品 (16.1.6)

開口部の進入防止対策上有効な措置が講じられた「防犯建物部品」を適用する箇所
・ドア　適用箇所（　　）
・サッシ　適用箇所（　　）
・シャッター　適用箇所（　　）

⑤アルミニウム製建具 (16.2.2)〜(16.2.5)

外部に面するアルミニウム製建具の性能等級(ｺﾝｸﾘｰﾄ系下地、鉄骨下地)　(表16.2.1)

性能等級	○ Ａ種	● Ｂ種	○ Ｃ種
耐風圧性	※ Ｓ－４　○	※ Ｓ－５　○	※ Ｓ－６　○
気密性	※ Ａ－３　○		※ Ａ－４　○
水密性	※ Ｗ－４　○		※ Ｗ－５　○
枠見込み(㎜)	※ 図示　○ 70　○ 100		※ 図示　○

※AD-1を除く

外部に面するアルミニウム製建具の性能等級(木下地)(表16.2.2)

性能等級	○ Ｄ種	○ Ｅ種
耐風圧性	※ Ｓ－２ ○	※ Ｓ－３ ○
気密性	※ Ａ－３　○	
水密性	※ Ｗ－３　○	
枠見込み(㎜)		

表面処理　(表14.2.1)

種　別		色	施　工　箇　所
屋外	○ＢＢ－１種	○ 標準 ○ 特注	※ 図示による　○
	●ＢＢ－２種	● 標準 ○ 特注	※ 図示による　○
屋内	○ＢＣ－１種	○ 標準 ○ 特注	※ 図示による　○
	●ＢＣ－２種	● 標準 ○ 特注	※ 図示による　○
	○	○ 標準 ○ 特注	

○ 防音ドア、防音サッシとする場合　（遮音性の等級＿＿＿＿）
○ 断熱ドア、断熱サッシとする場合　（断熱性の等級＿＿＿＿）
○ 耐震ドアとする場合　（面内変形追随性の等級＿＿＿＿）
結露水の処理方法　※ 図示による　○＿＿＿＿
水切り、ぜん板等　※ 図示による　○＿＿＿＿
ステンレス製のくつずりの仕上げ　※HL　○＿＿＿＿
木下地の場合の外部に面する内付建具の止水処理　○ 行う

⑥網戸等 (16.2.3) (16.3.3)

防虫網　材　質　○ 合成樹脂製　● ガラス繊維入り合成樹脂製
○ ステンレス製（SUS316）
形　式　※ 外部可動式　○ 固定式
線径、網目　※ 0.25㎜以上、16〜18メッシュ　○＿＿＿＿
防鳥網　○ 設置する

7 樹脂製建具 (16.3.2)〜(16.3.4)

外部に面する樹脂製建具の性能等級(ｺﾝｸﾘｰﾄ系下地、鉄骨下地)　(表16.3.1)

性能等級	○ Ａ種	○ Ｂ種	○ Ｃ種
耐風圧性	※ Ｓ－４　○	※ Ｓ－５　○	※ Ｓ－６　○
気密性	※ Ａ－４　○		
水密性	※ Ｗ－４　○	※ Ｗ－５　○	
枠見込み(㎜)	※ 図示　○		

外部に面する樹脂製建具の性能等級（木下地）　(表16.3.2)

性能等級	○ Ｄ種	○ Ｅ種
耐風圧性	※ Ｓ－２ ○	※ Ｓ－３ ○
気密性	※ Ａ－４　○	
水密性	※ Ｗ－３　○	
枠見込み(㎜)	※ 図示　○	

○ 防音ドア、防音サッシとする場合　（遮音性の等級 ○ T-1　○ T-2　○＿＿）
○ 断熱ドア、断熱サッシとする場合
（断熱性の等級 ○ H-4 ○ H-5 ○H-6 ○H-7 ○H-8 ○＿＿）

外部に面する建具の日射熱取得性の等級　○＿＿＿＿
ガラス　※ 複層ガラス　○ 単板ガラス　○ 三重ガラス　○＿＿＿＿
表面色　○ 標準色　○ 特注色
ステンレス製のくつずりの仕上げ　※HL　○＿＿＿＿
水切り、ぜん板等　※図示による　○＿＿＿＿
木下地の場合の外部に面する内付け建具の止水処理　○行う

記事

業務名称：相楽広域行政組合新庁舎基本・実施設計業務
工事名称：相楽広域行政組合新庁舎新築工事
設計年月：令和８年３月
株式会社 綠企画設計　京都支店　一級建築士事務所　京都府知事登録（07A）　第00523号　管理建築士　一級建築士（大臣）　第331194号　三浦　光寛
印
図面名称：建築工事　特記仕様書（4）
縮尺：Ａ２　－　Ａ３　－
図面番号：Ａ－04

⑯ 建具工事

⑧鋼製建具 (16.4.2)～(16.4.4)

外部に面する建具の耐風圧性　● S－4　○ S－5　○ S－6　(表16.2.1)
簡易気密扉の気密性、水密性　※ 適用する　○ 適用しない　(表16.4.1)
○ 防音ドア、防音サッシの適用　(遮音性の等級 ＿＿＿＿＿＿)
○ 断熱ドア、断熱サッシの適用　(断熱性の等級 ＿＿＿＿＿＿)
○ 耐震ドアの適用　(面内変形追随性の等級 ＿＿＿＿＿＿)
○ 点検口の類のくつずりの材料　○
○ 標準型鋼製建具の形式及び寸法　※図示による
ステンレス製のくつずりの仕上げ　※HL　○＿＿＿＿
JISただし書き建具の寸法許容差（これ以外は標仕による）
※ 製造所標準製作規定寸法許容差による

鋼板類の厚さ　※表16.4.2（片開き、親子開き及び両開き戸の有効開口幅が950mm又は有効高さが2,400mmを超える場合は除く）
○＿＿＿＿mm

⑨鋼製軽量建具 (16.5.2)～(16.5.4)

簡易気密型ドアセットの気密性　※ 適用する（A－3）　○ 適用しない
● 防音ドア、防音サッシの適用　(遮音性の等級 T-1)
○ 断熱ドア、断熱サッシの適用　(断熱性の等級 ＿＿＿＿＿＿)
○ 耐震ドアの適用　(面内変形追随性の等級 ＿＿＿＿＿＿)
鋼板　● 表面処理亜鉛めっき鋼板　○ ビニル被覆鋼板
○ カラー鋼板　○ ステンレス鋼板
ステンレス製のくつずりの仕上げ　※HL　○＿＿＿＿
鋼板類の厚さ　※表16.5.1（片開き、親子開き及び両開き戸の有効開口幅が950mm又は有効高さが2,400mmを超える場合は除く）
○＿＿mm
召合せ、縦小口包み板等　※鋼板　○ステンレス鋼板　○アルミニウム合金の押出形材

10 ステンレス製建具 (16.6.2)～(16.6.4)

外部に面する建具の耐風圧性　○ S－4　○ S－5　○ S－6　(表16.2.1)
簡易気密扉の気密性、水密性　※ 適用する　○ 適用しない　(表16.4.1)
○ 防音ドア、防音サッシの適用　(遮音性の等級 ＿＿＿＿＿＿)
○ 断熱ドア、断熱サッシの適用　(断熱性の等級 ＿＿＿＿＿＿)
○ 耐震ドアの適用　(面内変形追随性の等級 ＿＿＿＿＿＿)
ステンレス鋼板　※ JIS G 4305
種類　○ SUS304　○ SUS430J1L　○ SUS443J1　○＿＿＿＿
ステンレス製のくつずりの仕上げ　※HL　○＿＿＿＿
JISただし書き建具の寸法許容差（これ以外は標仕による）
※ 製造所標準製作規定寸法許容差による
表面仕上げ　※ ＨＬ　○ 鏡面
曲げ加工　※ 普通曲げ　○ 角出し曲げ

⑪木製建具 (16.7.2)(16.7.3)

建具材の含水率の種別　※ A種　○ B種　○ C種

フラッシュ戸
表面材のホルムアルデヒド放散量等　※ 標仕16.7.2(2)(イ)(a)による
表面材の合板の種類

合板の種類	規　格　等	備　考
● 普通合板	表面の樹脂 ● スプルース 板面の品質（※ 広葉樹１種 ○＿＿＿＿） 接着の程度（○ １種　○ ２種）	
○ 天然木化粧合板	樹種名　（　　） 接着の程度（○ １種　○ ２種）	
○ 特殊加工化粧合板	化粧加工の方法 ※ プリント ○ ポリエステル化粧合板 ○ メラミン化粧合板 ○ 接着の程度（○ １種　○ ２種）	
○ ＭＤＦ	表面：オレフィンシート貼り	

表面材の合板の種類の適用及び品質等　○＿＿＿＿＿＿＿＿
表面板の厚さ　※ 図示による　○＿＿＿＿＿＿
引戸の召合せかまちのいんろう付きの適用　○適用する　○適用しない
かまち戸
かまち及び鏡板の樹種　※ 図示による　○＿＿＿＿＿＿
見込み寸法　※ 36mm　○＿＿＿＿＿＿
ふすま
材料の種別　○ Ⅰ型　○ Ⅱ型
上張りの種類　※ 図示による　○＿＿＿＿＿＿
見込み寸法　※ 19.5mm　○＿＿＿＿＿＿
戸ぶすま
上張りの種類　※ 図示による　○＿＿＿＿＿＿
見込み寸法　※ 30mm　○＿＿＿＿＿＿
紙張り障子
見込み寸法　※ 30mm　○＿＿＿＿＿＿
接着剤のホルムアルデヒド放散量　※ F☆☆☆☆　○＿＿＿＿
枠及びくつずりの材料　※ 図示による

⑯ 建具工事

⑫ 建具用金物 (16.8.2)～(16.8.4)

マスターキーの製作
※ 作成する　(＿＿グループ、各グループ＿＿個)　○ 作成しない
○ 在来マスターキーに合わせる
鍵の製作本数　※各室３本 １組　○＿＿＿＿
開き戸　(表16.8.1)

金物の種類	見え掛り部の材質	その他
● シリンダー箱錠	○ 握り玉：ステンレス ● レバーハンドル：アルミニウム合金， (●ステンレス，○黄銅) シリンダーカラー：ステンレス	○ 取付位置 (　　) 実用性能項目 ※ グレード３以上 (鋼製建具、鋼製軽量建具、ステンレス建具) ○＿＿＿＿ 耐じん性能のグレード ○＿＿＿＿
○ 本締り錠	シリンダーカラー：ステンレス	実用性能項目 ※ グレード３以上 (鋼製建具、鋼製軽量建具、ステンレス建具) ○＿＿＿＿ 耐じん性能のグレード ○＿＿＿＿
○ 空錠	○ 握り玉：ステンレス ○ レバーハンドル：アルミニウム合金， (○ステンレス，○黄銅)	○ 取付位置 (　　)
○ グレモン錠	レバーハンドル:亜鉛合金，(○ステンレス)	○ 取付位置 (　　)
ケースハンドル錠	ステンレス	
点検口錠	亜鉛合金程度，(○ステンレス)	
● 丁番	ステンレス，(○黄銅)	
● ピボットヒンジ	カバー部:ステンレス，(○亜鉛合金)	亜鉛合金は木製建具用のみ
点検口軸吊りヒンジ	建具製作所の仕様による	○ 自閉装置付き
○ フロアヒンジ	カバー部：ステンレス，(本体は鋼)	ドアクローザー
○ ヒンジクローザー(丁番型)	鋼（焼付け塗装）	○ 遅延閉り機能付き
○ ヒンジクローザー(ピボット型)	カバー部：ステンレス，(本体は鋼)	
● ドアクローザー	本体：アルミニウム合金 アーム部：鋼（焼付け塗装）	
閉鎖順位調整器	ステンレス，(○鋼)	
● 押棒・押板	(●ステンレス，○黄銅，○合成樹脂)	○ 取付位置 (　　)
上げ落し（フランス落し）	亜鉛合金程度，(○ステンレス)	
● アームストッパー	鋼（クロームめっき），(●ステンレス)	
● 戸当り	亜鉛合金程度，(●ステンレス，○黄銅)	● あおり止め付き

引き戸　(表16.8.1)

金物の種類	見え掛り部の材質	その他
● 引戸用錠	建具製作所の仕様による。	木製建具の場合 ：シリンダーカラー等はステンレス
● クレセント		○ 取付位置 (　　)
● 引手類		木製建具の場合：ステンレス(○黄銅)
● 戸車 (上吊りの場合除く)		
● レール (上吊りの場合を除く)	ステンレス， (○アルミニウム合金　○黄銅)	黄銅は木製建具用のみ

金属製建具用丁番　※ 表16.8.2による　○＿＿＿＿
樹脂製建具用丁番　※ 表16.8.3による　○＿＿＿＿
木製建具用丁番　※ 表16.8.4による　○＿＿＿＿
戸車及びレール　※ 表16.8.5による　○＿＿＿＿

⑯ 建具工事

⑬ 自動ドア開閉装置 (16.9.2)～(16.9.3)

駆動装置及び検出装置の性能
● 引き戸用駆動装置性能値
※ 標仕 表16.9.1による（○ SSD-1　○ SSD-2　○ DSD-1　● DSD-2）
○

種類・開閉方式	耐電圧	温度上昇	耐久性(サイクル)	防　錆	電　源

○ 車椅子使用者用便房出入口引き戸用駆動装置性能値
※ 標仕 表16.9.2による
○

耐電圧	温度上昇	耐久性(サイクル)	防　錆	電　源

○ 引き戸用検出装置性能値
※ 標仕 表16.9.3による
○

放射無線周波数電磁界耐性	耐電圧	防　錆	防　滴	電　源

戸の開閉方式　※ 建具表による　○＿＿＿＿
引き戸検出装置の種類　○ 表16.9.4（＿＿＿＿）による　※ 建具表による
タッチスイッチの種類　○無線式タッチスイッチ　○光線式タッチスイッチ
車椅子使用者用便房スイッチの種類　○大型押しボタンスイッチ　○非接触スイッチ
凍結防止措置　○ 行う

⑭ 自閉式上吊り引戸装置(16.10.3)

性能値等の区分　(表16.10.1)

適用戸の総質量(kg)	●40以下	○40を越えるもの
手動開き力(N)	※15以下　○	※20以下　○
手動閉じ力(N)	※15以下　○	※20以下　○

性能等
品質・規格

15 重量シャッター (16.11.2)～(16.11.4)

種　類　○ 管理用シャッター（シャッターケース○設ける）　耐風圧強度
○ 外壁用防火シャッター（シャッターケース※設ける）　耐風圧強度
○ 屋内用防火シャッター（シャッターケース※設ける）
○ 屋内用防煙シャッター（シャッターケース※設ける）
開閉方式　※ 電動式（手動併用）　○ 手動式
電動式シャッターには安全装置を設ける
設置箇所　※ 図示による　○＿＿＿＿
管理用シャッターのシャッターケース　○設ける　○設けない
スラット及びシャッターケース用鋼板

材　質	めっきの付着量
○ JIS G 3302	○ Z12又はF12を満足するもの　○
○ JIS G 3312	○ Z12又はF12を満足するもの　○

16 軽量シャッター (16.12.2)～(16.12.4)

開閉方式　○ 電動式（手動併用）　※ 手動式
電動式シャッターには安全装置を設ける
設置箇所　※ 図示による　○＿＿＿＿
耐風圧強度
スラット

材　質	めっきの付着量	形　状
○ JIS G 3312	○ Z06又はF06を満足するもの ○	○ インターロッキング形
○ JIS G 3322	○ AZ90を満足するもの ○	○ オーバーラッピング形

17 オーバーヘッドドア (16.13.2)～(16.13.4)

セクション材　※ スチールタイプ　○ アルミニウムタイプ　○ ファイバーグラスタイプ
耐風圧性能
開閉方式　※ バランス式　○ チェーン式　○ 電動式
電動式には保護装置を設ける
設置箇所　※ 図示による　○＿＿＿＿
収納形式　○ スタンダード型　○ ローヘッド型
○ ハイリフト型　○ バーチカル型
ガイドレール等　※ 溶融亜鉛めっき鋼板　○ ステンレス鋼板

⑱ ガラス (16.14.2)～(16.14.4)(9.7.1～5)

材料

種　別	種類等	種　別	種類等
● フロート板ガラス		● 強化ガラス	
● 型板ガラス		○ 熱線吸収板ガラス	
● 網入板ガラス		● 複層ガラス	
○ 線入板ガラス		○ 熱線反射ガラス	
○ 合わせガラス		○ 倍強度ガラス	
○		○	

ガラスの留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラス留め材の種別	ガラス溝の大きさ(mm)
アルミニウム製建具	○シーリング材	※建具製造所の仕様による
	○グレイジングチャンネル	○図示による
鋼製及び鋼製軽量建具	○シーリング材	※建具製造所の仕様による
	○	○図示による
ステンレス製建具	○シーリング材	※建具製造所の仕様による
	○	○図示による
樹脂製建具	○グレイジングガスケット	※建具製造所の仕様による
	○	○図示による

※ 防火戸のガラス留め材は建築基準法に基づく防火性能認定品とする。
※ 防音仕様、断熱仕様及び耐震仕様については図示による。

⑱ 塗装工事

① 塗装材料 (18.1.3)

塗料のホルムアルデヒド等の放散量　※ F☆☆☆☆　○＿＿＿＿

② 素地ごしらえ (18.2.2)～(18.2.7)

(表18.2.1)～(表18.2.7)

下地面等		種別
木部	不透明塗料塗りの場合	※ A種　○ B種
	透明塗料塗りの場合	○ A種　※ B種
鉄鋼面（DP以外）		○ A種　○ B種　※ C種
鉄鋼面（DPのみ）		○ A種　※ B種　○ C種
亜鉛めっき鋼面		○ A種　○ B種
モルタル面及びせっこうプラスター面		○ A種　※ B種
コンクリート面（DP以外）及びALCパネル面		○ A種　※ B種
押出成形セメント板面		○ A種　○ B種
コンクリート面（DPのみ）		※ A種　○ B種
せっこうボード面及び	目地：継目処理工法	※ A種　○ B種
その他ボード面	目地：継目処理工法以外	○ A種　※ B種

③ 錆止め塗料塗り (18.3.2)(18.3.3)

(表18.3.1)～(表18.3.4)

下地面	塗料の種別	錆止め塗料の種別	錆止め塗料塗りの工程
鉄鋼面	SOP	A種	見え掛り：A種
			見え隠れ：B種
	DP	C種及びD種	表18.3.4
	EP-G	○A種　※B種	見え掛り：A種
			見え隠れ：B種
亜鉛めっき鋼面	SOP	※A種　○B種	鋼製建具等：A種
		○A種　※B種	上記以外：B種
	DP	B種	表18.3.6
	EP-G	C種	鋼製建具等：A種
			上記以外：B種

④ 塗装工程 (18.4.1)～(18.4.2)

工程の種別　(表18.4.1)～(表18.14.1)

記号	名称	種別		
SOP	合成樹脂調合ペイント塗り	木部	屋内	○ A種　※ B種
			屋外	※ A種　○ B種
		鉄鋼面		○ A種　※ B種
		亜鉛めっき鋼面		※ 表18.4.3による
CL	クリヤラッカー塗り	○ A種（着色塗料種類＿＿＿＿）※ B種		
NAD	アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り	○ A種　※ B種		
DP	耐候性塗料塗り	鉄鋼面		※ 表18.7.1による
		亜鉛めっき鋼面		※ 表18.7.2による
		コンクリート及び押出成形セメント板面		○ A種　○ B種　○ C種
		上塗り		● 1級 ふっ素樹脂系等 ○ 2級 シリコン系等 ○ 3級 ポリウレタン系等
EP-G	つや有合成樹脂エマルションペイント塗り	コンクリート、モルタル、せっこうプラスター、せっこうボード、その他ボード面		○ A種　※ B種
		木部		※ 表18.8.2による
		鉄鋼面	屋内	○ A種　※ B種
		亜鉛めっき鋼面	屋内	※ 表18.8.4による
EP	合成樹脂エマルションペイント塗り	○ A種　※ B種		
UC	ウレタン樹脂ワニス塗り	○ A種　※ B種		
	ステイン塗り	○ピグメントステイン塗り（表18.11.1）		
		○オイルステイン塗り（OS）		
WP	木材保護塗料塗り	○ A種　※ B種		

クリヤラッカー塗りA種の工程2の適用
○適用しない　○適用する（着色剤：○溶剤系着色剤　○油性染料着色剤）
ウレタン樹脂ワニス塗りの工程1の着色の適用
○適用する　○適用しない
オイルステイン塗りの工程等　○＿＿＿＿

⑲ 内装工事

① 揮発性有機化合物対策 (19.2.2)(19.3.3) (19.4.2)(19.5.2) (19.5.4)(19.5.5) (19.7.2)(19.8.2) (19.9.2)

ビニル床シート・タイル、ゴム床タイル、カーペット、フローリング、ボード類、断熱材の接着に使用する接着剤のホルムアルデヒド放散量
※ F☆☆☆☆　○＿＿＿＿
塗料、フローリング材、ボード類、壁紙、断熱材のホルムアルデヒド放散量
※ F☆☆☆☆　○＿＿＿＿
施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別
○図示による　○＿＿＿＿

②ビニル床シート張り (19.2.2)

区分	種類	記号	厚さ(mm)	色柄	工法	施工箇所
発泡層無	○ 単層ビニル床シート	TS				
	※ 複層ビニル床シート	FS	○ 2.5 ※ 2.0	○ 無地 ● マーブル ● 木目調	※ 熱溶接 ○	※ 仕上表による
発泡層有	○ 発泡複層ビニル床シート	HS	○			
	○ クッションフロア	KS				

③ビニル床タイル張り (19.2.2)

区分	種類	記号	厚さ(mm)	色柄	寸法	施工箇所
接着形	※ コンポジションビニル床タイル	KT				
	○ 単層ビニル床タイル	TT	○ 2.5			
	○ 複層ビニル床タイル	FT	※ 2.0	木目調	500×500	受付・事務室
置敷形	● 置敷きビニル床タイル	FOA	● 4.0			
	○ 薄型置敷きビニル床タイル	FOB				

記事

業務名称	相楽広域行政組合新庁舎基本・実施設計業務	工事名称	相楽広域行政組合新庁舎新築工事
		設計年月	令和８年３月
株式会社 綜企圖設計 京都支店	一級建築士事務所　京都府知事登録（07A）　第00523号 管理建築士　一級建築士（大臣）　第331194号　三浦　光寛	印	・　・
図面名称	建築工事　特記仕様書（5）	縮尺	A２　－ A３　－
図面番号	A－05		

⑲ 内装工事

4 帯電防止床シート、床タイル (19.2.2)

○帯電防止床シート

種類	性能	厚さ (mm)
○	○体積抵抗値 1×10⁷～1×10¹⁰Ω程度	
○	○	

○帯電防止床タイル

種類	性能	寸法	厚さ (mm)
○	○体積抵抗値 1×10⁷～1×10¹⁰Ω程度		
○	○		

5 視覚障害者用床タイル (19.2.2)

種類	形状	備考
○ 塩化ビニル系	※ ３００mm角	
○ レジンコンクリート系	○ １５０mm角	
○ 磁器又はせっ器質タイル	○	

6 耐動荷重性床ｼｰﾄ (19.2.2)

種類	厚さ (mm)	備考
○	○	
○	○	

7 防滑性床シート、床タイル (19.2.2)

○ 防滑性床シート

種類	厚さ (mm)	備考
○	○	
○	○	

○ 防滑性床タイル

種類	寸法	厚さ(mm)	備考
○	○	○	
○	○	○	

⑧ ビニル幅木 (19.2.2)

種類	高さ (mm)	厚さ (mm)
● 軟質 ○ 硬質	※ 60 ○ 75 ○ 100 ○	※ 1.5 ○ 2.0

9 ゴム床タイル張り (19.2.2)

種類	色柄	厚さ (mm)	寸法 (mm)
○ 単層品 ○ 積層品			

⑩ カーペット敷き (19.3.2) (19.3.3)

○ 織じゅうたん

種別	織り方	パイル形状	帯電性	色柄	接合方法	施工箇所
○ A種 ○ B種 ○ C種			○ 適用	※ 無地 ○	○ﾋｰﾄﾞｼﾞｯﾄ工法 ○つづり縫い	

○ タフテッドカーペット

パイル形状	ﾊﾟｲﾙ長さ(mm)	工法	帯電性	施工箇所
		○ ｸﾞﾘｯﾊﾟｰ工法 ○ 全面接着工法	○ 適用	

● タイルカーペット

種別	パイル形状	寸法(mm)	総厚さ(mm)	施工箇所
※一種 ○ 二種	※ ループパイル ○	※ 500×500 ○	※ 6.5 ○	● 図示 (仕上表による)

タイルカーペットの敷き方　平場部分　※ 市松敷き　○ ＿＿＿＿
階段部分　○ 模様流し　○ ＿＿＿＿
下敷き材　※ JIS L 3204(反毛フェルト)の第２種２号　呼び厚さ8mm
○ ＿＿＿＿＿＿＿＿
見切り、押さえ金物　材質、形状等　○ 図示による　○ ＿＿＿＿＿＿

⑪ 合成樹脂塗り床 (19.4.2) (19.4.3)

厚膜型塗床材
○ 弾性ウレタン樹脂系塗床材
※ 平滑仕上げ　○ 防滑仕上げ　○ つや消し仕上げ
塗厚 (mm) ○ ＿＿＿＿
● エポキシ樹脂系塗床材
● 薄膜流しのべ仕上げ (● 平滑　○ 防滑)
○ 厚膜流しのべ仕上げ (○ 平滑　○ 防滑)
○ 樹脂モルタル仕上げ (○ 平滑　○ 防滑)
薄膜型塗床材
○ エポキシ樹脂系塗床材

12 フローリング張り (19.5.2) ～(19.5.6)

単層フローリング　(表19.5.1)～(表19.5.6)

種類	樹種	厚さ(mm)	大きさ	工法	備考
○ フローリングボード 1等	※ なら ○	○ ○ 15 ○ 12 ○ 8	 ○表19.5.1 ○表19.5.4 ○表19.5.5	釘留め工法 ○ 根太張り工法 ○ 直張り工法 ○ 接着工法	
○ フローリングブロック 1等	※ なら	○ 8 ○ 15 ○		○ 接着工法	○ 防水処理足金物付

⑲ 内装工事

13 縁甲板張り (19.5.1)

複合フローリング

種別	樹種	厚さ(mm)	工法	種別	備考
○ 1×6タイプ ○ フローリングボードタイプ ○	※ なら ○	○ 8 ○ 15 ○	○ 釘留め工法 ○ 根太張り工法 ○ 直張り工法 ○ 接着工法	○ A種 ○ B種 ○ C種	

接着工法のフローリング裏面の不陸緩和剤　※ 合成樹脂発泡シート ○ ＿＿＿＿
仕上げ塗装　○ ウレタン樹脂ワニス塗り（１液形）B種
○ オイルステインの上ワックス塗り　○ 生地のままワックス塗り
○ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

樹種	等級	仕上程度	施工箇所

14 畳敷き (19.6.2)

種別　○ A種　○ B種　○ C種　○ D種 (KT-＿＿)　(表19.6.1)
衝撃緩和畳（畳表　○C1　○C2）

⑮ せっこうボード、その他ボード及び合板張り (19.7.2)

種別　※表19.7.1によるＪＩＳ規格品とする　(表19.7.1)

種類	規格、厚さ(mm)等		
● せっこうボード(GB-R)	※ 12.5(不燃)　● 9.5(準不燃)		
● 化粧せっこうボード(GB-D)	○ 杉柾模様 ● トラバーチン模様 (軽鉄下地は専用のものとする)	○ 12.5(不燃)	
● 不燃積層せっこうボード(GB-NC)	○ トラバーチン模様 ● 模様なし	※ 9.5(不燃)	
● シージングせっこうボード(GB-S)	○ 15(不燃)　● 12.5(準不燃)　※ 9.5(準不燃)		
● 強化せっこうボード(GB-F)	○ 21(不燃)　○ 15(不燃)　● 12.5(不燃)		
○ ロックウール吸音ボード(RW-B)	※ 25　○		
○ グラスウール吸音ボード(GW-B)	※ 25　○		
○ 吸音あなあきせっこうボード(GB-P)	○ 9.5(準不燃)		
● ロックウール化粧吸音板(DR)	内部用	フラット	● 12(不燃)　※ 9(不燃)
		立体模様	○ 15(不燃)　※ 12(不燃)
	軒天用	フラット	○ 12(不燃)　※ 9(不燃)
		立体模様	○ 15(不燃)　※ 12(不燃)
● けい酸カルシウム板(0.8FK)	タイプ２（無石綿）○ 8.0　● 6.0　○		
● 有孔けい酸カルシウム板(0.8FK)	タイプ２（無石綿）○ 8.0　● 6.0　○		
● メラミン樹脂化粧板	JIS規格による　・ 1.2　● 3.0		
○ 難燃木毛セメント板	○ 30　○ 25　○ 20　○ 15		
○ 断熱木毛セメント板	○ 30　○ 25　○ 20　○ 15		
○ 普通合板	厚さ　接着の程度　表板樹種		
	板面の品質　防虫処理○行う		
○ 天然木化粧合板	厚さ　接着の程度		
	化粧板樹種　○ なら　○ しおじ　防虫処理○行う		
○ 特殊加工化粧合板	厚さ　接着の程度		
	表面性能　○ F　○FW　○W　○WS　防虫処理○行う		
○ その他下張り用合板			

天井のﾎﾞｰﾄﾞ類（ﾛｯｸｳｰﾙ吸音板を除く）の重ね張りを行う場合　※図示による
合板類の張付け　○ A種　※ B種　(表19.7.3)
せっこうボードの目地処理　○ 目透かし　○ 突付け　● 継目処理　(表19.7.5)
突付け工法及び目透かし工法のエッジの種類　○ベベルエッジ　○スクエアエッジ

⑯ 壁紙張り (19.8.2) (19.8.3)

防火性能・種類・規格・施工箇所　※ 図示による　○ 下表による

施行箇所	防火性能	品質・規格
● 図示(仕上表による)	● 不燃	

素地ごしらえ　モルタル及びプラスター面　○ A種　※ B種　(表18.2.4)
コンクリート面　○ A種　※ B種　(表18.2.5)
せっこうボード面
目地継目処理工法の場合　※ A種　○ B種　(表18.2.7)
突付け・目透し工法の場合　○ A種　※ B種　(表18.2.7)

⑰ 天井廻り縁

材質　○ アルミニウム製　● 塩化ビニル製

⑱ 断熱・防露 (19.9.2) (19.9.3)

	材料		その他
断熱材打込み工法	○ ﾋﾞｰｽﾞ法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材 ● 押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材 ○ 硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱材 ○ ﾌｪﾉｰﾙﾌｫｰﾑ断熱材	JIS A 9521	断熱材厚さ ● 30 mm
断熱材現場発泡工法	○ A種1　● A種1H　○＿＿ (難燃性を有するものとする)	JIS A 9526	吹付け厚さ ● 50 mm
断熱材充填工法	● グラスウール	JIS A 9521	断熱材厚さ ● 50 mm

※ 開口部等補修用接着剤のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量はJISで定める F☆☆☆☆とする
※ 特定フロンを使用しないものとする。

⑳ ユニット及びその他の工事

①家具、ﾕﾆｯﾄ等の揮発性有機化合物対策

収納家具その他ユニットに使用する材料で、合板、化粧合板、MDF等の
ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ等の放散量　※ F☆☆☆☆　○ ＿＿＿＿
収納家具その他ユニットに使用する合板等の接着剤
ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ等の放散量　※ F☆☆☆☆　○ ＿＿＿＿
含まれる可塑剤　※ ﾌﾀﾙ酸-ﾌﾞﾁﾙを含有しない、難揮発性のもの　○ ＿＿＿＿

②フリーアクセスフロア (20.2.2)

※ 建設技術評価制度「耐震型ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱの開発」の技術評価を取得した製品とする。

施工箇所	寸法(mm)	フロア高さ(mm)	耐震性能	所定荷重	帯電防止性能	漏えい抵抗
● 図示(仕上表による)	500角	100	1.0G	3000N		

スロープ及びボーダー　※ 製造所の標準仕様　○ 図示による
コンセント等の取付け　※ 製造所の標準仕様（コンセント本体は別途設備工事）
配線用取出し用開口　※ 対応品又は工場加工品（施工箇所は図示）
空調用吹出しパネル　○ あり（※ 固定式　○ 可変式　施工箇所は図示）
※ 表面仕上げ材の品質、規模等は、標仕１９章内装工事による。

フリーアクセスフロアの試験方法
耐荷重性能　○ ＿＿＿＿
耐衝撃性能　○ ＿＿＿＿
ローリングロード性能　○ ＿＿＿＿
耐燃焼性能　○ ＿＿＿＿

3 可動間仕切 (20.2.3)

種類					ﾊﾟﾈﾙ内に取付ける建具
構造形式	構成基材	表面仕上	遮音性	寸法・形状	
○ パネル式 ○ スタッド式 ○ ｽﾀｯﾄﾞﾊﾟﾈﾙ式		○メラミン樹脂又はアクリル樹脂焼付 ○			

パネル材料のホルムアルデヒド放散量　F☆☆☆☆

④移動間仕切 (20.2.4)

パネル操作方法による種類	パネル表面材・仕上	パネル圧接装置の操作方法	遮音性
手動式	鋼板(焼付塗装)	ハンドル式	有

あと施工アンカー　材質 ＿＿＿＿　寸法 ＿＿＿＿
引抜耐力試験　※ 行う

⑤トイレブース (20.2.5)

表面材　● メラミン樹脂系化粧板　○ ポリエステル樹脂系化粧板
脚部　※ 幅木型　○ 足金物型
ドアエッジの材質　※トイレブース製造所の仕様による。　○ ＿＿＿＿
パネル材料のホルムアルデヒド放散量　F☆☆☆☆

⑥てすり (20.2.6)

材料及び表面処理	施工箇所
○ステンレス製SUS304　※HL程度　○＿＿＿＿	
●鋼製　亜鉛めっき　外部　●溶融亜鉛メッキ　内部○＿	スロープ、ポーチ
○アルミニウム製　○＿＿＿＿	

手すりの握り部分
○ ステンレス製　(SUS304　ＨＬ仕上)　径 ＿＿mm　(仕様は金属工事参照)
○ 集成材　径 ＿＿mm　○ クリアラッカー仕上げ
○ ビニル製ハンドレール　※ 丸型　径 ＿＿mm　○ 平型　幅 ＿＿mm

7 階段滑り止め (20.2.7)

材種　○ ステンレス製（SUS304）○＿＿＿＿　幅　○ 約35mm　○＿＿＿＿
形状　○ ビニルタイヤ入り　両端ﾌﾗｯﾄｴﾝﾄﾞ　○ あり　(○ ビニル　○ SUS304)
取付工法　※ 接着工法　○ 埋込み工法

8 黒板及びホワイトボード (20.2.9)

	区分	種類	色彩	備考
○ 黒板	※ 焼付け ○	○ 鋼製黒板 ○ ほうろう黒板	※ 緑 ○ 黒	○ 曲面 ○ スクリーン付引分け
○ ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ		○ ほうろう白板 ○＿＿＿＿	※ 白	○ 曲面 ○ スクリーン付引分け

額縁金属　※ アルミ製　(表面処理の種別　※ Ｂ－２　○ Ｂ－１)
品質・規格 ＿＿＿＿＿＿＿＿

⑨鏡 (20.2.10)

厚さ (mm)　※ 5　○ ＿＿＿＿

⑩表示・標識 (20.2.11)

衝突防止表示
○ 図示による（市販品　● ステンレス製 径 30 mm　○ ＿＿＿＿）
○ なし
法令に基づく表示
※ 非常用進入口表示等は消防法に適合する市販品とし、その他は標準詳細図による。

室名札　●図示による

厚さ(mm)	材質	色	書体	印刷等の種別	取付け形式
○ 5 ○	○ アクリル板 ○ アルミ板		○ 角太ゴシック ○ 丸	○ シルク印刷 ○	○ 平付型 ○ 持出型

外国語表現　○ 行う　(○ 英語　○ ＿＿＿＿)
寸法 (mm)　○ 50×250　○ 60×250　● 図示による

ピクトグラフ（便所、車いす、階段等）●図示による

厚さ(mm)	材質	印刷等の種別	取付け形式	備考
○ 5 ○	○ アクリル板 ○ アルミ板	○ シルク印刷 ○	○ 平付型 ○ 持出型	

寸法 (mm)　○ 150×150　● 図示による

⑳ ユニット及びその他の工事

案内板（館内、各階、便所）●図示による

厚さ(mm)	材質	色	書体	印刷等の種別	取付け形式
○ 5 ○	○ アクリル板 ○ アルミ板		○ 角太ゴシック ○ 丸	○ シルク印刷 ○	○ 平付型 ○ 持出型

外国語表現　○ 行う　(○ 英語　○ ＿＿＿＿)
寸法 (mm)　○ 600×600　○ 100×600　○ 200×200　● 図示による
館名板等
品質・規格　●図示による

⑪ タラップ (20.2.12)

材種　※ステンレス製SUS04（表面処理　※研磨なし　○＿＿＿）
○亜鉛めっき（表面処理　※C種）
○ ＿＿＿＿

12 煙突ライニング (20.2.13)

適用安全使用温度　※４００℃　○６５０℃
工法 ＿＿＿＿＿＿

⑬ ブラインド (20.2.14)

形式	種類	ｽﾗｯﾄの材質	ｽﾗｯﾄ幅 (mm)	ﾚｰﾙの材質
● 横形	※ ギヤ式 ○ コード式	※ ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金	※ 25 ○ 35	※ 鋼製 ○＿＿＿＿
○ 縦形	※ ２本操作コード式 ○ １本操作コード式	○ ｱﾙﾐｽﾗｯﾄ ○ ｸﾛｽｽﾗｯﾄ	○ 80 ○ 100	※ ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金製

⑭ ロールスクリーン (20.2.15)

操作方法　● スプリング式　○ コード　○ 電動式
幅及び高さ　● 図示
スクリーンの材種　● 合成、天然繊維製　○ ガラス繊維製　○ 木製
品質・規格 ＿＿＿＿＿＿

⑮ カーテン (20.2.16)

取付箇所	形式				開閉操作方法			カーテン用きれ地の	ひだの種類		
	ｼﾝｸﾞﾙ	ﾌﾞﾙﾄﾞｳﾙ	片引	引分	電動	ひも引	手引	種別・品質・特殊加工等	つまみ	箱ﾋﾀﾞ	ﾌﾟﾘｰﾂ
● 図示	●	○	●	○	○	○	●	(抗ウイルス・防炎)	○	○	●
● 図示	○	●	●	○	○	○	●	暗幕+レース(防炎)	○	○	●
● 図示	●	○	●	○	○	○	●	(防炎)	○	○	●
	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○

消防法で定める防炎性能の表示があるもの
暗幕用のカーテンの両端、上部及び召合わせの重なり　※300mm以上　○＿＿＿

⑯ カーテンレール (20.2.16)

材種　※ アルミニウム製又はアルミニウム合金の押し出し成形材製　○ ステンレス製
○ ＿＿＿＿

形状　○ C型　○ D型　※ 角型
強さによる区分 ※ 10-90　○＿＿＿＿　仕上げ　※ アルマイト　○＿＿＿＿

⑰ ブラインドボックス カーテンボックス

溝幅×深さ (mm)　○90×150　○120×80　○120×150　○150×80　● 図示
材種　● 集成材（仕上げ：　UC塗装　）
○アルミニウム製　押し出し型材（市販品）
種別　（表14.2.1）による種別　○BC-1種　○BC-2種
色合い　○標準色（　　）　○特注色（　　）
○鋼製（仕上げ：　　）

18 くつふきマット

材種　○ 塩化ビニル製（コイル状　ステンレス製（SUS304）受枠）
○ 硬質アルミニウム合金（受枠とも）　○ ステンレス製（SUS304）（受枠とも）
○ ゴム製（ステンレス製（SUS304）受枠）

19 鋼製書架及び棚

品質・規格 ＿＿＿＿＿＿

20 収納家具(木製)

品質・規格 ＿＿＿＿＿＿

㉑ 掲示板

	枠の材質	表面の材質	照明器具	施錠	品質・規格
● 屋内	● ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 (B-2) ○ ｽﾃﾝﾚｽ製 (SUS304)	ﾊﾟﾝﾁﾝｸﾞﾒﾀﾙ	―	―	
○ 屋外	○ ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 (B-2) ○ ｽﾃﾝﾚｽ製 (SUS304)		○ あり ○ なし	○ あり ○ なし	

㉒カウンター

品質・規格　● 図示

㉓洗面カウンター

材種　○ メラミン樹脂化粧板張り（芯材：集成材）　●図示
奥行き (mm)　○ 約450　○ 約600　●図示

㉔流し台ユニット

種類	部品寸法 (mm)	規格	仕様
● 流し台	●図示	○ 優良住宅部品	トラップ付き
○ コンロ台		○ 優良住宅部品	バックガード有り
○ 吊戸棚		○ 優良住宅部品	高さ 約500 mm
○ 水切り棚		○ 優良住宅部品	ステンレス製１段式
○			

25 非常用救助袋等

※ 垂直降下式緩下機は消防法に基づく国家検定に合格したものとする。
形式　○ 傾斜式　○ 垂直式
品質・規格 ＿＿＿＿＿＿

㉖鍵箱

市販品　形式　※ 釣下式　○ 差込式
(● 30　○ 60　○ 120　○＿＿＿＿) 組用　(＿＿＿＿) 個

27 定礎

定礎石　○ 御影石 文字掘込共 寸法 450×600×30　○ ＿＿＿＿
定礎銘板　○ 鋼板製 両面文字掘込共 寸法Ｂ４版 厚さ5mm　○ ＿＿＿＿
定礎箱　○ 鋼版製 寸法 400×300×60　○ ＿＿＿＿

28 旗竿受金物

材種　※ ステンレス鋼（SUS304）　(市販品　※ １箇所　○＿＿箇所)
品質・規格 ＿＿＿＿＿＿

記事

業務名称：相楽広域行政組合新庁舎基本・実施設計業務
工事名称：相楽広域行政組合新庁舎新築工事
設計年月：令和８年３月

株式会社 綜企画設計　京都支店
一級建築士事務所　京都府知事登録（07A）　第00523号
管理建築士　一級建築士（大臣）　第331194号　三浦　光寛

印

図面名称：建築工事　特記仕様書（6）
縮尺：Ａ２　－　Ａ３　－
図面番号：Ａ－06

⑳ ユニット及びその他の工事

29 旗ポール

材質	形式	地上高さ（m）	操作方法	固定方法
※アルミニウム合金	※ テーパー型	○ ６　○ １０	※ ハンドル式	○ 埋込式
○	○ 同一断面型	○ ８　○	○ ロープ式	○ ベース式
				○バンド式

品質・規格 ＿＿＿＿＿＿＿＿

30 ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ ｺﾝｸﾘｰﾄ (20.3.2)

補強鉄線　○JIS G 3532 の普通鉄線
○JIS G 3551 の溶接金網
径 ＿＿＿＿(mm)　網目寸法 ＿＿×＿＿
コンクリートの設計基準強度
※水セメント比 55%以下、単位セメント量の最小値300kg/m3
を満足する調合強度
○ ＿＿＿＿＿＿＿＿
配筋　※配筋を定めた計算書を監督職員に提出する
○ ＿＿＿＿＿＿＿＿
取付け方法　※　図示による　○ ＿＿＿＿＿

31 間知石及びｺﾝｸﾘｰﾄ間知ﾌﾞﾛｯｸ積み (20.4.2) (20.4.3)

間知石の材種　○ 花こう岩　○ ＿＿＿＿
ｺﾝｸﾘｰﾄ間知ブロック　面の形状　○ 長方形　○ 正方形　○ 六角形　○ Ｈ型
質量区分　○ ブロックＡ　○ ブロックＢ
地業の材料　※ 再生クラッシャラン　○ ＿＿＿＿＿＿
練積みの工法　※ 谷積み　○ 布積み　（ 目塗り　○ 行う ）
伸縮目地材の材種、厚さ ＿＿＿＿＿＿

32 敷地境界石標

種別　○ 花こう石類（文字記号入り）　※ ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ製（市販品）

33 車止めさく

形式	材質	柱径・肉厚（mm）	高さ（mm）
○ 上下式鎖内蔵型	○ ｽﾃﾝﾚｽ製（SUS304）	○ φ76.3 t=2.0	○ GL+700
（ ○ ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ付き ）	○	○ φ114.3 t=2.5	○ GL+850

基礎　無筋コンクリート造３５０×３５０　Ｈ２５０程度

㉞ フェンス

表面仕上等	種類	門扉の仕様
● 亜鉛めっき　○ 樹脂塗装	● ﾒｯｼｭﾌｪﾝｽ　○ ｴｷｽﾊﾟﾝﾄﾞﾌｪﾝｽ	● 片開き
○ ビニル被覆　○	○ ﾈｯﾄﾌｪﾝｽ　○	○ 両開き

㉑ 排水工事

①屋外雨水排水 (21.2.1) (21.2.2)

材種（表21.2.1）	管の種類	呼び径	基床の厚さ
○ 遠心力鉄筋コンクリート管	※ 外圧管（　１種　）		
● 硬質ポリ塩化ビニル管	● ＶＰ　○ ＶＵ		
	○ ＲＳ－ＶＵ		
○ 硬質ポリ塩化ﾋﾞﾆﾙ管継手	○ ＤＶ　○ ＶＵ継手		

硬質ポリ塩化ビニル管の継手に用いる材料　※接着剤　○＿＿＿＿
側塊の形状及び寸法　●図示による　○＿＿＿＿
排水桝の種類　●図示による　○＿＿＿＿
砂地業に用いる材料　○シルト　○山砂　○川砂　○砕砂
砂利地業に用いる材料　●再生クラッシャラン　○切込砂利または切込砕石
○現場打ちの場合のコンクリート材料　設計基準強度　※18N/mm2　○＿＿
スランプ　※15cm　又は　18cm　○＿＿
○現場打ちの場合の鉄筋　種類の記号　※SD295
○現場打ちの場合の足掛け金物　※（21.2.2(6)(ｵ)）
材質　○ステンレス製　○鋼製　○合成樹脂被服加工されたもの
○ 凍上抑制層に用いる材料　○ 砂（ ○ 砂の粒度試験 ）　○＿＿＿＿＿

2 鋳鉄製ふた (21.2.1)

鋼鉄製マンホールふたの種類

種類	適用荷重（安全荷量）
○ 水封形　○ 密閉形(ﾃｰﾊﾞｰ･ﾊﾞｯｷﾝ式)	○ T- 2用（5KN）　○ T-6用(115KN)
○ 中蓋付密閉形　○ 簡易密閉形(ﾊﾞｯｷﾝ式)	○ T-20用（50KN）

③グレーチング (21.2.1)

グレーチングふた

種類	材質	形式	適用荷重	タイプ	上面形状
○ 溝ふた用	● 鋼製	受枠　※ なし	● 歩行用	○ 普通目	○ 平形
● 桝ふた用	○ ｽﾃﾝﾚｽ製	○ あり	○ T- 2用	※ 細目	※ 凹凸形
○ 嵩上げ用		● 図示	● T- 6用		
● Ｕ字溝用		ボルト固定 ※ なし	○ T-14用		
		○ 図示	● T-20用		

④縁石 (21.3.1) (21.3.2)

歩車道境界ブロックのJIS による呼び名　※ Ａ　○＿＿＿＿
地先境界ブロックのJIS による呼び名　○ Ａ　○ Ｃ　○ ＿＿＿
砂利地業の厚さ　※ 100mm　● 図示

⑤コンクリート側溝 (21.2.1) (21.3.1)

鉄筋コンクリートL形のJIS による呼び名　○ 250A　※ 250B　○＿＿＿
コンクリートL形のJIS による呼び名　○ 250A　※ 250B　○＿＿＿
鉄筋コンクリートＵ形のJIS による呼び名　○ 240　○ 300A　○ 360A　● 図示
現場打ちコンクリートの設計基準強度　Ｆc(N/mm２)　※ １８　○＿＿
スランプ(cm)　○ １５　○ １８　○＿＿
現場打の鉄筋　種類の記号　※ SD295A　○＿＿＿

㉒ 舗装工事

1 路床 (22.2.2) (22.2.3) (22.2.5)

路床の構成
○凍上抑制層　厚さ　○ 図示による　○＿＿＿＿
○ 凍上抑制層に用いる材料　○ 砂（ ○ 砂の粒度試験 ）　○＿＿＿＿＿
○透水性舗装　フィルター層の厚さ　車道部　○ 図示による　○ 150mm　○＿＿＿
歩道部　○ 図示による　○ 50mm　○＿＿＿
盛土に用いる材料　○ Ａ種　※ Ｂ種　○ Ｃ種　○ Ｄ種　（表3.2.1）
路床安定処理　○ 行う　○ 行わない
路床安定処理用材料　※ 添加材料による安定処理　（表22.2.2）
種類　○ 地盤改良材　（　　）　○ 高炉ｾﾒﾝﾄＢ種
○ 普通ポルトランドセメント　○ 生石灰　特号　○ 生石灰　１号
○ フライアッシュセメントＢ種　○ 消石灰　特号　○ 消石灰　１号
添加量 ＿＿＿＿ kg/m3　(CBR　○3以上　○＿＿＿)
路床土の支持力比(CBR)試験　○ 行う　（ ※ 乱した土　○ 乱さない土 ）
路床締固め度の試験　※ 行う（埋戻し部、盛土部）　○ 行わない

②路盤 (22.3.2) (22.3.3) (22.3.5)

路盤の厚さ　＿図示＿ mm
材料　● 再生クラッシャラン（RC-40,30,20）
○ クラッシャラン（C-40,30,20）　○ ｸﾗｯｼｬﾗﾝ鉄鋼ｽﾗｸﾞ（CS-40）
路盤締固め度の試験　※ 行う

③アスファルト舗装 (22.4.2) ～(22.4.6)

舗装の種類	表層(mm)	基層(mm)	カラー舗装の種類
※ アスファルト舗装	図示	図示	※ 顔料混入加熱アスファルト混合物

アスファルト　● 再生アスファルト（ ● ６０～８０　○ ８０～１００ ）
○ ストレートアスファルト
再生加熱アスファルト混合物の種類

区分	● 一般地域	○ 寒冷地域
表層	● 密粒度アスファルト混合物（13）	※ 密粒度アスファルト混合物（13F）
	○ 細粒度アスファルト混合物（13）	

施工
アスファルト混合物の抽出試験　○ 行う　※ 行わない
アスファルト締固め度、厚さの試験　※ 行う　○ 行わない

④コンクリート舗装 (22.5.2) ～(22.5.6)

構成 ●図示による

コンクリートの種類	部位	厚さ(mm)	設計基準強度(N/mm²)	スランプ(cm)

早強セメント　※ 使用しない　○ 使用する
目地
注入目地材料　※ 低弾性タイプ　○ 高弾性タイプ
種類　○ 突合せ目地　○ 収縮目地　○ 伸縮調整目地　○＿＿＿
間隔　○ 5m程度ごと　○ 4m程度ごと　○ 3m程度ごと　○＿＿＿
コンクリート版厚さの試験　※ 行う

5 カラー舗装 (22.6.2) ～(22.6.4)

種類	部位	配合その他
※ 加熱系ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物 添加材　○ 着色骨材　○ 自然石 結合材　○ ｱｽﾌｧﾙﾄ　○ 石油樹脂（添加量 ＿＿）	○ 車路 ○ 歩行者用通路	
ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物等の抽出試験 ○ 適用する　※ 適用しない 舗装の厚さ ＿＿＿＿mm		
○ 常温系ニート工法		
○ 常温系塗布工法		

着色部の下部　○ アスファルト舗装　○ コンクリート舗装

6 透水性舗装 (22.7.2) ～(22.7.6)

舗装構成及び厚さ　※ 図示による　○＿＿＿＿＿
表層の厚さの試験　※ 行う　○ 行わない
開粒度ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物の抽出試験　○ 行う　※ 行わない

㉒ 舗装工事

7 ブロック系舗装 (22.8.2) (22.8.3)

○ コンクリート平板舗装

種類	寸法(mm)	厚さ(mm)	目地
※ 普通平板(N)　○ カラー平板(C)	○ ３００角	※ ６０	※ 砂
○ 洗出平板(W)　○ 擬石(S)　○	○	○	○ モルタル
○透水性平板(P)　○保水性平板(M)			

品質・規格 ＿＿＿＿＿＿＿＿
クッション材　※ 砂　○ 空練りモルタル

○ インターロッキングブロック舗装

種類	部位	形状寸法(mm)	厚さ(mm)	曲げ強度(N/mm²)	色彩及び表面加工等
※ 普通ﾌﾞﾛｯｸ(N)	車路		※ 80	※ 5.0	※ 標準品
○ 透水性ﾌﾞﾛｯｸ(P)			○＿＿	○＿＿＿	
○保水性ﾌﾞﾛｯｸ(M)	歩行者用通路		※ 60	※ 3.0	○＿＿＿＿
			○ 80	○＿＿＿	○＿＿＿＿
○ 植生ブロック	－		○ 60		
			※ 80		
			○ 100		

品質・規格 ＿＿＿＿＿＿＿＿
クッション材　※ 砂 ＿＿＿＿＿＿＿＿

○ 舗石舗装

種類	形状寸法(mm)	厚さ(mm)	工法	基層	基層の厚さ(mm)
○ 花崗岩		○ 80～100	○ うろこ張り	○ｺﾝｸﾘｰﾄ版	※ 70
					○＿＿＿
○＿＿＿		○＿＿＿	○＿＿＿	○ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物	※ 50
					○＿＿＿

品質・規格 ＿＿＿＿＿＿＿＿
クッション材　※ 砂　○ 空練りモルタル

8 砂利敷き (22.9.2)

通路　※ Ａ種　○ Ｂ種
建物周囲その他　○ Ａ種　※ Ｂ種
※ 下敷きの使用材料は再生クラッシャランとする

⑨ 白線引き

種類　● 溶融式　○ ペイント式　幅（cm）● 15　○＿＿＿

記事

業務名称	相楽広域行政組合新庁舎基本・実施設計業務	工事名称	相楽広域行政組合新庁舎新築工事
設計年月	令和８年３月		
株式会社 綜企画設計 京都支店	一級建築士事務所　京都府知事登録（07A）　第00523号 管理建築士　一級建築士（大臣）　第331194号　三浦　光寛	印	・　・
図面名称	建築工事　特記仕様書（7）	縮尺	Ａ２　－ Ａ３　－
図面番号	Ａ－07		

構造特記仕様書　　２０２５年度版

§１　一般事項

選択項目は ◉ 印を適用し、◎ 印が無い場合は　※　印を適用する。
○　印が複数有る場合は、共に適用する。

1－1　使用材料は原則としてＪＩＳ規格品、ＪＡＳ規格品、又は大臣認定品とする。

1－2　設計図書の優先順位は下記による。

1）本特記仕様書

2）設計図

3）標準図　（◉ 鉄筋コンクリート構造配筋標準図　◉ 鉄骨工作標準図
・ 鉄筋鉄骨コンクリート構造標準図　・ 高強度せん断補強筋施工仕様書
・ 鉄筋コンクリート壁式標準配筋図）

4）仕様書　（・公共建築協会 ◉日本建築家協会 ）

5）日本建築学会標準仕様書 ，JASS5 2018年 ，JASS6 2018年

1－3　各工事に際して、施工計画書及び施工図を提出し、工事監理者の承諾を得る。

1－4　構造関係材料及び各種試験成績書・検査報告書を作成し提出する。
第三者機関による検査・試験費用は工事費に　（◉ 含む　・ 含まない ）

1－5　設計図書に示されていない材料、工法等を採用する場合は文書にて工事監理者の承諾を得る。

1－6　梁貫通位置、径、及び箇所数は（ ◉意匠図　・構造図　・設備図 ）による。

1－7　その他

§２　構造計算ルート

2－1

方　向	構造計算ルート			
X	◉ルート1－1	・ルート1－2	・ルート2	・ルート3
Y	◉ルート1－1	・ルート1－2	・ルート2	・ルート3

2－2　鉄筋の継手（」定着については設計図書若しくは標準図による）
構造計算ルート別による主筋又は、耐力壁の鉄筋の継手の重ね長さ
◉ 建築基準法施行令第７３条第２項による仕様規定
・ 日本建築学会 JASS5（2018），鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説
・ 日本建築学会 RC規準2024
XY両方向共ルート３及び限界耐力計算の場合は、令第７３条第２項の仕様規定によらず JASS5(2018)，鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説及びRC規準２０２４とすることができる。

§３　仮設工事，土工事

3－1　山留め、根切り

3－2　埋戻し土、盛土、残土処分

埋戻し土	・ 根切り土の中の良土	◉ 搬入良土（埋戻し土は３０ｃｍ毎に天圧締固めを行うこと）
盛土	・ 根切り土の中の良土	・ 搬入良土（盛土は３０ｃｍ毎に転圧締固めを行うこと）
残土処分	・ 場内地均し	◉ 場外搬出処分（ ・自由 ◉ 指定場所 ）

§４　地業工事

4－1　基礎及びスラブ下地業　（単位ｍｍ）

場　所		捨てコンクリート厚さ 注1） A：砕石 B：割栗石	厚　さ
基礎	独立，布	◉ 50 ・60 ・100	◉ A ・B	・ 50 ◉100 ・150 ・
基礎	ベタ	・ 50 ・60 ・100	・ A ・B	・ 50 ・100 ・150 ・
地中梁		◉ 50 ・60 ・100	◉ A ・B	・ 50 ◉100 ・150 ・
構造スラブ		・ 50 ・60 ・100	・ A ・B	・ 50 ・100 ・150 ・
土間スラブ	屋内	◉ 50 ・60 ・100	◉ A ・B	・ 50 ◉100 ・150 ・
土間スラブ	屋外	◉ 50 ・60 ・100	◉ A ・B	・ 50 ◉100 ・150 ・

注（１）アンカーボルト支持用フレームの、あと施工アンカーを打込む部分は１００以上とする。
（２）端部aは１００以上とする。

4－2　設計地耐力　　長期 １００ｋＮ／ｍ² 短期 ２００ ｋＮ／ｍ² 終局 ３００ｋＮ／ｍ²
地耐力載荷試験　・ 行う （　　箇所，長期設計耐力の３倍を確認する）　◉ 行わない

4－3　地盤改良
・ 無筋コンクリート地業　・ 締固め工法　◉ 柱状地盤改良：ウルトラコラム工法（又は、同等以上の改良工法とする。）
・ セメント系固化材攪拌　・ 圧密排水工法
［・ 載荷試験　◉ 一軸圧縮試験］　◉ 行う （ ２箇所）　・ 行わない
［◉ 六価クロム溶出試験　］　◉ 行う　・ 行わない

4－4　既製コンクリート杭、鋼管杭、その他特殊杭
1）杭種
・ PHC杭　・ A種　・ B種　・ C種　・
・ ST杭　・ A種　・ B種　・ C種　・
・ SC杭 tmm　・　・　・　・
・ PRC杭　・ Ⅰ種　・ Ⅱ種　・ Ⅲ種　・ Ⅳ種
・ 節杭　・ A種　・ B種　・ C種　・
・ 鋼管杭　・
2）工法
・ 打撃工法　・ 油圧ハンマー　・ ディーゼルハンマー
・ 埋込み工法　・ プレボーリングセメントミルク注入工法
・ プレボーリング拡大根固め工法（認定工法）
杭周固定液　・ あり　・ なし
・ 中掘拡大根固め工法（認定工法）
・ 回転埋設根固め工法（認定工法）
・ 回転杭工法
先行掘削　・ あり　・ なし

3）杭径，設計耐力，本数表

杭径（拡底部）ｍｍ	長期ｋＮ	短期ｋＮ	終局ｋＮ	本数	備　考
（　）					
（　）					
（　）					
（　）					

4）杭の構成は設計図による。

5）杭頭補強
・ かご筋　・ パイルスタッド工法（日本スタッドウェルディング（株））　・ 杭外周溶接鉄筋

4－5　場所打鉄筋コンクリート杭，場所打鋼管コンクリート杭
1）工法
・ アースドリル工法　・ 拡底アースドリル工法
・ リバース工法　・ オールケーシング工法　（・ ベノト工法 ・　　）
・ BH工法　・
2）杭径，設計耐力，本数表（拡底部は施工径を示す）

杭径（拡底部）ｍｍ	管厚 ｍｍ	長期ｋＮ	短期ｋＮ	終局ｋＮ	本数	備　考
（　）						
（　）						
（　）						
（　）						
（　）						

3）杭先端深さ　・GL－　m　・ 杭リストによる　・ 杭伏図による
4）孔壁測定　（２方向）
・ 行う （ ・ 全数　・　％ ） ・ 行わない
5）使用材料　コンクリートの仕様は設計図による。特記のない場合ＪＡＳＳ５水中コンクリートによる。
コンクリート　Ｆｃ　（ ・普通ポルトランドセメント ・高炉セメントＢ種 ）
鉄筋　・Ｄ　以下　ＳＤ２９５　・Ｄ　以上　ＳＤ３４５
・Ｄ　以上　ＳＤ３９０
鋼管（リブ付）・ ＳＫＫ４００ ・ ＳＫＫ４９０

4－6　杭打地業共通事項
1）［・試験杭　・試験掘］　・ 行う（　本）・ 行わない
2）載荷試験　・ 行う （　箇所，長期設計耐力の３倍を確認する）　・ 行わない
3）ＳＬ塗布　・ 行う　・ 行わない

§５　鉄筋工事

5－1　材種

種　類	径		継　手
◉ SD295	Ｄ １６ 以下		◉重ね継手 ・スパイラル ・工場溶接
◉ SD345	Ｄ １９ 以上		・重ね継手 ◉ガス圧接 ・溶接継手
・ SD390	Ｄ　以上		・ガス圧接 ・溶接継手 ・機械継手（　級）
・ SD490	Ｄ　以上		・ガス圧接 ・溶接継手 ・機械継手（　級）
・ 溶接金網			・重ね継手
・ 高強度せん断補強筋	・1275級	P	・フック加工 ・スパイラル ・工場溶接
	・ 785級	K	
	・ 685級	U	

5－2　ガス圧接部の検査（第三者機関による）外観検査全数（引張り試験の場合、施工者自主検査でもよい）
・ 抜取り検査
・ 引張り試験 （ＪＩＳＺ３１２０）
1検査ロットにつき　・ ３本　・ 原則 柱・梁の径毎に３本
◉ 超音波探傷試験 （ＪＩＳＺ３０６２） ・ 熟間押抜き試験
1検査ロットにつき ◉ ３０箇所 ・
○ 不合格となった圧接部は切り取って再圧接を行う。また残り全数に対して超音波探傷試験を行う。
１検査ロットは１組の作業班が１日に施工した圧接箇所の数量で２００箇所以内

5－3　溶接、機械式継手の検査は各々の認定方法による他、日本鉄手協会仕様書（２０１７年）及び下記を参照する。
ＪＩＳ Ｚ ３０６３（鉄筋コンクリート用異形棒鋼溶接部の超音波探傷試験方法及び判定基準）
ＪＩＳ Ｚ ３０６４（鉄筋コンクリート用機械式継手の鉄筋押入長さの超音波測定試験方法及び判定基準）

5－4　梁貫通補強
補強筋は原則として工場製品（評定品）を使用する。

5－5　その他
基礎梁、基礎小梁の継手及び定着は原則として　・ ①一般　◉ ②地反力を受ける
・ ③上載荷重が大きい場合　とする。
梁の余長 ℓ_1 の採用　大梁・小梁　・ D'（梁有効成）・端部上下筋15ｄ 中央上下筋20ｄ
基礎梁　◉ ｍｉｎ(D', L₂)・端部上下筋15ｄ 中央上下筋20ｄ
鉄筋の組立は適切な位置にスペーサーを使用し、組立後は形状保持のための養生を行う。
コンクリートを２回打する部材は、初回の打設後に鉄筋の清掃を行う。
コンクリート打設前に工事監理者の検査を受け不備な箇所は修正を行う。

§６　コンクリート工事

6－1　レディーミクストコンクリート（ＪＩＳ Ａ５３０８－２０２４）
1）セメント　◉ 普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄＪＩＳＲ５２１０　・ 高炉ｾﾒﾝﾄＢ種
・ 低熱ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄＪＩＳＲ５２１０　・
2）粗骨材　・ 砂利 ◉ 砕石　・ 高炉ｽﾗｸﾞ骨材　・ 人工軽量骨材　・ 再生骨材
最大径（ｍｍ） ◉ ２０ ・２５ ・４０
3）設計基準強度（Ｎ／ｍｍ²）（使用区分は設計図の軸組図に示す）
◉ 普通コンクリート
・ Ｆｃ１８ ◉ Ｆｃ２１ ・ Ｆｃ２４ ・ Ｆｃ２７ ・ Ｆｃ３０ ・ Ｆｃ　・ Ｆｃ
・ 軽量コンクリート（ ・1種　・2種 気乾単位容積質量 ・18.5 ・　）
・ LFc18 ・ LFc21 ・ LFc24 ・ LFc27 ・ LFc30 ・ LFc

4）土間コンクリート　◉ Ｆｃ１８　（ただし柱，壁等と同時に打込む場合は躯体の強度とする）
5）捨てコンクリート　◉ Ｆｃ１８
6）防水押さえコンクリート　・ Ｆｃ　・ LFc　（気乾単位容積質量　・ 18.5 ・ ）
7）かさ上げコンクリート　・ Ｆｃ　・ LFc　（気乾単位容積質量　・ 18.5 ・ ）

6－2　混和剤　◉ＡＥ減水剤 ・高性能ＡＥ 減水剤 ・ 躯体防水材 ・ 膨張材
注１．混和剤は所定の品質を確保するためにプラントの特性に応じたもの使用する。

6－3

箇　所	基礎，基礎梁	一　般			備　考
スランプ　cm	15	18			
水セメント比　％	60	60			60以下
単位水量　kg/m³	185	185			185以下
単位セメント量 kg/m³	270	270			270以上

注２）スランプは特記なき限り施工者が決め監理者に報告する。

6－4　試験　（躯体コンクリートの２８日圧縮試験は公的機関において行う）
1）骨材　［◉ 塩分含有量 ◉ アルカリシリカ反応性 ］ ◉ 行う ・ 行わない
2）フレッシュコンクリート　［◉ スランプ　◉ 空気量 ］ ◉ 行う ・ 行わない
3）躯体のせき板取り外し時期決定圧縮試験　◉ 行う ・ 行わない
4）コンクリートコア抜き取り圧縮試験　・ 行う ◉ 行わない
5）マスコンクリートのひび割れ照査（温度応力解析）　・ 行う ◉ 行わない
6）単位水量測定　・ 行う ◉ 行わない

6－5　調合　（補正値は工事費に含む）
計画供用期間の級（　）は耐久設計基準強度Ｆｄ
・ 短期（１８） ・ 標準（２４） ・ 長期（３０） ・ 超長期（３６）
調合管理強度　Ｆｍ＝Ｍａｘ（Ｆｃ，Ｆｄ）＋Ｓ　　Ｓ＝３～６
材齢２８日の調合強度Ｆは下記の両式を満足するものとする。
Ｆ≧Ｆｍ＋１．７３σ　　Ｆ≧０．８５Ｆｃ＋３σ

6－6　せき板及び支柱の存置期間（普通ポルトランドセメントの場合）

		基礎，梁側，柱，壁	スラブ下	梁　下
コンクリートの材齢による場合	１５ ℃以上	３ 日	１７ 日	２８ 日
	５ ℃以上	５ 日	２５ 日	
	０ ℃以上	８ 日	２８ 日	
圧縮試験による場合		5N／mm²	注）0.85Fc≧12N/mm²	注）設計基準強度

注）かつ、施工中の荷重及び外力について、構造計算により安全が確認されるまで。

6－7　住宅性能表示
劣化等級　・ 等級２　・ 等級３
劣化等級２又は３を指定する場合は、鉄筋コンクリート構造配筋標準図（１）２－７かぶり厚さ
が変わる為、かぶりを訂正又は、設計図に明示する。

6－8　Ｆｃ３６を超える場合は高強度コンクリートとし、仕様は別記特記仕様書（ＪＡＳＳ５等）による。

§７　鉄骨工事

7－1　材種及び使用箇所

規格名称	鋼　材　名	柱	通しダイア	内ダイア	大梁	ブレース	小梁他
一般構造用圧延鋼材	◉ SS400 ・		○		○		○
溶接構造用圧延鋼材	・ SM400A ・ SM490A						
建築構造用圧延鋼材	・ SN400A ・						
	・ SN400B ・ SN490B						
	・ SN400C ・ SN490C						
一般構造用角形鋼管	◉ STKR400 ・ STKR490	○					
冷間成形角形鋼管	・ BCR295 ・						
	・ BCP235 ・ BCP325						
熱間成形角形鋼管	・ SHC400B ・ SHC400C						
	・ SHC490B ・ SHC490C						
一般構造用炭素鋼管	・ STK400 ・ STK490						
	・ STKN400 ・ STKN490						
一般構造用軽量形鋼	◉ SSC400 ・						○
建築構造用圧延棒鋼	◉ SNR400					○	

7－2　高力ボルト

高力ボルトの種類	使用箇所
トルシア形高力ボルト　◉ S10T	全般
ＪＩＳ形高力ボルト　・ F10T	トルシア形が使用できない部分
溶融亜鉛メッキ高力ボルト　・ F8T	母材が亜鉛メッキされている部分
超高力ボルト　・ S14T	屋内環境

7－3　普通ボルト，アンカーボルト
1）　材質　◉ SS400　・ SS490（Ｍ以上）
・ ABR400　・ ABR490　・ ABM400　・ ABM490（ABMはM24以上）
2）　大臣認定柱脚（メーカー仕様による）　・ 使用する　◉ 使用しない

7－4　頭付きスタッド

径	長　さ（mm）	使用箇所
16 φ	・ 80 ・100 ・120 ・150 ・	
19 φ	・ 80 ・100 ・120 ・150 ・	
22 φ	・100 ・120 ・150 ・ ・	

7－5　溶接材料
1）アーク溶接に使用する溶接棒，ワイヤ及びフラックスは母材の種類，寸法，及び溶接条件に相応したものを選定する。
2）ガスシールドアーク溶接に使用するシールドガスは溶接に相応したものとする。

7－6　スカラップ形状　・ ノンスカラップ工法　◉ スカラップ工法

7－7　継手

	柱		梁	
フランジ	・ 高力ボルト	・ 現場溶接	◉ 高力ボルト	・ 現場溶接
ウェブ	・ 高力ボルト	・ 現場溶接	◉ 高力ボルト	・ 現場溶接

7－8　溶接手法及び管理
1）　使用する溶接ワイヤー、入熱量及びパス間温度等の仕様については鉄建協又は全構協の仕様で、専任の溶接施工管理技術者により管理を行うこと。
2）　完全溶け込み溶接はAW検定の有資格者が行うとする指定を　◉行う ・行わない
3）　本工事で代替タブを使用する場合は、代替タブ溶接技術者技量検定付加試験を　◉行う ・行わない
但し、代替えタブのAW検定有資格者は技量検定付加試験を免除する。

7－9　デッキプレート　（単位 ｍｍ）
1）　床用　高さ ・　板厚 ・
2）　合成スラブ用　高さ ・　板厚 ・
3）　型枠用　高さ ・　板厚 ・　形版
4）　防錆処理　・ プライマー ・ 亜鉛メッキ ・ Ｚ１２ ・ Ｚ２７

7－10　塗装（工場塗 ◉ ２回 ・１回、現場タッチアップ程度とする）
1）　素地調整　◉ ケレン ・ ブラスト
2）　下塗り用塗料

適用 屋外	適用 室内	塗　料		種　別		標準膜厚
	◉	鉛，クロムフリー錆び止め	JISK5674	◉ １種	・ ２種	30μm
	・	水系さび止めペイント	JASS18 M-111			30μm
・		変性エポキシ樹脂プライマー	JASS18 M-109	・ １種	・ ２種	40μm
・		有機ジンクリッチプライマー	JISK5552		・ ２種	15μm
・		構造物用さび止めペイント	JISK5551	A種		30μm

3）　溶融亜鉛メッキ　・ 行う　◉ 行わない
4）　常温亜鉛メッキ　・ 行う　◉ 行わない
5）　高耐食メッキ鋼板（ｔ３．２ｍｍ以下）　・ 用いる　◉ 用いない

7－11　溶接部の検査（受入検査）　◉ 行う　・ 行わない
1）受入検査を行う第三者検査機関は、建築主、設計者、工事監理者又は工事施工者（元請）との直接契約による。
2）第三者検査機関は（一社）日本溶接協会によるＣＩＷ検査事業者認定種別における超音波探傷検査部門の認定を取得した事業者とし、当該工事の鉄骨製作工場の社内検査を行っていない事業者とする。
3）受入検査は目視による外観検査と超音波探傷検査とし、社内検査完了後に行う。
4）外観検査の合否判定は国土交通省告示１４６４号による。ただし告示に定めのないものは日本建築学会「ＪＡＳＳ６ 鉄骨工事 ２０１８ 付則６． 鉄骨精度検査基準」の限界許容差による。
5）超音波探傷検査は日本建築学会「鋼構造建築溶接部の超音波探傷検査規準・同解説」２０１８により、合否判定は７．２．１級を考慮しない溶接部のうち、引張応力が作用する溶接部の項を適用する。
6）溶接箇所数の数え方は「ＪＡＳＳ６ 鉄骨工事 ２０１８」表１０．１溶接箇所数の数え方による。
7）受入検査の抜取り方法及び抜取り率は以下による。
ａ）工場溶接の場合
１．検査ロットは各節、各工区毎に溶接箇所３００箇所以内で構成する。
２．抜取り数は各ロット毎に３０箇所をランダムにサンプリングする。
３．大きさ３０個のサンプル中の不適合個数が１個以下のときはロットを合格とし、４個以上のときはロットを不合格とする。ただし、サンプル中の不適合数が１個を超え４個未満のときは、同じロットからさらに３０個のサンプルを抜取検査する。続き１６０個のサンプルについての不適合個数の合計が４個以下のときはロットを合格とし、５個以上のときはロットを不合格とする。
ｂ）現場溶接の場合
１．全数検査とする。
8）検査により不合格と判定された溶接部はすべて補修を行い、再検査して合格とならねばならない。
9）ずれ・食い違いの補修方法は、独立行政法人　建築研究所監修「突き合せ鋼板の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」等を参考にする。

7－12　鉄骨製作工場　下記の日のグレード認定工場の内、納期・製作能力・鉄骨数量を勘案して工場選択のこと

国土交通省大臣認定（グレード）						
S	H	M	Ⓡ	J		

§８　コンクリートブロック・ＡＬＣパネル・押出成形セメント板・ＰＣａ板工事

8－1　コンクリートブロック
1）種類　・ Ａ種　・ Ｂ種　・ Ｃ種
2）厚さ ｍｍ ・100 ・120 ・150 ・ 190

8－2　ＡＬＣパネル
1）使用箇所　・ 床　・ 屋根　・ 外壁　・ 内壁
2）厚さ ｍｍ ・75（80） ・100 ・125 ・150 ・175
3）外壁取り付け構法

方　向	構　法	使用箇所	備　考
縦	・ ロッキング構法		
横	・ アンカー構法		

8－3　押出成形セメント板
外壁取付構法及び厚さ ｍｍ ・100 ・

方　向	構　法	使用箇所	備　考
縦	・ ロッキング構法		
横	・ スライド構法		

8－4　ＰＣａ板
1）床及び屋根　・ 床　・ 屋根
・ ＰＣａ板単独 厚さ ｍｍ ・ ・
・ 合成板

ＰＣａ板厚さ ｍｍ	現場打厚さ ｍｍ	合計厚さ ｍｍ	備　考

2）外壁　厚さ　ｍｍ　・　・

その他事項
(1)梁主筋・スターラップ・柱脚アンカーボルトのかぶり厚さについては、S-02：鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1) 2-7 かぶり厚さ以上を確保する事とする。
(2)重要度係数は、I=1.25（Ⅰ類）とする。

一級建築士登録　第229283号
構造設計一級建築士 第 2364号　今西晋作

記事

業務名称	工事名称	設計年月
相楽広域行政組合新庁舎基本・実施設計業務	相楽広域行政組合新庁舎新築工事	令和8年3月

株式会社 綜企画設計　京都支店　一級建築士事務所 京都府知事登録（07A）第00523号　管理建築士 一級建築士（大臣）第331194号 三浦 光寛

甲　・　・

図面名称	縮尺	図面番号
構造特記仕様書		S－01

機械設備工事特記仕様書　No. 1

【工事概要】

1　工事場所　　京都府木津川市木津上戸地内

2　建物概要

建物名	構造	階数	延床面積（㎡）	消防法令別表第一	耐震安全性の分類	備考
庁舎、診療所	軽量鉄骨造	2 階	392．85㎡	16項（イ）	○甲　●乙	新営
					○甲　○乙	
					○甲　○乙	
					○甲　○乙	

3　工事科目　　●印をついたものを適用し、各一式とする。

工事科目＼建物名	庁舎、診療所			
空気調和設備	●	○	○	○
換気設備	●	○	○	○
排煙設備	○	○	○	○
自動制御設備	○	○	○	○
衛生器具設備	●	○	○	○
給水設備	●	○	○	○
排水設備	●	○	○	○
給湯設備	●	○	○	○
消火設備	○	○	○	○
ガス設備	○	○	○	○
さく井設備	○	○	○	○
厨房機器設備	○	○	○	○
浄化槽設備	●	○	○	○
医療ガス設備	○	○	○	○
撤去工事	○	○	○	○

【特記事項】

1　一般事項

1）特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和７年版」（以下、「標準仕様書」という。）、「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）令和７年版」（以下「標準図」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和７年版」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。

2）工事種目に電気設備工事及び建築工事を含む場合、その仕様は当該図面及び各工事の標準仕様書による。

2　特記事項

項目及び特記事項は、●印をついたものを本工事に適用する。ただし、●印のない場合は、※印を適用する。

章	項目	特記事項
一般事項	※設備機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するものまたは、これらと同等のものとする。 ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 また、〔グ〕印は「京都府庁グリーン調達方針♣」(以下、「グリーン調達」という。)の特定調達品目を示す。 ◆京都府ホームページ参照　<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/kankyo.html>
	※機材の承諾	機材の承諾に際しては、原則として国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課営繕技術管理室監修の機械設備工事機材承諾図様式集（最新版）によるものとする。
	※機材の品質 ・性能証明	使用する機材が、（一社）公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿（最新版）」による場合は、評価書の写しをもって、標準仕様書第１編第１章第４節１．４．２（３）の品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略することができる。 ただし、標準仕様書に規定される製作図・試験成績書等は除く。
	※現場代理人	本工事の施工に当たっては、工事請負契約書第１０条に基づく現場代理人は、主任技術者又は監理技術者と同様、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者を選任する。
	※電気保安技術者	※適用する　　○適用しない
	○技能士（一級）	※配管（配管工事） ●建築板金（ダクト製作及び取付け）　●冷凍空気調和機器施工
	※工事用電力・水その他	本工事に必要な工事用電力・水などの費用は、引渡し時まですべて受注者の負担とする。
	※官公署への手続き	官公署等への手続きは速やかに行い、それに要する費用は、すべて受注者の負担とする。
	※工事用仮設物	構内につくることが　※できる　　○できない
	※足場・作業構台	別契約の関係者・受注者が定置したものは、無償で使用できる。
	※監督職員事務所	※設置しない　　○設置する　（○本工事　　○別途）
	※監督職員事務所に備え付ける図書	下記の図書を監督職員事務所に備え付ける。 ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）　・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） ・機械設備工事監理指針　・機械設備工事施工チェックシート ・建築設備耐震設計施工指針　・工事写真撮影ガイドブック機械設備工事 ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
	※建設副産物の処理及び建設発生土の処理	○建設副産物の処理　右記のほか、現場説明書による。 ○引渡しを要するもの　【　　】 ○再生資源利用を図るもの【　　】 ○特別管理産業廃棄物 ○ＰＣＢ使用機器　○臭化リチウム　○
		●建設発生土の処理　右記のほか、現場説明書による。 ●構外指定地に搬出処理　※（一財）城陽山砂利採取地整備公社　○ ○構内指示場所に敷き均し
		再生資源利用（促進）計画・実施書の提出 詳細は現場説明書による。
		1）「建設発生土処理計画書」及び「建設副産物等処理計画書」を監督職員に提出する。 2）関係法令等に従い、適正に廃棄物等を処理し、「建設発生土処理報告書」及び「建設副産物処理報告書」により監督職員に報告する。 3）冷媒については関係法令に従い適切に破壊処分を行う（家電リサイクル法対象機器を除く）。 （積算：※本工事　○別途、　処分費：※本工事　○別途、　運搬費：※本工事　○別途）
		○アスベストの処理等（以下のほか、現場説明書による。） 1）次の資機材のアスベスト含有の有無は以下による。 ○ダクトパッキン　○含有　○不含　○要調査（分析資料数：　） ○配管エルボ部保温材　○含有　○不含　○要調査（分析資料数：　） ○煙道の断熱材　○含有　○不含　○要調査（分析資料数：　） ○アスベスト成形板　○含有　○不含　○要調査（分析資料数：　） アスベスト成形板の処理等 施工調査　アスベスト成形板の撤去に当たり、あらかじめ事前の施工調査を次の事項について行う。調査結果は図面により記録し監督職員に提出する。 ・アスベスト成形板使用部位の確認・アスベスト成形板の種別、厚さ等の確認 ・アスベスト成形板使用数量の確認・施工範囲等の確認 確認範囲　※成形板の製造年等の確認　○X線解析法 2）アスベスト含有調査は以下のとおりとする。 （ただし、調査費用は　※本工事　○別途　とする。） ※ＪＩＳ　Ａ　１４８１－２「建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第２部試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法」又はＪＩＳ　Ａ１４８１－３「建材製品中のアスベスト含有方法－第３部：アスベスト含有率の　Ｘ　線回折定量分析方法」による。 3）アスベスト含有資機材は関係法令に従い適切に処理する。 調査の結果アスベスト含有が確認された場合の処理方法は監督職員との協議による。

章	項目	特記事項
一般事項	※工事関係書類	営繕工事契約関係書類提出書類書式集♣　一覧表により提出。 ◆京都府ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ参照　<http://www.pref.kyoto.jp/eizen/index.html>
	※履行報告	月報　※２部　○３部　　毎月末に〆め、翌月の５日までに提出する。
	※工事写真	1）国土交通省大臣官房官庁営繕部「営繕工事写真撮影要領（最新版）」による。 2）工事完成時、整理の上、１部提出する。 3）小黒板情報電子化については、現場説明書による。
	※完成図書	名称 / 内容 / 大きさ / 部数 ○完成図　金文字製本　A４版　1部 ●完成図　●青貼り製本（　A2版）　○A４ファイル止め　2部 ●施工図　●青貼り製本（　A2版）　○A４ファイル止め　2部 ●機器完成図等　機器製作図　ファイル止め　A４版　2部 保守指導案内書（機器取扱説明書を含む） 機器性能試験成績書・保証書・施工の試験成績書 ●諸官庁提出書類　副　本　1式 ●原図　完成図　1部 ○完成写真　アルバム綴り　2部 電子納品については、現場説明書による。
	※著作権等	当該建物において取得する、施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。
	※付属品及び予備品	標準仕様書によるほか、別表１による。
	※総合試運転調整 （測定結果は報告書にて提出）	●風量調整（測定共）　●水量調整（測定共）　●室内外空気の温湿度測定 ○室内気流及びじんあいの測定　●騒音の測定 ○飲料水の水質の測定（○項目）　○雑用水の水質の測定（○項目）
共通事項	●耐震施工	1）設備機器の固定は、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針２０１４年版」により計算を行い、監督職員に報告し承諾を得る。 2）下記の設計用水平震度（ＫＨ）により、機器製作固定を行う。 設置場所 / ●特定の施設 重要機器 / ●特定の施設 一般機器 / ○一般の施設 重要機器 / ○一般の施設 一般機器 上層階、屋上及び塔屋　2.0（2.0）　1.5（2.0）　1.5（2.0）　1.0（1.5） 中間階　1.5（1.5）　1.0（1.5）　1.0（1.5）　0.6（1.0） １階及び地下階　1.0（1.0）　0.6（1.0）　0.6（1.0）　0.4（0.6） 設置場所 / ○特定の施設 水槽 / ○一般の施設 水槽 上層階、屋上及び塔屋　2.0　1.5 中間階　1.5　1.0 １階及び地下階　1.5　1.0 注１　耐震安全性の分類が甲類の建物は特定の施設を、乙類の建物は一般の施設を適用する。屋外に設置する機器は建物の耐震安全性の分類に準じる。ただし、敷地内に甲類の建物と乙類の建物が混在する場合は、特定の施設を適用する。 注２　（　）内の数値は、防震支持の機器の場合に適用する。 注３　設計用鉛直震度は、設計用水平震度の１／２とする。 注４　上層階の定義は、６階建以下の場合は最上階、７～９階建の場合は上階２階。 注５　重要機器（水槽類）は、下記に示すものとする。（水槽類にはオイルタンク等を含む。） 【　　】 注６　「建築設備耐震設計・施工指針（２０１４年版）」による形鋼振れ止め支持を行う場合は、Ｓ$_A$種とする。ただし、取付け金物については標準図に準ずる。
	●一般用弁	標準仕様書第２編２．２．１（ア）～（シ）によるほか、下記による。 1）水道直結部及び図面特記部の耐圧は１０Ｋ、その他は５Ｋ以上とする。 2）給水・給湯用の青銅製弁は、給水用青銅弁を使用する。
	●フレキブルジョイント	機器廻りに取付けるフレキシブルジョイントは、鋼板に対してはベローズ形、ＦＲＰに対しては合成ゴム製とする。
	●鋼管用伸縮管継手	●ベローズ形　○スリーブ形
	○溶接接合	溶接部の非破壊検査は、 ○適用しない ○適用する（○放射線透過検査　○浸透深傷検査又は磁粉深傷検査）
	●地中埋設標及び埋設表示用テープ	1）給水管　地中埋設標（●要　○不要）　埋設表示用テープ（●要　○不要） 2）消火管　地中埋設標（○要　○不要）　埋設表示用テープ（○要　○不要） 3）ガス管　地中埋設標（○要　○不要）　埋設表示用テープ（○要　○不要） 4）油管　地中埋設標（○要　○不要）　埋設表示用テープ（○要　○不要） 5）ブライン管　地中埋設標（○要　○不要）　埋設表示用テープ（○要　○不要） 用途表示のあるテープ（幅は１５０ｍｍ以上）で、２倍長以上重ね合わせで使用する。
	○防食処理	地中配管の排水用塩ビライニング鋼管は、防食処置を行う。
	●保温	1）保温材の仕様は、下記による。 給水管・排水管　●ポリスチレンフォーム保温材　○ 排煙ダクト・煙道、排気筒　○ロックウール保温材　○ その他　○グラスウール保温材　○ 2）鋼板製タンクの保温　○必要　○不要 3）保温を施す膨張タンク等の蓋の保温　○必要　○不要 4）エア抜管の保温厚は２０ｍｍとし、仕様は当該配管の項に準ずる。また、保温を行う範囲はエア抜弁までとする。 5）露出配管の保温外装種別は、下記による。 ・屋内　●合成樹脂カバー１　○合成樹脂カバー２　○ ・屋外　●ステンレス鋼板　○ 6）弁、ストレーナ等の金属製カバー外装種別は、下記による。 ・屋内　○カラー亜鉛鉄板　○ステンレス鋼板　○ ・屋外　○カラー亜鉛鉄板　○ステンレス鋼板　○ 7）車庫内のダクト及び配管の保温は、機械室による。 8）合成樹脂製支持受　●硬質ウレタンフォームに準ずるもの ○ビーズ法ポリスチレンフォームに準ずるもの
	●塗装 （露出施工部）	標準仕様書によるほか、下記により塗装（指定色）を行う。ただし、保温を行うものは除く。 ●屋外（●ダクト　●配管）　●屋内居室（●ダクト　●配管）　●廊下（●ダクト　●配管） ○屋内ＰＳ・ＥＰＳ（○ダクト　○配管）　●屋内機械室・電気室（●ダクト　●配管）
	●吹出口及び吸込口ボックス	ボックスの材質について、特記がない場合は亜鉛鉄板製とする。ただし、グラスウール製とする場合はＪＩＳ　Ａ　４００９（空気調和及び換気設備用ダクトの構成部材）によるものとし、厚さ０．６ｍｍ以上の亜鉛鉄板で補強を施したものとする。 ボックスの吊りは３点支持を標準とし、これによらない場合は監督職員との協議による。
	○ｽﾃﾝﾚｽ製ﾀﾞｸﾄの板厚	ステンレス製ダクトの板厚は　ＪＩＳ　Ａ　４００９　２０１７による
	○ボックス	ＰＦ管で配管する場合は、樹脂製ボックスを使用する。
	●容量等の表示	機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。ただし、電動機の出力、燃料消費量及び圧力損失は、表示された数値以下とする。
	●誘導電動機	電動機出力が０．７５ｋＷ以上の低圧三相かご形誘導電動機の規格は、ＪＩＳ　Ｃ　４２１３（低圧三相かご形誘導電動機－低圧トップランナーモータ）による。
	○開放形膨張タンク等	開放形膨張タンク、補給水タンク及び消火用充水タンクの材質は次による ○鋼板製　○ステンレス鋼板製
	●電線及び電線管	電線及び電線管については標準仕様書第４編第１章第５節による

章	項目	特記事項				
共通事項	○はつり及び穴開け	1）既存のコンクリート床・壁等の配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターを使用する。 2）復旧はモルタル補修までとする。				
	●インサート及びアンカー	あと施工アンカー等を行う場合は、改修標準仕様書第２編第５章による。 施工後確認試験　○行う（国土交通省大臣官房官庁営繕部の公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和４年版）８章１２節８．１２．７による。） ●行わない				
	○防煙ダンパー及び防火防煙ダンパー	復帰方式は　※遠方復帰式　（電気式（定格入力　ＤＣ２４Ｖ　０．６Ａ以下）） ○手動復帰式				
	○消音内貼	ダクト及びチャンバー、消音エルボの内貼り（箇所図示）は下記による。 ・消音内貼り部分の外部保温は　※不要　○必要 ・チャンバーの寸法は、外形寸法を示す。 （ただし、ダクト及び消音エルボは、内形寸法を示す。） ・点検口は内貼り仕様又は断熱戸とする。				
	○ドレン抜き	外壁に面するガラリに直接取付けるチャンバー類に必要に応じ設ける。				
	○取付枠	防火区画部に取付ける吹出口、吸込口等で取付枠を必要とするものは鋼枠を使用する。				
	●機器の基礎	アンカーボルト及びナットは、下記による。 ・屋外、多湿室等　（○溶融亜鉛めっき２種３５　●ステンレス鋼製（ＳＵＳ３０４）） ・その他　（●一般品　○　　） ●機器側の材質がＳＵＳ製の場合は、ＳＵＳ製とする。				
	○防火区画	○平面図　○図示　○				
	○掲示板	機械室に操作順序、注意事項、連絡先及び系統図などを画いた掲示板を設ける。				
	●天井仕上区分	（　　）書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。				
	○給油設備	オイルタンク　○地下　○屋内				
		遠隔油量指示計　○設ける　○設けない				
		副指示計　○設ける　○設けない				
		オイルサービスタンク　油面計　○ゲージ式　○ガラス管式 油面制御装置の機能は下記による。 ○給油ポンプの起動、停止制御用 ○返油ポンプの起動、停止制御用 ○満油警報 ○遠隔警報（○減油　○満減油）				
		油管（露出、トラフ内）　○配管用炭素鋼鋼管（黒）　○				
		油管（地中）　○ポリエチレン被覆鋼管　○				
	●建物導入部配管	●標準図　施工４（α）　（●フレキシブルジョイント　○埋設用フレキシブルジョイント） ○標準図　施工５（ｂ）　（ポールジョイント） ○標準図　施工５（ｃ）　（スリークッション）				
	●鋼材	屋外露出部分　○溶融亜鉛めっき２種３５ ●ステンレス鋼製（ＳＵＳ３０４）				
	○制御及び操作盤	構成　○進相コンデンサー ○運転時間計				
		表示等　○運転（赤色）及び停止（緑色）表示 ○保護継電器の動作表示				
		接点及び端子　○遠方発停用端子 ○湿度調節器用端子 ○運転時間表示用端子 ○温水出入口温度用端子 ○冷水出入口温度用端子 ○消費電力量表示用端子（ボイラーの場合、小型貫流ボイラーに適用） ○給水量表示用端子（ボイラーの場合、小型貫流ボイラーに適用） ○燃料消費量表示用端子（ボイラーの場合、小型貫流ボイラーに適用）				
空気調和設備	●主方式	○全空気方式（○中央　○各階ユニット） ○ファンコイル・ダクト併用方式　●個別方式				
	●主要熱源機器	○吸収冷温水機　○チリングユニット　○空気熱源ヒートポンプユニット ●空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和機（●ＥＨＰ　○ＧＨＰ　○　　） ○				
	●設計時の温湿度条件	場所 / 屋外 時期 / 屋外 温度（ＤＢ） / 屋外 湿度（ＲＨ） / 屋内（調整目標値） 一般居室 温度（ＤＢ） / 屋内（調整目標値） 一般居室 湿度（ＲＨ） / 屋内（調整目標値） ℃ / 屋内（調整目標値） % 冬期　0.5 ℃　50.5 %　19.0 ℃　40.0 %　℃　% 夏期　36.1℃　64.7 %　27.0 ℃　50.0 %　℃　%				
	○長方形ダクトの工法	○アングルフランジ工法 ○コーナーボルト工法（○共板フランジ工法　○スライドオンフランジ工法）				
	○ダクトの分岐方法	○剣はね工法　○直付け工法				
	●配管材料 （図面特記部分は除く）	冷温水管　○配管用炭素鋼鋼管（白）○一般配管用ステンレス鋼鋼管（ＳＵＳ３０４）				
		冷却水管　○配管用炭素鋼鋼管（白） ○硬質塩化ビニルライニング鋼管　（ＳＧＰ－ＶＡ、ＳＧＰ－ＦＶＡ）				
		ドレン管　○配管用炭素鋼鋼管（白）（○ねじ接合　○ＭＤジョイント） ○水配管用亜鉛めっき鋼管 ●硬質ポリ塩化ビニル管（ＶＰ） ○リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（ＲＦ－ＶＰ）				
		蒸気配管　給気管　○配管用炭素鋼鋼管（黒）　○				
		蒸気配管　還管　○圧力配管用炭素鋼鋼管（黒）　○				
		補給水管　○配管用炭素鋼鋼管（白）　○				
		膨張管　○配管用炭素鋼鋼管（白）　○				
		エア抜管　○配管用炭素鋼鋼管（白）　○				
		加湿給水管　○硬質塩化ビニルライニング鋼管　（ＳＧＰ－ＶＡ、ＳＧＰ－ＦＶＡ） ○一般配管用ステンレス鋼鋼管（ＳＵＳ３０４）				
		冷媒管　○銅管　●断熱材被覆銅管（ガス管：ハイグレード仕様） ○パッケージ形空気調和機の２次側電気配管配線の仕様は製造者の標準仕様とする。				
	○温度計	○工業用バイメタル式温度計 ○ガラス製棒状温度計　○ガラス製二重管温度計				
	○定風量ユニット 変風量ユニット	○メカニカル形 ○風速センサー形　（○プロペラ形センサー　○熱線センサー）				
	○カセット形ファンコイルユニット	風量分配ダクト　○結露防止掛置を施した亜鉛鉄板製 ○自己消火性のポリスチレンフォーム				
	○ボイラー燃焼制御方式	○オン・オフ制御式（○直接始動式　○低燃焼始動式） ○ハイ・ロー・オフ制御式　○比例制御式				
	○遠心・スクリュー冷凍機	電動機盤　○進相コンデンサー　（○要　○不要　）				
	○吸収冷温水機	排熱投入型再生器　○有り　○無し				
	○高温再生器の構造	※図面による。				
	○コージェネレーション装置	発電方式　○原動機、発電機　○燃料電池				
		熱回収装置　○温水熱交換器　○排ガスボイラー　○排ガス熱交換器 ○熱回収用ポンプ　○その他				
		その他装置等　○補機附属制御装置　○冷却塔（放熱用）　○				
	○集中管理リモコン	表示機能　○屋外機吸込温度　○空調エネルギー使用量按分　○運転時間積算 ○室内温度				
		データー管理機能　○屋外機吸込温度　○空調エネルギー使用量按分　○運転時間積算 ○室内温度				
		○外部記憶媒体への出力機能				

記事

業務名称	相楽広域行政組合新庁舎基本・実施設計業務	工事名称	相楽広域行政組合新庁舎新築工事	設計年月	令和 8年 3月
株式会社 綠企画設計　京都支店　一級建築士事務所 京都府知事登録（07A）第00523号　管理建築士 一級建築士（大臣）第331194号 三浦 光寛	印　・　・	図面名称	機械設備工事 特記仕様書(1)	縮尺 A2 －　A3 －	図面番号 M－ 01

機械設備工事特記仕様書　No.2

章	項目	特記事項
空気調和設備	○鋼板製煙道（ボイラー）	厚さ　○3.2mm　○4.5mm
		○ばい煙濃度計の取付座　○ばいじん量測定口 ○伸縮継手　○掃除口
	○ばい煙濃度計（ボイラー）	＊送風機付き　○送風機なし （電源は熱源機器付属制御盤より取出し、配管配線共本工事に含む）
	○瞬間流量計	○固定形　個 ○脱着可能型　（測定用タッピング　個　本体　個）
	●保温（図面特記部分は除く）	1）冷媒管の保温外装は下記による。 ・屋内　隠ぺい部　●不要　○必要 露出部　●保温化粧ケース（塩化ビニル樹脂製） ○ ・屋外　●ステンレス鋼板 ○保温化粧ケース　（○樹脂製　○アルミ合金製 ○ステンレス鋼板製　○溶融亜鉛メッキ鋼板製） ・保温化粧ケースの下部カバー　○必要　○不要 2）ファンコイルユニット等のドレン管の保温は、給排水設備工事の排水管による。 3）加湿用給水水槽の保温は膨張タンクに準ずる。 4）トラフ内の油管はプラスチックテープ1／2重ね1回巻きとする。
換気設備	●ダクトの工法	○アングルフランジ工法 ○コーナーボルト工法（○共板フランジ工法　○スライドオンフランジ工法） ●スパイラルダクト
	○ダクトの分岐方法	給気ダクト　○割込み工法　○直付け工法 排気ダクト　○割込み工法　○直付け工法
	○厨房排気ダクトの板厚	厨房排気ダクトは亜鉛鉄板製とし、板厚は下記による。 ダクトの長辺 / 板厚 450mm以下 / 0.6mm 450mmを超え1200mm以下 / 0.8mm 1200mmを超え1800mm以下 / 1.0mm 1800mmを超えるもの / 1.2mm
	○排気フード	1）排気フードの補強・支持金物・接合剤等は、亜鉛鉄板製ダクトの当該事項によるものとし、材質は下記による。 ＊ステンレス鋼板（補強共） 2）排気フード廻りに取付ける幕板は、上記フードと同材質とする。 ○本工事　○別途工事 3）グリスフィルターの予備　○不要　○必要
	●保温	浴室・厨房（多湿箇所）の外気取入ダクトの保温　●不要　○必要 外気取入ダクトの保温（空調を行っている室について）　○不要　●必要 全熱交換器までの外気取入ダクトの保温（空調を行っている室について）　○不要　●必要 全熱交換器以降の外気取入ダクトの保温（空調を行っている室について）　○不要　●必要 保温を行う場合の仕様は標準仕様書第2編第3章第1節による。
排煙設備	○排煙対象部分	○廊下　○事務室　○図示　○最大面積　m2
	○ダクトの種別	○高圧1ダクト　○高圧2ダクト
	○ダクトの工法	○アングルフランジ工法
	○ダクトの材料	＊亜鉛鉄板製　○鋼板製（1.5mm以上）
	○排煙口	1）形　状　○スリットフェース形　○パネル形　○ダンパー形 2）排煙口の開放　○手動　（○機械式　○電気式）　○煙感知器連動 3）復帰装置　○手元復帰式（○手動式　○電気式）　○遠方復帰式 4）ダンパー本体及び操作箱との渡り配線は本工事とし、それ以降の制御配管配線は別途工事とする。
	○保温	床下及び暗渠内の保温　＊不要　○必要（図示）
自動制御設備		＊図面による。
衛生器具設備	●小便器用節水装置	電気供給方式　●AC電源　○乾電池　●自己発電
	●自動水栓	電気供給方式　●AC電源　○乾電池　●自己発電 手動スイッチ　●無し　○　有り
	●大便器用洗浄弁	操作方法　●手動式 ○電気開閉式　（○センサー式　○タッチスイッチ式）
	●水石けん入れ	●手洗器一体型　○手洗器分離型　○
	●車椅子使用者用器具	1）大便器用洗浄弁　○センサー式　●タッチスイッチ式　○レバー式 2）洗面器の水栓は自動水栓とする。
給水設備	●給水方式	●水道直結方式　○高置タンク方式　○水道直結増圧方式（水道用直結加圧形ポンプユニット） ○ポンプ直送方式（小型給水ポンプユニット）
	●配管材料（図面特記部分は除く）	屋内配管　○一般配管用ステンレス鋼鋼管（SUS304） （呼び径60Su以下は拡管式、呼び径75Su以上は溶接接合） ●水道用硬質ポリ塩化ビニル管（HIVP） ○ポリエチレン粉体ライニング鋼管（SGP-PA、SGP-FPA） ○硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-VA、SGP-FVA） ○
		地中配管［屋内］　○一般配管用ステンレス鋼鋼管（SUS316） （呼び径60Su以下は拡管式、呼び径75Su以上は溶接接合） ○水道用ポリエチレン二層管（50A以下）（＊1種　○2種） （接合方法　＊メカニカル　○電気融着） ●水道用硬質ポリ塩化ビニル管（HIVP） ○ポリエチレン粉体ライニング鋼管（SGP-PD、SGP-FPD） ○硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-VD、SGP-FVD） ○
		地中配管［屋外］　○一般配管用ステンレス鋼鋼管（SUS316） （呼び径60Su以下は拡管式、呼び径75Su以上は溶接接合） ○水道用ポリエチレン二層管（50A以下）（＊1種　○2種） （接合方法　＊メカニカル　○電気融着） ●水道用硬質ポリ塩化ビニル管（HIVP） ○ポリエチレン粉体ライニング鋼管（SGP-PD、SGP-FPD） ○硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-VD、SGP-FVD） ○
	●緊急遮断弁装置	○必要　●不要
		駆動方式　○電気式　○機械式
	●量水器	●現地表示式（直読式） ○遠隔表示式（パルス式）

章	項目	特記事項
給水設備	○水栓柱	＊合成樹脂製（70×70×1300H） ○アルミニウム合金製（　）　○ステンレス鋼製（　） ○不凍水栓柱（　） 特記なき場合、水栓取付け高さは約600とする。
	●管の埋設深さ	1）一般敷地　●300mm　○ 2）構内車両通路　●600mm　○ 3）寒冷地では凍結深度以上とする。
	●埋戻し及び盛土	●良質土　○再生コンクリート砂　○山砂
	●加入金・負担金	○不要　●必要（●別途　○本工事）
	●本管引込工事	●本工事（●舗装本復旧まで　○舗装仮復旧まで）　○別途工事
排水設備	●排水方式	汚水と雑排水　［屋内］●分流式　○合流式 汚水・雑排水と雨水［屋外］●分流式　○合流式 ポンプアップ排水　○有り（○雑排水　○汚水　○雨水　○湧水　○浄化槽2次側） ●無し
	●放流先	汚水　○直放流下水管　●浄化槽　○ 雑排水　○直放流下水管　●浄化槽　○別途桝・側溝 雨水ポンプアップ排水　○直放流下水管　●雨水側溝　○雨水桝 湧水ポンプアップ排水　○直放流下水管　○雨水側溝　○雨水桝
	●配管材料（図面特記部分は除く）	屋内雑排水管　○水道用亜鉛めっき鋼管 ○配管用炭素鋼鋼管（白）（○ねじ接合　○MDジョイント） ○排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ●硬質ポリ塩化ビニル管（VP） ○リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF－VP） ○排水・通気用耐火二層管（VP） ○
		屋内汚水管　○排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ●硬質ポリ塩化ビニル管（VP） ○リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF－VP） ○排水・通気用耐火二層管（VP） ○
		通気管　○配管用炭素鋼鋼管（白）（○ねじ接合　○MDジョイント） ●硬質ポリ塩化ビニル管（VP） ○リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF－VP） ○排水・通気用耐火二層管（VP）
		地中配管［屋内］　●硬質ポリ塩化ビニル管（VP） ○リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管（RS－VU） ○
		地中配管［屋外］　●硬質ポリ塩化ビニル管（VP） ○リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管（RS－VU） ○
		鋼管類のポンプアップ排水用の配管は、硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP－VA、SGP－FVA）（地中配管はSGP－VD、SGP－FVD）とし、継手はフランジ接合とする。
	●負担金	●不要　○必要（○別途　○本工事）
	○本管接続工事	○本工事（○舗装本復旧まで　○舗装仮復旧まで）　○別途工事
給湯設備	●給湯方式	○中央式　●局部式
	●配管材料	○水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP－HVA） ○一般配管用ステンレス鋼管 ○鋼管（竪又は床埋設をする場合は、保温付被覆鋼管を使用してもよい。） ●被覆鋼管
	●保温	ガス湯沸器の排気筒の隔壁箇所の保温は、標準仕様書第2編3.1.5の表2.3.5による。
消火設備	○消火設備の種類	○屋内消火栓　○スプリンクラー ○泡消火　○不活性ガス消火（　） ○連結送水管　○
	○配管材料（図面特記部分は除く）	屋内配管　○配管用炭素鋼鋼管（白） ○圧力配管用炭素鋼鋼管（白　Sch　40） ○一般配管用ステンレス鋼鋼管
		地中配管［屋内］［屋外］○消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（SGP－VS） ○
	○保温	消火用充水タンクの保温を　○施工する（膨張タンクによる）　○施工しない 消火用呼水タンクの保温を　＊施工しない　○施工する（膨張タンクによる） 屋外露出管の保温を　○施工しない　○施工する（給水管の保温仕様に準ずる） 屋内露出管の保温を　○施工しない　○施工する（給水管の保温仕様に準ずる） トレンチ内の保温を　○施工しない　○施工する（給水管の保温仕様に準ずる）
ガス設備	○ガスの種類	○都市ガス　（発熱量　○45，000kJ/Nm3　○　KJ/Nm3） ○液化石油ガス（○50kg　本立　○20kg　本立）
	○ガスメーター	親メーター　○貸与品　○購入 子メーター　○購入　○貸与品 計量方式　（○実測式　○パルス式）
	○配管材料（図面特記部分は除く）	屋内配管　○配管用炭素鋼鋼管（白） ○
		地中配管［屋内］［屋外］○ポリエチレン被覆鋼管 ○ガス用ポリエチレン管 ○
		都市ガスの場合は、供給者仕様による。
	○地中配管の接合方法	○SGM工法　○ネジ工法　○PE管工法
	○ピット内施工法	○溶接工法
	○負担金	○不要　○必要（○別途　○本工事）
	○本管接続工事	○本工事（○舗装本復旧まで　○舗装仮復旧まで）　○別途工事
さく井設備	揚水井設備	
	○掘削工法	○パーカッション式　○ロータリー式　○ダウンザホールハンマ式　○回転振動式
	○孔口保護管	深度　（　）m
	○ケーシング材質	＊配管用炭素鋼鋼管（黒）　○配管用ステンレス鋼鋼管
	地中熱交換井設備	
	○掘削工法	○回転振動式　○ロータリー式　○ダウンザホールハンマ式 ○ロータリーパーカッション式
厨房機器設備		＊図面による。

章	項目	特記事項
浄化槽設備	●形式	○ユニット形　●現場施工形
	●処理方法	○小規模合併処理（図面による） ●合併処理（図面による）
医療ガス設備		＊図面による。

別表　1　付属品・予備品

○工具箱（ドライバー、モンキーレンチ、組スパナー、ハンマー）
○マンホールフック　○パイプレンチ　○ポンププライヤー　○ラバーカップ（大、小）
○イージーキャビネット　箱　○キーボックス
○盤類予備品（ランプ及びヒューズの100％）

記事

業務名称	相楽広域行政組合新庁舎基本・実施設計業務	工事名称	相楽広域行政組合新庁舎新築工事
設計年月	令和 8年 3月		
株式会社 綜企画設計 京都支店	一級建築士事務所 京都府知事登録(07A) 第00523号 管理建築士 一級建築士(大臣) 第331194号 三浦 光寛	印	・　・
図面名称	機械設備工事 特記仕様書(2)	縮尺	A2 － A3 －
図面番号	M－02		

電気設備工事特記仕様書　No. 1

【工事概要】

1　工事場所　　京都府木津川市上戸地内

2　建物概要

建　物　名	構　　造	階　　数	延床面積（ｍ２）	消防法令別表第一	耐震安全性の分類	備　　考
斤舎・診療所	軽量鉄骨	2	３９２．８５	16項(イ)	○甲　●乙	新営
					○甲　○乙	
					○甲　○乙	
					○甲　○乙	

3　工事科目　　●印をついたものを適用し、各一式とする。

工事科目＼建物名称	斤舎・診療所			
電灯設備	●	○	○	○
動力設備	●	○	○	○
雷保護設備	○	○	○	○
受変電設備	○	○	○	○
電力貯蔵設備	○	○	○	○
発電設備	●	○	○	○
構内情報通信網設備	●	○	○	○
構内交換設備	●	○	○	○
情報表示設備	○	○	○	○
映像・音響設備	○	○	○	○
拡声設備	○	○	○	○
誘導支援設備	●	○	○	○
テレビ共同受信設備	●	○	○	○
監視カメラ設備	●	○	○	○
駐車場管制設備	○	○	○	○
防犯・入退室管理設備	●	○	○	○
火災報知設備	●	○	○	○
中央監視制御設備	○	○	○	○
医療関係設備	○	○	○	○
	○	○	○	○
構内配電線路	●	○	○	○
構内通信線路	○	○	○	○
	○	○	○	○
電波障害調査	○	○	○	○
撤去工事	○	○	○	○

【特記事項】

1　一般事項

1）特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和７年版」（以下、「標準仕様書」という。）、「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和７年版」（以下、「標準図」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和７年版」による。

2）工事種目に機械設備工事及び建築工事を含む場合、その仕様は当該図面及び標準仕様書による。

2　特記事項

項目及び特記事項は、●印をついたものを本工事に適用する。ただし、●印のない場合は、※印を適用する。

章	項　　目	特　　記　　事　　項
一般事項	※設備機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するものまたは、これらと同等のものとする。 ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。また、（ｸﾞﾘｰﾝ）印は「京都府庁グリーン調達方針◆」（以下、「グリーン調達　」という。）の特定調達品目を示す。 ◆京都府ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ参照　<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/kankyo.html>
	※機材の品質・性能証明	使用する機材が、（一社）公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿（最新版）」による場合は、評価書の写しをもって、標準仕様書第１編第１章第４節１．４．２（２）の品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略することができる。 ただし、標準仕様書に規定される製作図・試験成績書等は除く。
	※現場代理人	本工事の施工に当たっては、請負契約書第１０条に規定する現場代理人は、主任技術者又は監理技術者と同様、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者を選任する。
	※電気工事士	契約電力５００ｋＷ以上の場合も、第１種電気工事士による施工を行う。
	※工事用電力・水その他	本工事に必要な工事用電力・水などの費用は、引き渡し時までですべて受注者の負担とする。
	※官公署への手続き	官公署等への手続きは速やかに行い、それに要する費用は、すべて受注者の負担とする。
	※工事用仮設物	構内につくることが　※できる　　○できない
	※足場・作業構台	別契約の関係者・受注者が定置したものは、無償で使用できる。
	※監督職員事務所	※設置しない　　○設置する　（○本工事　　○別途）
	※監督職員事務所に備え付ける図書	下記の図書を監督職員事務所に備え付ける。 ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）　・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） ・電気設備工事監理指針　・電気設備工事施工チェックシート ・建築設備耐震設計施工指針　・工事写真撮影ガイドブック電気設備工事 ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）　編（最新版）
	※建設副産物の処理及び建設発生土の処理	○建設副産物の処理　右記のほか、現場説明書による。　○引き渡しを要するもの【　　】　○再生資源利用を図るもの【　　】　○特別管理産業廃棄物　○ＰＣＢ使用機器　○ＳＦ６ガス使用機器　○
		●建設発生土処分　右記のほか、現場説明書による。　●構外指定地に搬出処理　※(一財)城陽山砂利採取地整備公社　○　／　○構内指示場所に敷き均し
		再生資源利用（促進）計画・実施書の提出 詳細は現場説明書による。
		1）「建設発生土処理計画書」及び「廃棄物処理計画書」を監督職員に提出する。 2）関係法令等に従い、適正に廃棄物等を処理し、「建設発生土処理計画書」及び「廃棄物処理報告書」により監督職員に報告する。
		○アスベスト成形板の処理等（以下のほか、現場説明書による。） 施工調査　アスベスト成形板の撤去に当たり、あらかじめ事前の施工調査を次の事項について行う。調査結果は図面により記載し監督職員に提出する。 ・アスベスト成形板使用部位の確認 ・アスベスト成形板の種別、厚さ等の確認 ・アスベスト成形板使用数量の確認 ・施工範囲等の確認 確認範囲　※成形板の製造年等の確認　○Ｘ線解析法 処理方法　※非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」に従いあらかじめ処理計画書を作成し、適切に解体処分等を行うこと。

章	項　　目	特　　記　　事　　項			
一般事項	※工事関係書類	営繕工事契約関係提出書類書式集◆一覧表により提出。 ◆京都府ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ参照 <http://www.pref.kyoto.jp/eizen/index.html>			
	※履行報告	月報　※２部　○３部　　毎月末にﾒめ、翌月の５日までに提出する。			
	※工事写真	1）国土交通省大臣官房官庁営繕部「営繕工事写真撮影要領（最新版）」による。 2）工事完成時、整理の上、１部提出する。 3）小黒板情報電子化については、現場説明書による。			
	※完成図書	名　　称	内　　容	大きさ	部　数
		○完成図	金文字製本	Ａ４版	１　部
		●完成図	●背貼り製本（　２版）　○Ａ４ファイル止め		２　部
		●施工図	○背貼り製本（　　版）　●Ａ４ファイル止め		２　部
		●機器完成図等	機器製作図　ファイル止め 保守指導案内書（機器取説書を含む） 機器性能試験成績書・保証書・施工の試験成績書	Ａ４版	２　部
		●諮官庁提出書類	副　　本		１　式
		●原図	完成図		１　部
		○完成写真	アルバム綴り		２　部
		電子納品については、現場説明書による。			
	※著作権等	当該建物において取得する、施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。			
	※付属品及び予備品	標準仕様書によるほか、別表１による。			
共通事項	●耐震施工	1）設備機器の固定は、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針２０１４年版」により計算を行い、監督職員に報告し承諾を得る。 2）下記の設計用水平震度（ＫＨ）により、機器製作固定を行う。			

設置場所	○特定の施設		●一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	2.0（2.0）	1.5（2.0）	1.5（2.0）	1.0（1.5）
中　　間　　階	1.5（1.5）	1.0（1.5）	1.0（1.5）	0.6（1.0）
１階及び地下階	1.0（1.0）	0.6（1.0）	0.6（1.0）	0.4（0.6）

設置場所	○特定の施設	○一般の施設
	水　槽	水　槽
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5
中　　間　　階	1.5	1.0
１階及び地下階	1.5	1.0

注１　耐震安全性の分類が甲類の建物は特定の施設、乙類の建物は一般の施設を適用する。
注２　屋外に設置する機器は、建物の安全性の分類に準じる。ただし、敷地内に甲類の建物と乙類の建物が混在する場合は、特定の施設を適用する。
注３　（　）内の数値は、防震支持の機器の場合に適用する。
注４　設計用鉛直震度は、設計用水平震度の１／２とする。
注５　上層階の定義は、６階建以下の場合は最上階、７～９階建の場合は上階２階。
注６　重要機器（水槽類含む）は、下記による。（水槽類にはオイルタンク等を含む。）
○配電盤　○直流電源装置　○自家発電装置　○交換機
○電算用電源　○中央監視装置　○ＵＰＳ装置　○自動火災報知装置
注７　操作卓は本体を床又は壁にアンカーボルトで固定できるように固定器具を備えたものとし、卓上機器は、転倒防止用の措置を講じたものとする。

●風圧力に対する性能	建築基準法に基づき定められた風速及び地表面粗度区分 Ｖ０（○３０　●３２　○３４）　地表面粗度区分（○Ⅰ　●Ⅱ　○Ⅲ　○Ⅳ）	
●風圧力（耐風力）	建築基準法施行令第８７条に定めるところによる風圧力（耐風力）検討（計算）書を監督職員に提出する。なお、検討（計算）範囲には、それぞれの取付部分を含めるものとする。 ○受雷部システム及び引下げ導線システム　●太陽光アレイ及び接続箱 ○風力発電装置　●テレビ共同受信用アンテナ及びアンテナマスト　○	
●電線類	1）特記なきものは、ＥＭ－ＩＥとする。 2）ＥＭ電線、ＥＭケーブルで標準仕様書に規格等の記載のないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとし、次の記号及び仕様による。 ＥＭ－アクセスフロア：ＪＣＳ４５０２（６００Ｖアクセスフロア用耐燃性ポリエチレンシースケーブル）による６００Ｖアクセスフロア用ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル（ＥＭ－ＥＥ）及び６００Ｖアクセスフロア用架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル（ＥＭ－ＣＥ）を示す。 ＥＭ－ＭＥＥＳ：ＪＣＳ４２７１に準じ、絶縁材及びシースにＪＣＳ規格によるＥＭケーブルの耐燃性ポリエチレンを用いたもの 3）長さ１ｍ以上の通線を行わない配管には、導入線（樹脂被覆鉄線等）を挿入する。	
●電線管	電　線　管	●ＰＦ管　ただし、露出部分は鋼製電線管とする。分電盤等の２次側で第１ボックスまでは(※鋼製電線管○ＰＦ管)とする。 ●ねじなし電線管
		1）雨線外及び湿気の多い場所または水気のある場所に使用する露出電線管は、厚鋼電線管とする。 2）スラブ厚の１／４を越える外径の配管及び（ＰＦ２２）又は（Ｅ２５）相当を越えるものは、コンクリート埋設配管を行わない。
	最上階の埋込配管	最上階のスラブでモルタル防水及び樹脂防水の場合、埋込配管は避けるのを原則とする。
		下記の露出配管は塗装（指定色塗装）を行う。 ●屋外（○屋上を除く）　○屋内居室　○屋内ＰＳ・ＥＰＳ　○屋内機械室・電気室　○廊下
●電線本数、管路等	分電盤、制御盤、端子盤等の２次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管径等は監督職員の承諾を受けて変更することができる。	
●ボックス	樹脂管で配管する場合は、合成樹脂製ボックスを使用する。	
●予備配管	分電盤の予備の配線用遮断器が４個以下の場合（２５）を１本、５個以上の場合（２５）を２本天井内まで立上げる。ケーブルラックの床の防火貫通部に（５１）を１本以上立上げる。	
●フラッシュプレート	和　室　○樹脂製　○金属製（○新金属製　○ステンレス製） その他　○樹脂製　●金属製（●新金属製　○ステンレス製）	
●床配線器具等	床用配線器具の形式は以下による。（図面特記のあるものを除く。） 二重床　※インナー形　○飛び出し形　○内部固定形　○外部固定形 二重床以外　※飛び出し形　○引出し形　○内部固定形　○外部固定形 （フロアベースは水平高低調整式（空転防止リング付）　※砲金製　○アルミ製とする。）	
●機器	寸　法	盤その他機器類について図示した寸法は、約寸法とする。
	接　続	電動機への接続は、本工事とする。
	アンカーボルト	アンカーボルト及びナットは、下記による。 屋外・多湿室等　（○溶融亜鉛メッキ　●ＳＵＳ） その他　（●一般品　○　）

章	項　　目	特　　記　　事　　項	
共通事項	○あと施工アンカー	施工後確認試験　○行う　○行わない 試験方法　引張試験機による引張試験とし、国土交通省大臣官房官庁営繕部の公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和４年版）「８．１２．７施工確認試験」による。 確認強度　監督職員との協議による。	
	●機器内配線等	下記の機器内配線及びケーブルには、ＥＭ電線及びＥＭケーブルを使用する。 ただし、高圧主回路配線はこの限りでない。 ●分電盤　●ＯＡ盤　○実験盤　●開閉器箱　○制御盤 ○キュービクル式配電盤　○直流電源装置 ○交流無停電電源装置（ＵＰＳ）（簡易型を除く）	
	○はつり	1）既存のコンクリート床・壁等の配管貫通部の穴あけは、原則としてダイヤモンドカッターを使用する。 2）復旧はモルタル補修までとする。	
	○再使用機器	取り外した上再使用する機器は、清掃し絶縁抵抗測定の上取付ける。なお照明器具等の見え掛かり部分は、洗剤を使用するなどして、十分に清掃する。	
	●その他	屋外の盤類・開閉器箱　●ＳＵＳ　○鋼板製 屋外のプルボックス　●ＳＵＳ　○鋼板製	
電灯設備	●工事範囲	●配管　●配線　●機器取付	
	●電気方式	幹線　●単相３線式　１００Ｖ／２００Ｖ　○直流２線式　１００Ｖ 分岐　●単相２線式　●１００Ｖ　●２００Ｖ ○直流２線式　１００Ｖ	
	●照明制御による効果の評価	一般社団法人日本照明器具工業会技術資料１３０「照明制御装置による消費電力削減効果の評価手法」により、消費電力削減効果の評価を行い監督職員に提出する。	
	●照明制御装置　（ｸﾞ）	照明制御装置の各センサー設定は、監督職員と協議する。センサー設定器を附属させる。	
	○多重伝送制御システム	多重伝送制御システムの設定は、監督職員の指示による。システム設定器を附属させる。	
	●ＬＥＤ制御装置の種類	図面特記があるものを除き、ＬＥＤ照明器具の制御装置の種類は、調光信号線が接続された器具にあってはＬＸ又はＬＺ、それ以外はＬＮ又はＬＪとする。	
	●ＲＰ又はＭＰ形照明器具	標準図において、防雨形または防湿形の器具本体の材質に、ＳＵＳを含む複数の材料が適用されている場合は、ＳＵＳを適用する。	
	●非常用照明の形式	●電池内蔵形　○電池別置形	
	●分電盤等	1）本工事の分電盤、ＯＡ盤、実験盤で、分岐に用いる配線用遮断器及び漏電遮断器の寸法は、ＪＩＳ　Ｃ　８２０１－２－１「回路遮断器」、同付属書ＪＣ「電灯分電盤用協約形回路遮断器」、ＪＩＳ　Ｃ　８２０１－２－２「漏電遮断器」、同付属書ＪＣ「電灯分電盤用協約形漏電遮断器」、による１極サイズのものとする。 2）ＳＰＤ分離器（配管用遮断器）は（○警報接点付　○警報接点無）とする。 3）ＳＰＤ分離器は、監督職員の承諾を受けて、ＳＰＤ内蔵とすることができる。	
		ＯＡ盤の端子盤部に　○通気口　○冷却ファン　を設ける	
	●照明用ポール	○開閉器を設ける（○配線用遮断器　○カットアウトスイッチ）　●開閉器を設けない	
	○一般照明の限度測定	実施　○する　○しない	
動力設備	●工事範囲	●配管　●配線　●機器取付	
	●電気方式	幹線　●三相３線式　２００Ｖ　○ 分岐　●三相３線式　２００Ｖ　○	
	○制御盤	1）制御回路に用いる変圧器は絶縁変圧器とする。 2）インバータ発熱対策用冷却装置を扉面に取り付けた場合、開扉時に冷却装置を休止させる。 3）インバータ発熱対策用冷却装置の故障を盤面に表示（○させる　○させない）	
	○監視方法	○警報盤による代表監視　○中央監視制御装置による監視	
	○インターロック	自動火災報知設備の受信機、連動制御器及びガス漏れ火災警報受信機と連動して、制御盤で空調機を停止させる。	
	●インバータ装置の規約効率	三相可変性電動機用インバータ装置の規約効率は、次表の値以上とする。	

電動機出力（kW）	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11
ｲﾝﾊﾞｰﾀ効率（%）	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5	94.5
電動機出力（kW）	15	18.5	22	30	37	45	55	75
ｲﾝﾊﾞｰﾀ効率（%）	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5

備考）1）電動機の供給電圧は１００Ｖ又は２００Ｖとする。
2）インバータ効率は、１００％負荷時の値とする。

雷保護設備	○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付
	○保護レベル	○Ⅰ　○Ⅱ　○Ⅲ　○Ⅳ
	○受雷部システム	突針支持管　○鋼製　○ステンレス製
	○接地システム	○Ａ型接地極（○板状接地極　○垂直接地極　○放射状接地極） ○Ｂ型接地極（○環状接地極　○網状接地極） ○構造体利用接地極（構造体底盤部の大地抵抗率測定のための大地抵抗率測定用補助接地極を　○設ける　○設けない）
受変電設備	○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付
	○電気方式	高圧　三相３線式　６ｋＶ 低圧　○三相３線式２００Ｖ　○単相３線式１００Ｖ／２００Ｖ ○三相３線式　Ｖ　○三相４線式　Ｖ／　Ｖ
	○配電盤形式	○屋内キュービクル式配電盤　○屋外キュービクル式配電盤　○開放形配電盤 ○変圧器盤　○コンデンサ盤　○系統連系保護制御盤 ○高圧スイッチギア（○　ＣＸ形　○　ＣＷ形　○　ＰＷ形　） ○低圧スイッチギア（○　ＣＸ形　○　ＣＳ形　○　ＣＷ形　○　ＦＷ形）
	○変圧器の規格　［ｸﾞ］	1）変圧器（スコット結線変圧器、モールド変圧器でＨ絶縁材料を使用するもの、一次電圧が低圧または特別高圧のものを除く。）は、グリーン購入法による特定調達品目の判断基準を満たすものとする。 2）ダイヤル温度計は、最高温度指針付とする。
	○監視方式	●警報盤による代表監視　○中央監視制御装置による監視
	○基礎	○本工事　○別途工事　○既設
	○付属品等	盤内に予備限流ヒューズを収納する。
	○その他	○低圧配電盤の配線用遮断器は取付け板組込形で埋込形とする。 ○低圧配電盤の裏面に負荷側引出し用端子を設ける。 ○低圧配電盤に内部点検空間を設ける。（幅６００ｍｍ以上・高さ１，８００ｍｍ以上） ○盤内照明器具はＬＥＤとする。 ○換気扇を設ける場合は回転センサ付とする。（盤面警報ランプ共）

記事

業務名称	相楽広域行政組合新庁舎基本・実施設計業務	工事名称	相楽広域行政組合新庁舎新築工事	設計年月	令和8年3月
株式会社 綠企圖設計　京都支店　一級建築士事務所 京都府知事登録(07A) 第00523号　管理建築士 一級建築士(大臣) 第331194号 三浦 光寛	印　・　・	図面名称	電気設備工事特記仕様書(1)	縮尺 A2 － A3 －	図面番号 E－ 01

電気設備工事特記仕様書　No.2

章	項目	特記事項
電力貯蔵設備	○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付
	○直流電源装置	用途　○建築基準法用　○消防法用　○受変電設備専用 その他　○過放電防止保護装置（直流不足電圧継電器）の設定電圧は、９０Ｖとする。
	○交流無停電電源装置（ＵＰＳ）	用途　（　　） 方式　○一般形　○簡易形
発電設備	○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付
	○形式	○オープン形　○簡易形　○キュービクル
	○連続運転可能時間	○１０時間（乙）　○７２時間（甲）　○
	○発電機	電気方式　三相３線式 電　圧　○２１０Ｖ　○６．６ｋＶ　○４１５Ｖ 定格出力　ｋＶＡ以上　力率　０．８
	○原動機	種　別　○ガスタービン　○ディーゼル機関　○ガスエンジン ○マイクロガスタービン　○燃料電池　○コージェネレーション 定格出力　ｋＷ（　ＰＳ）以上 始動方式　○電気式　○空気式 冷却方式　○ラジエーター式　○水槽循環式 現地負荷試験　○行う　○行わない
	○燃料	種類　○重油　○軽油　○灯油　○ガス（　　） ○燃料小出槽　㍑ ○主燃料槽　㍑
	○監視方式	○警報盤による代表監視　○中央監視盤による監視
	●太陽光発電装置	太陽電池アレイ設置可能建築面積　公称最大出力　３ｋＷ以上　m2以下（長辺　ｍｘ短辺　ｍ） 系統連系　●受動　○能動 パワーコンディショナ出力　１相　２線式　２０２Ｖ　３ｋＷ以上 逆潮流　○有　＊無 交流出力電力　○100V　●200V 出力電気方式　○三相3線式　●単相3線式　○単相2線式
	○外部移報	○有　○無
構内情報通信網設備	●工事範囲	●配管　●配線　●機器取付
	●施工方法	○金属管配線　●ケーブル配線　●合成樹脂管配線
構内交換設備	●工事範囲	●配管　●配線　●機器取付
	●保安器用接地	●本工事　○別途工事
	○形式	○電子交換機　○ボタン電話装置
情報表示設備	○工事種類	○マルチサイン装置　○出退表示設備　○時刻表示設備
	○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付
	○親時計及び付属装置	○ＣＲ　－Ｐ　Ｍ　○ＣＷ　－Ｐ　Ｍ ○プログラムタイマー（○カード式　○キー式　○　　）
	○子時計	特記なきものは　○ＳＷＡ33－ＧＰ Ｂ2　○
映像音響設備	○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付
	○施工方法	○金属管配線　○ケーブル配線　○合成樹脂管配線
拡声設備	○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付
	○増幅器	用途　○全館放送用（○一般放送　○非常放送）○ローカル放送用
		○自動放送はアッテネーターを経由した回路とする。
	○スピーカ	特記なきものは　○ＳＣ６Ｈ１－１Ｖ３－Ｍ　○
誘導支援設備	●工事範囲	●配管　●配線　●機器取付
	○工事内容	○音声誘導装置　検出方式　（○磁気式　○無線式　○画像認識） ○インターホン　○電話式　○相互式 ●テレビインターホン　○親機に子機カメラ角度調整機能（上下）を設ける。 ○ ●トイレ等呼出し装置　●１室　○３室　○５室　○ 呼出しボタン　●壁付ボタン（プルスイッチの長さは、０.２ｍ程度とする） ○壁付握りボタン（握りボタンの長さは、１.２ｍ程度とする） ○通話機能 ○受付呼出し装置　○誘導音
テレビ共同受信設備	●工事範囲	●配管　●配線　●機器取付
	●アンテナ	●ＵＨＦ用　●ＢＳ用　●ＣＳ用 ○ＡＭ用　○ＦＭ用　○ＣＡＴＶ
	●アンテナマスト	○壁面取付形　●自立形 ●配管用ステンレス鋼鋼管 ○一般構造用炭素鋼鋼管（溶融亜鉛メッキ仕上げ） ○圧力配管用炭素鋼鋼管（溶融亜鉛メッキ仕上げ）
	●電界強度測定	電界強度及び画質は、最上階が打上がったときに、アンテナ取付予定位置、またその周辺で測定し、その測定記録を監督職員に速やかに提出すること。 測定チャンネルは、監督職員と協議する。

章	項目	特記事項
監視カメラ設備	●工事範囲	●配管　●配線　●機器取付
	●画像	●カラー　○白黒
	●伝送方式	○ネットワーク伝送方式　●デジタル同軸伝送方式　○
駐車場管制設備	○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付
	○車両検出方式	○ループコイル方式　○光線方式
防犯・入退室管理設備	●工事範囲	●配管　●配線　●機器取付
	●工事種類	○機械警備用配管 ○防犯装置　●入退室管理制御装置
火災報知設備	●自動火災報知装置	●工事範囲　●配管　●配線　●機器取付
		●受信機　●　Ｐ形　２級　３回線 ●壁掛形　○自立形 ●単独形　○複合形 ○副受信機　窓 ○盤面に消火ポンプ運転表示灯を設ける。
		○光警報装置　○
		○消火ポンプ始動　○消火栓箱内押ボタン ○発信機と連動（総合盤に始動表示灯を設ける。）
		○機器収容箱　○消火栓一体形　○単独形
	○自動閉鎖装置	○工事範囲　○配管　○配線　○機器取付
		○連動制御器　回線　【予備電源（蓄電池）内蔵】 ○単独　○自火報受信機と一体
		○自動閉鎖装置　○防火戸用【ＤＣ２４Ｖ　０．６Ａ以下電磁式またはラッチ式】 ○防煙ダンパ用 【別途工事　瞬時通電式又は電動式　ＤＣ２４Ｖ　０．６Ａ以下 遠方復帰機構（電動式）ＤＣ２４Ｖ　０．７Ａ以下】 ○防火シャッター用 【別途工事　ＤＣ２４Ｖ　０．６Ａ以下】
	○非常警報装置	○工事範囲　○配管　○配線　○機器取付
		○電気方式　ＤＣ２４Ｖ
		○電源装置　○非常電源（蓄電池）　○自動火災報知設備と兼用
	○ガス漏れ火災警報装置	○工事範囲　○配管　○配線　○機器取付
		○受信機　○単独形　○自火報受信機と一体
		○ガスの種類　○都市ガス（１３Ａ）　○液化石油ガス
	○諸警報表示	受信機に諸警報表示窓（　窓）を設ける。
中央監視制御設備	○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付
	○監視方式	○警報盤　○監視制御装置
医療関係設備	○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付
	○非接地電源用分電盤	キャビネット　○鋼製　○ステンレス製
	○ナースコール装置	トイレ及び浴室等の　○有線式　○無線式
		呼出押ボタン　○防滴　○防湿
	○その他	○オプション等の試験は、監督職員の指示による。
構内配電線路	●工事範囲	●配管　●配線　●機器取付
	●電気方式	高圧　○三相３線式　６ｋＶ
		低圧　●三相３線式　２００Ｖ　○ ●単相３線式　１００／２００Ｖ ○単２線式　（○１００Ｖ　○２００Ｖ）
	●ふ設方式	●地中線　●管路式　●波付硬質合成樹脂管（ＦＥＰ） ○ポリエチレン被覆管（ＰＬＰ） ○ 埋設深さ　特記なきものはＧＬ（舗装がある場合は、舗装下面）から３００ｍｍ以上とする。
		○架空線　電柱　○遠心力プレストレストコンクリートポール
	○区分開閉器	○高圧負荷開閉器　７．２ｋＶ　３００Ａ
		用途　○架空引込用　○地中引込用
		構造　○耐中塩じん用　○耐重塩じん用
		形式　○引外し装置付き（ＳＯＧ形）　○引外し装置なし　○避雷器内蔵 ○制御電源用変圧器内蔵
	○マンホール及びハンドホール	構造・寸法　○標準図による　○図示による。 蓋の文字　○蓋の用途表示は電力とする。　○ ハンドホールにおいてもケーブル支持材を設ける。 ケーブルが直接接触しない場合の金物は、接地を省略してもよい。
	○高圧ケーブル	屋外に使用する高圧ケーブルはＥＭ－高圧架橋ポリエチレンケーブルは、ＪＣＳ　４３９５「６６００Ｖ　架橋ポリエチレンケーブル（３層押出型）」に（＊よる　○よらない）
	○余長	高圧ケーブルは,受変電設備までの配線経路中、１ヶ所で３ｍ余長をとる。
	○碍子、高圧ケーブル端末処理	○一般用　○耐塩用　○重耐塩用
	○避雷器	○屋外形　○耐塩形
	○装柱材	○一般用　○耐塩形
	●外灯	基礎　●本工事　○別途工事 ●外灯ポールの材質が鋼製（ＳＰＣ）の場合で特記がない場合は溶融亜鉛メッキとし、指定色塗装とする。
構内通信線路	○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付
	○ふ設方式	○地中線　○管路式　○波付硬質合成樹脂管（ＦＥＰ） ○ポリエチレン被覆管（ＰＬＰ） ○ 埋設深さ　特記なきものはＧＬ（舗装がある場合は、舗装（表層）下面）から３００ｍｍ以上とする。
		○架空線　電柱　○遠心力プレストレストコンクリートポール
	○マンホール及びハンドホール	構造・寸法　○標準図による　○図示による 蓋の文字　○蓋の用途表示は通信とする　○ ハンドホールにおいてもケーブル支持材を設ける。 ケーブルが直接接触しない場合の金物は、接地を省略してもよい。

章	項目	特記事項
電波障害調査	○調査範囲	○測定のみ　○対策工事実施設計書作成まで
	○測定時期	○工事前　○工事中　○完成後
	○測定箇所	箇所
	○測定内容	受信可能な空チャンネルとし、結果報告書を提出する。

別表　1　付属品・予備品

○イージーキャビネット　箱　○キーボックス　○テスター　○マンホールフック ○工具箱（ドライバー、モンキーレンチ、組スパナー、ハンマー）	
受変電設備・盤	ランプ及びヒューズの予備品は、２０％とする。

記事

業務名称：相楽広域行政組合新庁舎基本・実施設計業務		工事名称：相楽広域行政組合新庁舎新築工事	設計年月：令和8年3月
株式会社 綜企画設計　京都支店　一級建築士事務所 京都府知事登録(07A) 第00523号　管理建築士 一級建築士（大臣） 第331194号 三浦 光寛	印　・　・	図面名称：電気設備工事特記仕様書(2)	縮尺：A2 －　A3 －
			図面番号：E－ 02

相楽会館解体工事進捗状況（令和８年３月）

相楽会館解体工事の令和8年3月の進捗状況を公表します。令和8年2月中に実施された相楽会館の躯体（基礎・骨組み）にかかる解体作業完了後に、地中に埋没している基礎杭の除去及び跡地の整備を行い、相楽会館の解体工事が完了しました。



基礎杭除去機材の搬入（R8．３．３～）



基礎杭除去機材の搬入（R8．３．３～）



基礎杭除去（R8．３．３～）



基礎杭除去（R8．３．３～）



基礎杭除去（R8．３．10～）



基礎杭除去（R8．３．10～）



基礎杭除去（R8．3．10～）



基礎杭除去（R8．3．10～）



基礎杭除去（R8．3．17～）



基礎杭除去（R8．3．17～）



基礎杭除去（R8．3．17～）



基礎杭除去（R8．3．17～）



基礎杭除去後跡地（R8．3．24～）



基礎杭除去後跡地（R8．3．24～）



基礎杭除去後跡地（R8．3．24～）



基礎杭除去後跡地（R8．3．24～）



基礎杭除去後跡地（R8．3．24～）



基礎杭除去後跡地（R8．3．24～）



解体工事後現場検査（R8．3．27）



解体工事後現場検査（R8．3．27）



解体工事後現場検査（R8．3．27）



解体工事後現場検査（R8．3．27）



跡地整備（～R8．3．31）



跡地整備（～R8．3．31）



跡地整備（～R8．3．31）



跡地整備（～R8．3．31）



跡地整備（～R8．3．31）



跡地整備（～R8．3．31）



跡地整備（～R8．3．31）



跡地整備（～R8．3．31）

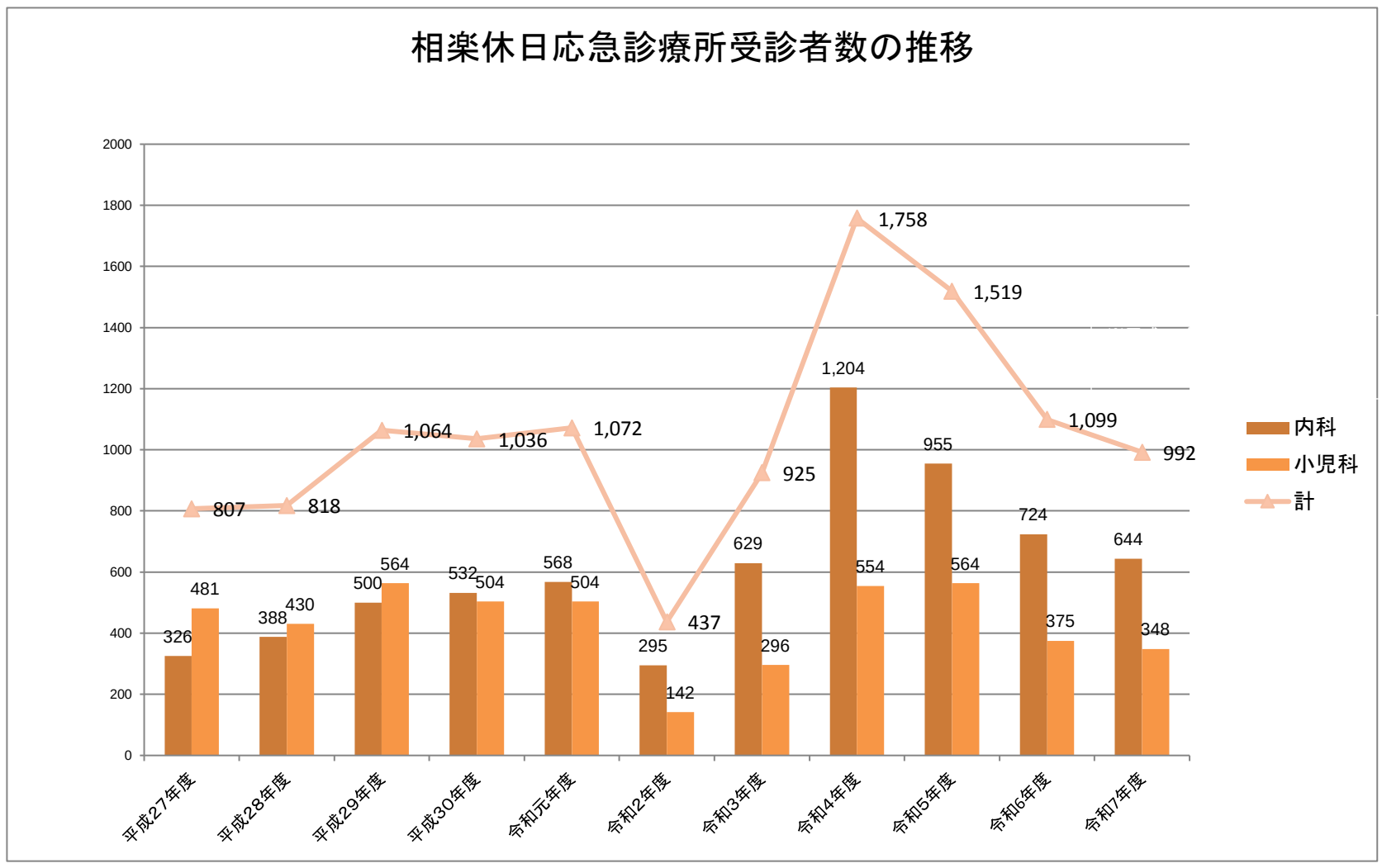
令和７年度 各種団体実績報告

月日	事　業　名	主　催　団　体　名	対応状況
5/28	相楽地方学校保健会総会	相楽地方学校保健会	書面開催のため対応なし
5/29	令和7年度木津川を美しくする会総会	木津川を美しくする会	事務局長出席
6/5	相楽地方学校保健会・安全管理研修会	相楽地方学校保健会	欠席
6/6	第75回社会を明るくする運動相楽地区推進委員会	第75回社会を明るくする運動相楽地区推進委員会	事務局出席
6/21	第75回社会を明るくする運動相楽地区大会	第75回社会を明るくする運動相楽地区推進委員会	杉浦代表理事出席
7/6 ～7/27	第42回広域行政組合旗・杯争奪大会、第12回郵便局長杯争奪大会、相楽少年軟式野球連盟夏季大会	相楽少年軟式野球連盟	開会式・始球式（岡本議長出席）
12/14	令和7年度相楽地方PTA連絡協議会研究大会	相楽地方PTA連絡協議会	代表理事出席
12/25	「第53回ふるさとの水と緑を守るつどい」	木津川を美しくする会	事務局長出席後援、賞状
1/6 ～1/11	第28回そうび展	相楽美術協会	後援
1/15	令和7年度相楽地方学校保健研究大会	相楽地方地方学校保健会	欠席、後援メッセージ

相楽休日応急診療所受診者数の推移

（単位：人、％）

年度 / 市町村名	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		合　計	割　合
木津川市	552		523		733		714		802		312		688		1,278		1,124		834		762		8,322	72.2
笠 置 町	2		2		5		3		7		1		7		12		9		4		7		59	0.5
和 束 町	19		25		20		18		24		6		18		18		19		24		13		204	1.8
精 華 町	191		233		240		240		171		93		176		380		322		207		185		2,438	21.1
南山城村	9		5		6		9		5		6		7		10		16		3		7		83	0.7
小　　計	773		788		1,004		984		1,009		418		896		1,698		1,490		1,072		974		11,106	96.3
そ の 他	34		30		60		52		63		19		29		60		29		27		18		421	3.7
合　　計	807		818		1,064		1,036		1,072		437		925		1,758		1,519		1,099		992		11,527	100.0
内　科	326	40.4	388	47.4	500	47.0	532	51.4	568	53.0	295	67.5	629	68.0	1,204	68.5	955	62.9	724	65.9	644	64.9	6,765	58.7
小児科	481	59.6	430	52.6	564	53.0	504	48.6	504	47.0	142	32.5	296	32.0	554	31.5	564	37.1	375	34.1	348	35.1	4,762	41.3



相楽休日応急診療所受診者数比較表(令和6・7年度)

単位：人、％

区分 / 市町村名	内科				小児科				合計			
	R7年度	R6年度	差引	増減率	R7年度	R6年度	差引	増減率	R7年度	R6年度	差引	増減率
木津川市	496	540	△ 44	△ 8.1	266	294	△ 28	△ 9.5	762	834	△ 72	△ 8.6
笠置町	6	3	3	100.0	1	1	0	0.0	7	4	3	75.0
和束町	8	19	△ 11	△ 57.9	5	5	0	0.0	13	24	△ 11	△ 45.8
精華町	116	144	△ 28	△ 19.4	69	63	6	9.5	185	207	△ 22	△ 10.6
南山城村	6	3	3	100.0	1	0	1	皆増	7	3	4	133.3
小計	632	709	△ 77	△ 10.9	342	363	△ 21	△ 5.8	974	1,072	△ 98	△ 9.1
その他	12	15	△ 3	△ 20.0	6	12	△ 6	△ 50.0	18	27	△ 9	△ 33.3
合計	644	724	△ 80	△ 11.0	348	375	△ 27	△ 7.2	992	1,099	△ 107	△ 9.7

令和7年度相楽休日応急診療所受診状況表

単位：人、％

年月 / 市町村名	R7.4		R7.5		R7.6		R7.7		R7.8		R7.9		R7.10		R7.11		R7.12		R8.1		R8.2		R8.3		合　計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
木津川市	31	75.6	50	75.8	26	83.9	33	76.8	41	69.5	48	73.9	37	88.1	121	77.1	80	70.2	115	76.7	143	83.1	37	71.2	762	76.9
笠 置 町	0	0.0	1	1.5	0	0.0	1	2.3	0	0.0	1	1.5	0	0.0	0	0.0	2	1.7	2	1.3	0	0.0	0	0.0	7	0.7
和 束 町	0	0.0	1	1.5	1	3.2	0	0.0	2	3.4	0	0.0	0	0.0	6	3.8	1	0.9	0	0.0	1	0.6	1	1.9	13	1.3
精 華 町	7	17.1	11	16.7	3	9.7	7	16.3	13	22.0	14	21.6	5	11.9	26	16.6	29	25.5	32	21.3	26	15.1	12	23.1	185	18.6
南山城村	2	4.9	1	1.5	0	0.0	1	2.3	0	0.0	1	1.5	0	0.0	2	1.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7	0.7
小　計	40	97.6	64	97.0	30	96.8	42	97.7	56	94.9	64	98.5	42	100.0	155	98.8	112	98.2	149	99.3	170	98.8	50	96.2	974	98.2
京都府内	1	2.4	1	1.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.5	0	0.0	0	0.0	2	1.8	0	0.0	1	0.6	0	0.0	6	0.6
奈良県内	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.3	1	1.7	0	0.0	0	0.0	1	0.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	0.3
三重県内	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.6	0	0.0	1	0.1
そ の 他	0	0.0	1	1.5	1	3.2	0	0.0	2	3.4	0	0.0	0	0.0	1	0.6	0	0.0	1	0.7	0	0.0	2	3.8	8	0.8
小　計	1	2.4	2	3.0	1	3.2	1	2.3	3	5.1	1	1.5	0	0.0	2	1.2	2	1.8	1	0.7	2	1.2	2	3.8	18	1.8
合　計	41	100.0	66	100.0	31	100.0	43	100.0	59	100.0	65	100.0	42	100.0	157	100.0	114	100.0	150	100.0	172	100.0	52	100.0	992	100.0
内科 比率	30	73.2	53	80.3	20	64.5	32	74.4	46	78.0	48	73.8	18	42.9	93	59.2	53	46.5	115	76.7	96	55.8	40	76.9	644	64.9
小児科 比率	11	26.8	13	19.7	11	35.5	11	25.6	13	22.0	17	26.2	24	57.1	64	40.8	61	53.5	35	23.3	76	44.2	12	23.1	348	35.1

診療日数	5 日	7 日	5 日	5 日	6 日	6 日	5 日	7 日	5 日	8 日	6 日	6 日	71 日
1日当たりの受診者数	8.2 人	9.4 人	6.2 人	8.6 人	9.8 人	10.8 人	8.4 人	22.4 人	22.8 人	18.8 人	28.7 人	8.7 人	14.0 人

令和7年度相楽休日応急診療所受診状況表(内科)

単位：人、％

年月 / 市町村名	R7.4		R7.5		R7.6		R7.7		R7.8		R7.9		R7.10		R7.11		R7.12		R8.1		R8.2		R8.3		合　計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
木津川市	23	76.7	42	79.2	18	90.0	25	78.2	32	69.6	33	68.7	14	77.8	74	79.6	38	71.7	88	76.5	79	82.3	30	75.0	496	77.0
笠置町	0	0.0	1	1.9	0	0.0	1	3.1	0	0.0	1	2.1	0	0.0	0	0.0	1	1.9	2	1.7	0	0.0	0	0.0	6	0.9
和束町	0	0.0	1	1.9	1	5.0	0	0.0	2	4.3	0	0.0	0	0.0	3	3.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.5	8	1.3
精華町	5	16.7	8	15.1	1	5.0	4	12.5	10	21.7	12	25.0	4	22.2	12	12.9	13	24.5	24	20.9	15	15.5	8	20.0	116	18.0
南山城村	2	6.6	0	0.0	0	0.0	1	3.1	0	0.0	1	2.1	0	0.0	2	2.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	0.9
小　計	30	100.0	52	98.1	20	100.0	31	96.9	44	95.6	47	97.9	18	100.0	91	97.8	52	98.1	114	99.1	94	97.9	39	97.5	632	98.1
京都府内	0	0.0	1	1.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.1	0	0.0	0	0.0	1	1.9	0	0.0	1	1.0	0	0.0	4	0.6
奈良県内	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	3.1	1	2.2	0	0.0	0	0.0	1	1.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	0.5
三重県内	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.0	0	0.0	1	0.2
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.2	0	0.0	0	0.0	1	1.1	0	0.0	1	0.9	0	0.0	1	2.5	4	0.6
小　計	0	0.0	1	1.9	0	0.0	1	3.1	2	4.4	1	2.1	0	0.0	2	2.2	1	1.9	1	0.9	2	2.1	1	2.5	12	1.9
合　計	30	100.0	53	100.0	20	100.0	32	100.0	46	100.0	48	100.0	18	100.0	93	100.0	53	100.0	115	100.0	96	100.0	40	100.0	644	100.0

令和7年度相楽休日応急診療所受診状況表(小児科)

単位：人、％

年月 / 市町村名	R7.4		R7.5		R7.6		R7.7		R7.8		R7.9		R7.10		R7.11		R7.12		R8.1		R8.2		R8.3		合　計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
木津川市	8	72.7	8	61.5	8	72.7	8	72.7	9	69.2	15	88.2	23	95.8	47	73.4	42	68.9	27	77.1	64	84.3	7	58.4	266	76.5
笠置町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3
和束町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	4.7	1	1.6	0	0.0	1	1.3	0	0.0	5	1.4
精華町	2	18.2	3	23.1	2	18.2	3	27.3	3	23.1	2	11.8	1	4.2	14	21.9	16	26.3	8	22.9	11	14.5	4	33.3	69	19.8
南山城村	0	0.0	1	7.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3
小　計	10	90.9	12	92.3	10	90.9	11	100.0	12	92.3	17	100.0	24	100.0	64	100.0	60	98.4	35	100.0	76	100.0	11	91.7	342	98.3
京都府内	1	9.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.6
奈良県内	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
三重県内	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	0	0.0	1	7.7	1	9.1	0	0.0	1	7.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	8.3	4	1.1
小　計	1	9.1	1	7.7	1	9.1	0	0.0	1	7.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.6	0	0.0	0	0.0	1	8.3	6	1.7
合　計	11	100.0	13	100.0	11	100.0	11	100.0	13	100.0	17	100.0	24	100.0	64	100.0	61	100.0	35	100.0	76	100.0	12	100.0	348	100.0

令和７年度相楽休日応急診療所疾患別患者数

	診療日数	呼吸器感染症	呼吸器疾患	消化器感染症	消化器疾患	循環器疾患	皮膚科	外傷	泌尿器	伝染性ウイルス	その他	合計
４月	5	22	0	5	0	0	5	0	2	5	2	41
５月	7	41	0	6	1	0	6	0	1	11	0	66
６月	5	18	0	3	0	0	3	0	0	6	1	31
７月	5	22	0	1	1	0	3	0	0	16	0	43
８月	6	20	0	2	0	0	3	0	1	31	2	59
９月	6	30	0	2	2	0	6	0	1	22	2	65
１０月	5	15	0	0	0	1	1	0	0	24	1	42
１１月	7	68	0	1	0	0	4	0	0	84	0	157
１２月	5	36	0	2	0	0	3	0	0	70	3	114
１月	8	56	0	4	0	0	4	0	0	83	3	150
２月	6	65	0	7	0	0	1	0	2	97	0	172
３月	6	19	0	7	0	0	1	0	0	25	0	52
合計	71	412	0	40	4	1	40	0	7	474	14	992
割合	ー	41.6%	0.0%	4.0%	0.4%	0.1%	4.0%	0.0%	0.7%	47.8%	1.4%	100.0%

病気の内容	新型コロナ疑い かぜ・気管支炎	喘息	胃腸炎 腸炎	胃潰瘍 慢性胃炎	高血圧症 不整脈	蕁麻疹 皮膚炎 帯状疱疹	切創 挫創	膀胱炎 尿管結石	新型コロナ インフルエンザ 手足口病	薬希望

令和７年度相楽休日応急診療所電話受付分析結果

◎受診者数　992 人（うち二次転送10人（内科8人（うち入院2人）、小児科2人（うち入院0人））
◎電話受付数　1,344 人

＜内　訳＞

		人　数	割　合(%)	備　　考
電話受付結果	1　受　　診	992	74%	
	2　未　受　診	45	3%	
	3　他機関紹介	265	20%	
	4　問い合わせ	1	0%	
	5　不　　明	0	0%	
	6　予約人数超	41	3%	
合　　計		1,344	100%	

＜２　未受診の内訳＞

		人　数	割　合(%)	備　　考
1	連絡なし	4	9%	
2	他機関受診	9	20%	
3	その他	32	71%	
合　　計		45	100%	

＜３　他機関紹介の内訳＞

理由 ＼ 紹介先			京都山城総合医療センター	学研都市病院	消防本部（病院紹介）	その他・不明	小　計
1	年齢によるもの	小児科	80	4	17	0	101
		内科	4	0	3	3	10
2	設備等によるもの	点滴	9	0	3	0	12
		検査	25	3	7	2	37
		注射	0	0	0	0	0
3	受診科目によるもの	眼科	1	0	2	1	4
		耳鼻咽喉科	3	0	2	0	5
		外科	11	0	7	0	18
		整形外科	2	0	6	0	8
		歯科	1	0	0	0	1
		皮膚科	1	0	2	0	3
		泌尿科	0	0	1	0	1
		口腔外科	0	0	0	0	0
4	症状等によるもの（救急、重篤等）	熱・嘔吐	11	0	4	4	19
		異物誤飲	1	0	0	1	2
		京都府外の方	2	0	0	1	3
		腹痛	2	0	1	0	3
		言語障害・認識低下	0	0	1	0	1
		発熱外来時間外	32	0	2	2	36
		安定剤希望（薬がない）	0	0	1	0	1
5	その他		0	0	0	0	0
合　　計			185	7	59	14	265

○相楽広域行政組合規約

昭和56年８月１日

規約第１号

（組合の名称）

第１条　この組合は、相楽広域行政組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第２条　組合は、木津川市・笠置町・和束町・精華町及び南山城村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

（組合の共同処理する事務）

第３条　組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

(1)　関係市町村の連絡調整に関する事務

(2)　相楽会館施設の設置及び管理運営に関する事務

(3)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく一般廃棄物のうち、し尿処理施設の設置及び管理運営並びに経営の業務及びし尿処理に関する事務

(4)　浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第１項の規定による浄化槽清掃業及び廃棄物処理法第７条第１項の規定による一般廃棄物処理業(浄化槽汚泥の収集及び運搬を行う浄化槽清掃業の許可を有する者に限る。）の許可に関する事務

(5)　消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第２項の規定に基づく消費生活センターの設置及び管理運営に関する事務

(6)　相楽休日応急診療所の設置及び管理運営に関する事務

（組合の事務所の位置）

第４条　組合の事務所は、京都府木津川市木津上戸15番地　相楽会館内に置く。

（組合の議会の組織及び議員の選挙の方法）

第５条　組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は14人とし、その選出区分は、次のとおりとする。

木津川市　５人

笠置町　２人

和束町　２人

精華町　３人

南山城村　２人

２　組合議員は、関係市町村の議会において議員の中から選挙する。

３　組合議員に欠員を生じたときは、当該欠員となった議員を選挙した関係市町村の議会は、直ちに補欠選挙を行わなければならない。

（組合議員の任期）

第６条　組合議員の任期は、関係市町村の議会の議員の任期による。

（議会の議長及び副議長）

第７条　組合の議会に議長及び副議長を置く。

２　議長及び副議長は、組合の議会において組合議員の中から選挙する。

３　議長及び副議長の任期は、組合議員としての任期による。

（理事会）

第８条　組合に理事会を置く。

２　理事は、関係市町村の長をもって充てる。

３　理事会に代表理事１人を置く。

４　代表理事は、理事が互選する。

５　代表理事は、理事会に関する事務を処理し、理事会を代表する。

６　前各項に定めるもののほか、理事会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

（会計管理者）

第９条　組合に会計管理者を置く。

２　会計管理者は、代表理事の属する市町村の会計管理者の職にある者をもって充てる。

（監査委員）

第10条　組合に監査委員２人を置く。

２　監査委員は、理事会が組合の議会の同意を得て、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下「識見を有する者」という。）及び組合の議会の議員のうちから選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は１人とする。

３　監査委員の任期は、識見を有する者にあっては４年とし、議員のうちから選任される者にあっては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

（事務局）

第11条　組合に事務局を置く。

2　事務局に事務局長その他の職員を置く。

3　事務局長その他の職員は、理事会で任免する。

4　事務局長その他の職員の定数は、条例で定める。

5　第３条第１号に関する事務処理をするため幹事会を置く。

（経費の支弁の方法）

第12条　組合の経費は、組合の事業により生ずる収入、関係市町村の分担金、その他の収入をもって充てる。

2　前項の分担金の総額及び関係市町村に分賦する額は、理事会が組合議会の議決を経て定める。

附　則

1　この規約は、京都府知事の許可のあった日から施行する。

2　組合は、京都府知事の許可のあった日の前日をもって廃止する相楽地区広域市町村圏協議会並びに同日をもって解散する相楽郡町村事務組合及び相楽郡衛生管理組合の事務を承継する。

附　則

1　この規約は、京都府知事の許可のあった日から施行する。

2　この規約の施行の際、現に在職する監査委員は、その任期が満了するまでの間、改正後の相楽郡広域事務組合規約第８条第２項の規定により選任された監査委員とみなす。

附　則

1　この規約は、京都府知事の許可のあった日から施行する。

附　則

1　この規約は、平成19年３月12日から施行する。

2　平成18年度の木津川市に係る分担金は、この規約による改正後の相楽郡広域事務組合規約第12条第２項の規定にかかわらず、分賦しないこととし、平成18年度中に山城町、木津町及び加茂町に対して分賦した分担金を、木津川市に分賦した分担金とみなす。

3　この規約による改正前の相楽郡広域事務組合規約第11条第３項の規定による山城町、木津町及び加茂町の出資金の額は木津川市が承継する。

附　則

1　この規約は、京都府知事の許可のあった日から施行する。

2　この規約の施行の際、現に組合の収入役の職にある者は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

附　則

この規約は、平成22年３月１日から施行する。

附　則

この規約は、京都府知事の許可のあった日から施行する。

附　則

この規約は、令和５年４月１日から施行する。

SOURAKU



人と文化の交差点